

県立三ツ池公園 令和4年度 事業計画書



神奈川県公園協会・石勝エクステリア・サカタのタネGSグループ

事業計画書（目次）

1	サービスの向上		
(1)	「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」	計画書 1	p.3
(2)	「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」	計画書 2	p.10
(3)	「施設の維持管理」	計画書 3	p.12
(4)	「利用促進のための取組」	計画書 4	p.25
(5)	「自主事業の内容等」	計画書 5	p.36
(6)	「利用料金の設定・減免の考え方」	計画書 6	p.39
(7)	「利用者対応・サービス向上の取組」	計画書 7	p.41
(8)	「日常の事故防止、緊急時の対応」	計画書 8	p.46
(9)	「急病人及び新型コロナウイルス等への対応」	計画書 9	p.53
(10)	「災害への対応（事前、発生時）」	計画書 10	p.57
(11)	「地域と連携した魅力ある施設づくり」	計画書 11	p.65
3	団体の業務遂行能力		
(12)	「人的な能力、執行体制」	計画書 12	p.69
(13)	「コンプライアンス、社会貢献」	計画書 13	p.75
(14)	「事故・不祥事への対応、個人情報保護」	計画書 14	p.82
<付属書類>			
事業計画一覧表			
人員配置計画			
年間維持管理計画表			
委託予定業務一覧表			
収支計画書			
常設・詳細アンケート用紙			
県所有物品一覧			

※事業計画書の数量、時期、内容等は変動の要素がある。

計画書1 「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」

(1) 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方**ア 管理運営団体の概要**

私たちは、公益財団法人神奈川県公園協会（以下、グループ代表という）と株式会社石勝エクステリア（以下、石勝エクステリアという）、サカタのタネ グリーンサービス株式会社（以下、サカタのタネ GS という）の3社で構成するグループです。

本公園は、開園から60年以上が経過し、樹木の密生化・高木化や施設の老朽化が進んでいます。さらに、近年の異常気象等を踏まえた防災への備えや感染症拡大防止対策に留意した新たな生活様式への対応など、社会情勢の変化にも対応する必要があります。

グループ代表の45年以上にわたる県立都市公園の管理ノウハウ、石勝エクステリアの造園技術と自然環境保全のノウハウ、サカタのタネ GS の花や芝生管理に関する高い技術等、各社の専門性・強みを活かし融合することにより、本公園の課題を踏まえた、効率的・効果的な管理運営を行い、時代のニーズに合わせた公園の再生を図ります。



- ・都市公園や自然公園施設の豊富な管理経験に基づくノウハウの蓄積
- ・SDGsの積極的な実践と発信
- ・周辺施設や地域人材との連携、地産地消の取組、障がい者就労支援など公園管理を通じた地域活性化への貢献
- ・公益法人として、団体の収益を用いた緑の普及啓発等の公益事業の実施
- ≪主な役割≫トータルマネジメント、利用促進、地域連携、駐車場管理運営、防災機能確保 等

三ツ池公園 時代のニーズに合わせた公園の再生

- ・東急不動産ホールディングスグループとしての幅広い実績
- ・創業から47年続く造園業界トップクラスの環境創造企業
- ・造園での企画・調査、設計・施行、管理運営、自然環境保全等のノウハウの蓄積
- ・公園や植物園の管理実績に基づく維持管理業務全般に係るノウハウの蓄積
- ≪主な役割≫樹木管理、施設管理、清掃管理、修繕、マネジメント補佐 等

サカタのタネ サカタのタネ グリーンサービス(株)

- ・種苗会社である(株)サカタのタネの造園事業部門
- ・高品質な芝生管理、花修景の創出
- ・公園の管理実績に基づく植物管理に係るノウハウの蓄積
- ≪主な役割≫芝生管理、花壇管理

イ 総合的な管理運営方針、考え方

私たちは、公園の管理運営を通じて、地域、企業、大学など市民社会との様々なパートナーシップを一層推進し、地域や人々の心を豊かにするとともに、県民共有の財産である公園の施設、みどり・生物などの自然環境、伝統文化等をしっかり次世代に引き継いでいきたいと考えています。

そのため、これまで培ってきた地域や団体等との連携や管理実績を活かしつつ、少子高齢化の進展、感染症対策を含む安全・防災面のニーズの高まり、交通ネットワークの整備進展など、社会環境の変化に的確に対応していきます。

また、「パートナーシップの重要性」や「誰一人取り残さない」などのSDGsの理念は、公園の管理運営と親和性が高いと考えられることからコミットを強めてまいります。さらに、「ともに生きる社会かながわ憲章の理念の実現」、「未病の改善による健康寿命の延伸」など県の重点施策を念頭に置き、以下に示す「管理運営方針、考え方」に基づき適切に管理運営を行うことで、本公園の持つポテンシャルを最大限引き出し、公園の社会インフラとしての価値を高め、利用者満足度の向上を図るとともに、公園を含む地域の持続可能な発展に貢献してまいります。

<管理運営方針、考え方>

安全、快適な利用空間の提供: 県立都市公園は神奈川県内の貴重な財産であり、県民に安らぎをもたらすとともに、楽しく活動するためのステージでもあります。「公の施設」として、誰もが平等に、安心快適に利用できる環境を提供します。

より高い公益性の発揮: これまでの経験を活用するとともに、社会的要請の変化、県の重要施策への対応を念頭に置き、地域や関係団体と協力しながら、地域社会の発展に寄与します。

効率的・効果的かつ持続可能な管理運営: 常にコスト意識を持ち効率的・効果的な管理運営に努めるとともに、施設や人材を貴重な資源ととらえ、将来にわたり持続可能な運営を目指します。

三ツ池公園を再生し、県民の貴重な財産として将来にむけて継承: 都市に残された貴重な自然資源であり、また、県民の健康増進や休養、レクリエーション、国際交流、防災の拠点の場である本公園の価値を高め、時代のニーズに沿った再生を図り、県民の財産として将来に向けて継承します。

(2) 公園固有の価値や特性を踏まえた管理運営方針

ア 本公園固有の価値や特性と課題

(ア) 都市に残された貴重な大規模緑地と景観の適切な保全

本公園は、名前の由来にもなっている三つの池とそれを囲む豊かな樹林地により構成され、「人と自然がいきづく潤いのある公園」という公園整備方針のもとに整備された約30haに及ぶ都市公園です。園内には桜をはじめとする花木、里山を想起させる樹林地、水鳥等が飛来する池などの豊かな自然環境があり、それらが織りなす景観が最大の魅力となっています。

一方で、開園から60年以上が経過し、 に加え、 なども受けていることから、都市に残された貴重な大規模緑地として適切な保全を図る必要があります。

(イ) 「さくら名所100選」の景観を維持するためのサクラの保全更新

県内では本公園を含めた3箇所のみ選定されている「さくら名所100選」に選ばれる桜の名所であり、春には桜を求めて、県内外から多くの来園者が訪れます。

一方で、園内の桜は がみられます。今後は、中・長期的な桜の保全・再生に向けた取組、樹木の整理や剪定の工夫などによる樹勢の回復及び景観に配慮した樹木管理が求められます。

(ウ) 運動施設のさらなる活性化と老朽化した施設への対応

野球場、多目的広場、テニスコート、プール等の運動施設を有し、幅広い利用者に健康増進・レクリエーションの



池から樹林地方向を望む
(平成29年撮影)



池から樹林地方向を望む
(平成18年撮影)

場として親しまれています。一方で、多目的広場は稼働率が低く、公園の活性化のためには、運営方法の改善・工夫を図る必要があります。また、プール等の運動施設やトイレなど老朽化が見られる施設もあり、県の長寿命化計画を踏まえ、早目早目の補修等により、施設の安全性の確保と機能保全を図りながら、長寿命化にも資する維持管理を効率的に進める必要があります。



プール(平成 18 年撮影)

(エ) 地域のニーズに応えるサービスの提供

県実施の利用者満足度調査によると、本公園の利用者は、60歳代以上の割合が高く、また、来園までの交通手段は「徒歩」「自転車」が多いことから、近隣住民の利用が多い公園です。

本公園が存する横浜市鶴見区は、市内でも若い人が多い区であり(平均年齢や老年人口比率が低く、年少人口比率が高い)、今後は、子育て世代等の若い世代にも、より多く利用していただけるよう、若年層を対象としたプログラム・サービスを拡充することが求められます。

鶴見区の基礎情報 (出典：発見つるみ令和元年度版)

人口	292,709人	市内18区中 3位
平均年齢	43.91歳	市内18区中 3位 (年齢が低い区)
外国人人口	13,123人	市内18区中 2位
就学前児童数	15,461人	市内18区中 2位
緑被率	13.1%	市内18区中 17位(区内公園面積40%を三ツ池公園が占める)

また、公園にはコリア庭園や天馬の像など国際交流・友好の象徴となる施設があり、鶴見区は市内でも外国人住民が多い区であることから、外国人のニーズも踏まえ、国際交流の促進に向けた取組も求められます。

(オ) 防災機能の発揮

本公園は横浜市の広域避難場所に指定されていることに加え、「浸水時等における駐車場代替施設としての施設利用の協力に関する協定」も地元消防署との間で締結しています。災害時には、周辺住民の避難や帰宅困難者に対応することが求められるため、公園スタッフは、日常から研修や訓練等に参加するとともに、消防、警察、社会福祉協議会、自治会等との連携を強化しておくことが必要です。

イ 総合的な管理運営の方針

上記の特性及び課題、第三者による評価を踏まえ、私たちは、平成18～20年度までグループ代表が本公園を管理受託により運営した実績と経験を活かすとともに、顕在化している植物及び施設の老朽化等の課題に対応するため、高度な技術を有する事業者とタッグを組み、下記の管理運営方針に基づき、本公園の管理運営を実施することにより、都市の貴重な緑を守るとともに、人々が集い、活動と交流の拠点となる美しい公園として再生します。

第1章 REBORN

～水とみどりと
花の美しい舞台を～

人々が集い、活動×交流の拠点となる公園

- ▶ 水とみどりと花の保全と美しい景観づくり
- ▶ 活動の拠点づくり・交流の場づくり
- ▶ 安全・安心と防災機能の確保



(ア) 水とみどりと花の保全と美しい景観づくり

老木化が進んでいるサクラや樹木の計画的な保全・更新を進めるため、中長期的な構想を踏まえた「未来につなげる桜樹再生計画」、「樹林地管理計画」を策定し、長期的なビジョンを明確にし、管理を進めます。

また、市民協働による花壇づくり、草地・芝生の適正な管理や、公園のシンボルでもある3つの池の水質改善に取り組み、景観の再生を図ります。



桜満開の広場利用状況(平成19年撮影)

- ◆「三ツ池公園桜樹等再生会議（仮称）」を立ち上げ、学識経験者や地元団体、行政等から広く意見を採り入れながら、「未来につなげる桜樹再生計画」及び「樹林地管理計画」を策定し、桜と樹林地の保全・再生を目指します。
- ◆市民協働による花のみどころづくり 「花と出会い共に暮らす」を合言葉に、「HANATOMO（ハナトモ）プロジェクト」として、市民協働による花のみどころづくりに取り組みます。また、植え付ける花は、身近で育てやすい品種とし、育て方を記した「アドバイス看板」を花壇に設置すること等により、地域緑化にもつなげます。
- ◆池の環境保全 外来生物の防除等により、公園のシンボルとなっている3つの池の環境保全を市民協働により取り組みます。

【令和4年度実施計画】

- ・桜樹等再生会議（仮称）：再生会議の立ち上げ準備をすすめ、桜と樹林地の保全・再生を目指します。
- ・花壇植付会等を含む HANATOMO プロジェクト実施に向けた具体的な計画策定をすすめ、地域緑化につなげる花のみどころづくりを行います。
- ・池の水質改善：XXXXXXXXXXや水抜きなど、様々な手法を県横浜川崎治水事務所と相互に方策を出し合い、試行しながら効果的な水質改善手法を探ります。

(イ) 活動の拠点づくり・交流の場づくり

本公園には、花や樹木などの植物や池、広場などのほか、運動施設や国際交流の象徴となる施設など、多様な施設があります。これらの施設を適切に管理するとともに、利用者ニーズに沿ったきめ細かなサービスを提供することにより、誰もが快適に活動できる拠点を創出します。

また、豊かな自然や多様な施設の中で、「自然と人の交流」、「人と人の交流」、「国際交流と異文化交流」を享受できる様々なイベントやプログラムを展開し、様々な交流の場づくりに取り組みます。



文化環境フェスティバル
(平成19年撮影)

活動の拠点づくり

- ◆安心して利用できる施設管理 軟式野球場やプール等の運動施設やパークセンターなど、多様な施設について、良好な環境で広く県民の皆様に利用いただけるよう、質の高い維持管理を行います。
- ◆鶴見川流域レベルの回遊性確保 公園の近くには鶴見川沿いのネットワーク形成に向け、広域的な鶴見川沿川自治体の施設との連携促進を図ります。
- ◆ユニバーサルなサービス 車椅子に配慮した看板の設置、おむつ自動販売機の導入、おむつ交換台の増設、多言語対応などユニバーサルなサービスを充実します。

交流の場づくり

- ◆ **自然と人の交流の場**となるよう「里山アウトドアと防災を融合したイベント」や「自然の中でのエクササイズプログラム」など公園の豊かな自然を活かした多様な体験プログラムを実施します。
- ◆ **人と人の交流の場**として広く活用されるよう、地域の人々に愛されるイベントの開催、ボランティアや地域団体との連携による管理運営、「三ツ池フレンズ制度」の導入による新たな地域人材発掘等に取り組みます。
- ◆ **国際交流・異文化交流** 日本・韓国・中国等の文化や武芸、舞踏などの体験会、「災害時外国人サポーター養成講座」など、異文化交流の場を積極的に設け、国際交流の促進を図ります。
- ◆ **誰もが楽しめる公園** 障がいのある方も参加できるバリアフリー自然観察会、ユニバーサル運動会等を実施し、誰もが公園を楽しめる管理運営をします。
- ◆ **運動施設の活性化** 利用者団体等相互のマッチメイクシステムを導入し、利用者団体等間の交流を促進するとともに、利用種目の多様化なども進め、運動施設の活性化を図ります。
- ◆ **企業 CSR 活動の促進** 鶴見区内臨海部の工業地帯の企業等の CSR 活動の場として活用していただけるよう、「協働コーディネーター」を配置し、日常からの情報共有など連携の輪の拡大を進めます。

【令和4年度実施計画】

- ・ 運動施設等の質の高い維持管理、鶴見川流域レベルの回遊性向上に向けた検討、車椅子に配慮した看板設置等、現状把握を行いつつ、活動拠点の場づくりに取り組みます。
- ・ 園内や地域の活動団体等の現状を把握し、これまでのイベントの継続や見直し等を行い、交流の場づくりを行います。
- ・ マッチメイクシステム導入に向けたニーズ把握、協働コーディネーターの配置により、地域連携を図ります。

(ウ) 安全・安心と防災機能の確保

多様な施設を有する市街地の公園であり、広域避難場所及び広域応援活動拠点に指定されているといった特性を踏まえ、安全管理、防犯・防災対策に取り組みます。

- ◆ **施設の長寿命化** 日々の巡視や点検、モニタリングなどにより、施設等の状況を的確に把握し、優先順位をつけた計画的な維持管理を行うことにより、安全確保と長寿命化を図ります。
- ◆ **地域と連携した防犯** 市街地の公園として、ボランティア団体等と連携した日々のパトロールを徹底するとともに、不審者情報などの速やかな情報収集・提供により、犯罪を未然に防ぎます。
- ◆ **住民配慮** 桜まつりなど繁忙期の駐車場入庫待ち対策として、誘導警備員の配置、警察と連携した入庫待ち車両に対しての注意喚起を行う等、渋滞対策と周辺地域への配慮を徹底します。
- ◆ **防災力向上** 市・区・地域住民と連携した防災訓練を実施するなどにより、地域の防災力強化に貢献します。また、防災の拠点となるパークセンターの Wi-Fi 機能整備や自主財源である「SDGs 推進事業積立資産」による備蓄の充実等により、公園の防災機能を強化します。

【令和4年度実施計画】

- ・日常点検や専門点検、モニタリングを行い、施設の長寿命化を図ります。
- ・日々のパトロール、不審者情報の収集提供等により防犯に取り組みます。
- ・繁忙期の駐車場渋滞対策等、周辺住民への配慮した管理運営を行います。
- ・大規模災害発生時の参集体制と配備体制を明確にし、県や横浜市の防災担当部局と連携し、速やかな災害活動が行えるよう必要な連絡調整を行います。
- ・防災備蓄の充実やWifi機能整備により防災力向上に取り組みます。

(3) 利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針

多様なニーズのある公園において、すべての利用者が公平・公正に気持ちよく利用していただけるよう、平等な利用の確保を図ることは必須です。また、ニーズに沿った魅力的な公園をつくるためには、利用者や地域住民との協働による公園づくりが大切であると考えます。

更に、公園は、都市に残された貴重な自然であるため、環境に配慮した管理はもちろんのこと、持続可能な社会の発展に向けた自然の大切さや環境保全の重要性を啓発する場として活用します。

ア 平等な利用の確保

公園は、子どもから高齢者、障がい者、外国の方、地域団体、ボランティア団体など様々な立場の方が利用されます。関係法令や利用ルール等を遵守し、指定管理者としての責務に基づいて平等な利用を確保します。

利用ルールの徹底／全ての人に安全で快適な利用環境を提供できるユニバーサル対応／より多くの人に利用していただくための積極的な情報発信

【令和4年度実施計画】

- ・利用者満足度調査等により利用者に意見を聴きとり、新たなルールが必要となった場合には、県横浜川崎治水事務所と調整し公平・公正な利用ルールを策定し、丁寧に利用指導を行います。
- ・朝礼時の連絡、報告等をするほか、所内会議や書面による職員の情報共有を行うことにより、利用者に最新の公園情報を提供する体制を整えます。

イ 利用者や地域住民等の声を反映した公園づくりの推進

地域とのパートナーシップによる公園づくりを進めるとともに、日々の利用者対応の中で伺った意見や利用者満足度調査の結果を管理運営に反映するなど利用者や地域の人々の声を真摯に受け止め、より魅力的な公園づくりを進めます。

公園モニターや利用者アンケート等の実施と業務改善への反映／利用者や地域と連携した維持管理、イベント開催、防災対策等による多様なニーズに沿った管理運営／「三ツ池公園を活用する会」との連携や「三ツ池公園との楽しいおつきあい企画会議」等を通じて地域の声を反映した公園づくり

【令和4年度実施計画】

- ・利用者満足度調査等を実施し利用者ニーズを把握し業務改善に反映します。
- ・公園での活動団体等と連携し、一体となった活動に取り組み、地域の声を反映した公園づくりに繋がります。

ウ 環境に配慮した管理運営

公園は神奈川の豊かな緑を構成する一部であり、自然の多様性に触れ、自然を大切にすることを育むことのできる身近な場所です。環境配慮の重要性について普及啓発するための重要なフィールドとの考えのもと管理運営を行います。また、管理運営においても廃棄物の抑制、温室効果ガスの削減など環境負荷軽減に努め、地域から地球環境保全にも取り組みます。

- ・総合的な環境負荷軽減の方針：独自の「環境マネジメントシステム」の運用、SDGs への主体的な取組と SDGs 普及の機会の創出
- ・生物多様性の保全：希少種の保全、特定外来生物の防除
- ・温室効果ガス排出削減：再生可能エネルギーを活用した電力の積極的活用、電気自動車の導入
- ・環境負荷軽減：プラゴミ削減に配慮したイベント運営、発生材の活用
- ・公園周辺の生活環境に配慮した管理：作業上の騒音等抑制、地域と連携して周辺道路の清掃活動を行う「ごみゼロアクセス」の取組

【令和4年度実施計画】

- ・「環境マネジメントシステム」を実践し、年1回の自己評価を実施しながらPDCAサイクルによるシステム運用を行います。
- ・希少種の保全や電気自動車の導入、ごみゼロアクセス等により、環境に配慮した管理運営を行います。

計画書2 「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」

(1) 当該公園の管理基準等を踏まえた効果的、効率的な委託の考え方

ア 直営を基本に専門技術を要する管理業務を委託

常に安全で快適な施設管理を実施するためには、公園の特性を熟知した職員による管理が効果的、効率的であり、できるだけ直営*で、きめ細やかな維持管理を行うことを基本にします。

一方、法令等に基づく業務、専門技術・資格・特殊な機器類を要する業務、危険を伴う業務等は、専門業者に委託します。

なお、高齢者の就労支援の観点からシルバー人材センター等への発注にも配慮します。

具体的な主な委託業務内容

区分	管理項目	管理内容	業務内容
植物管理	高木管理	サクラ管理、枯損木処理、間伐、危険木等処理	樹勢悪化木、支障枝の除去
	中低木管理	刈込物、玉物手入れ	はみ出し枝や徒長枝の刈込など
	草地管理	池周辺の除草等	林床の除草
	湿地管理	ガマ刈り	池内のガマ刈り取り
施設管理	法定点検	自家用電気工作物 消防用設備・建物・空調	電気事業法・消防法による法定点検や建築基準法による点検
	定期点検	水循環設備 防災用井戸設備・遊具・自動ドア	噴水設備・水質検査 遊具指針による点検
	警備業務	機械警備 通常・重点警備	侵入者通報機器管理 巡回警備
	プール管理	監視・運営・機械運転 設備点検・設備清掃	会場準備・監視・機械設備運転等 ろ過装置点検、補修・清掃
清掃管理	定期清掃	修景施設清掃	噴水清掃 滝水景清掃・池流れ清掃
	建物清掃	床清掃	ワックス清掃
	トイレ清掃	定期清掃	水洗い・拭き清掃等
	ゴミ処理	定期清掃	ゴミ運搬処理 産業廃棄物処理
	その他	有害動植物・害虫等駆除	

イ 委託先の選定方法

(ア) グループ代表が発注する業務

委託先は、原則、県の競争入札参加資格者名簿に登録があり、業務に必要な免許・資格や豊富な業務実績を有することを条件とし、品質を確保するとともに、競争性・透明性・公平性の確保の観点から、公募型競争入札を基本とします。なお、専門性の高い一部業務を除く全ての業務について、地元を優先する地域要件を設定して発注します。

また、県の入札手続きを参考に募集開始から入札まで一定期間を設け、幅広く応募できるよう、募集内容を協会 Web ページや公園内、専門新聞紙面等に掲載・掲示し広く公表します。

(イ) 石勝エクステリアが発注する業務

専門性の高い一部の業務を除き、地域経済への貢献や地域連携の視点に立ち、県内企業へ優先発注することを基本とします。発注先については、

幅広いネットワークを活かしながら、造園業者として技能や施工管理等の能力が高く、かつ適正な価格を提示する事業者を選定します。

(ウ) サカタのタネグリーンサービスが発注する業務

へ芝の張替え等を委託をすることで、質の高い緑花空間の維持管理を目指します。

また、花苗の委託に関しても

に生産委託することで、高品質な花苗の確保します。

(エ) 共通

暴力団排除条例や労働関係法令等を遵守し、社会保険料や事業税等を適切に納付している者から選定することで委託先の信頼性や業務の水準を確保します。

ウ 県内（地域）企業への委託の考え方

(ア) 県内企業への積極的な発注

次のような点から、県内企業へ積極的に発注します。

- ・地域の企業はその地域に精通していることで、迅速かつきめ細かい対応が可能
- ・地域経済への貢献や地域連携の視点に立ち県内企業へ発注

(イ) 障がい者就労支援の観点からの取組

<障がい者就労支援の取組>

グループ代表が毎年度定める「障がい者就労施設等からの物品等の調達に関する方針」に基づき、地域の障害者就労施設への委託に加え、物品の調達、同施設等の生産物の販売場所として公園を提供することなどを推進し、障害者の自立支援に引続き取組めます。

計画書3 「施設の維持管理」

(1) 公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方**(ア) 豊かな自然環境の保全と未来への継承**

本公園は、灌漑用のため池として作られた三つの池を中心に、日本の「さくら名所100選」に選ばれるほどの桜をはじめ都市の貴重な豊かな樹林地に囲まれた公園です。

課題1 園内の桜は**➡ 維持管理の考え方：未来につなげる桜樹再生計画の策定による計画的管理**

「未来につなげる桜樹再生計画」を策定し、中・長期的な桜の保全・再生に向け、苗木の育成等を行うとともに、樹木の整理や剪定の工夫などによる樹勢の回復及び景観に配慮した樹木管理を行います。



桜満開(平成20年撮影)

課題2 池を囲む自然豊かな樹林地は**➡ 維持管理の考え方：樹林地管理計画の策定による持続可能な樹林地管理**

高木化・密生化が進行する樹林地は、構成する樹木の状況や林床の状態等を勘案するとともに、地形や園路・広場等からの距離などを踏まえ、ゾーン区分を行います。その上で、保全と活用のバランスや安全確保等の視点から、それぞれのゾーンに即した保全管理計画を作成し、持続性のある管理に取り組みます。

(イ) 公園の彩りづくり

本公園は、桜のみならず、池周辺をはじめとした多くの場所に鮮やかな花を咲かせ、ツツジなどの中低木が植栽されており、園内の広場等には花壇もあります。

課題 既存の花木や花壇管理**➡ 維持管理の考え方：ツツジやツバキ等の花木の適正管理と協働による花壇管理**

池の水際や里の広場等のツツジの景観を意識した刈込や樹林地エリアのツバキの育成を図るとともに、「花と出会い共に暮らす」を合言葉に、地域緑化にもつながる市民協働による花壇づくり「HANATOMO (ハナトモ) プロジェクト」、パークセンター・芝生広場付近の「ウェルカムゲートとしての華やぎの演出」など、公園の彩りづくりに積極的に取り組みます。

(ウ) 運動施設のプレイングクオリティ向上への取組

本公園は、テニスコート、多目的広場、軟式野球場等の多様な運動施設を有し、県民の健康の増進や休養等のレクリエーションの場となっています。

課題 軟式野球場と多目的グラウンドの利用は低調であり、利用促進のため、プレイングクオリティを向上させる必要があります。

➡ 維持管理の考え方：ノウハウを活かした質の高い管理

多くの管理実績を有する石勝エクステリアのノウハウを活かして、日常のきめ細かな管理及び、四半期ごとの本社職員も含めた独自の合同施設点検（セルフモニタリング）などにより、プレイングクオリティを向上させ、快適で安全な環境を提供します。

(エ) 施設の老朽化等を踏まえた維持管理

本公園には、運動施設のほかにも、遊具や水景施設、コリア庭園など、多様な施設があります。

課題 供用開始から60年以上が経過し、トイレやプールをはじめ、老朽化が進んでいる施設があります。

➔ 維持管理の考え方：計画的な維持管理による安全確保と施設の長寿命化

日々の巡視や点検に加え、セルフモニタリングや独自の施設管理台帳の作成等により、施設の状況を的確に把握し、優先順位をつけた計画的な維持管理を行うことにより、安全確保と長寿命化を図ります。

(2) 施設の保守点検業務、小破修繕業務等の実施方針

施設の老朽化に対し、定期点検・法定点検や日々のパトロール、施設管理台帳の作成やモニタリング等を通じた、施設の劣化箇所・危険箇所の早期発見と速やかな修繕、計画的な維持補修等により、安全安心の確保及び施設の長寿命化を図ります。

(ア) 施設保守点検

毎日の巡視・点検をはじめ、設備点検、遊具点検等の定期点検、自家用電気工作物、消防用設備点検、建物点検の法定点検を確実に実施します。

日常点検：

施設の異常や不具合を早期発見するため、

を行うなど工夫を凝らすとともに、公園の外周部分についても定期的に巡視し外周道路や隣接民地の安全も図ります。

専門点検：噴水設備や建築物点検等は、専門業者に委託して点検を実施します。

(イ) 点検と連動した速やかな対応と計画的な維持管理による安全確保と施設の長寿命化

点検により異常箇所を発見した場合には、小破修繕や立入禁止措置、仮復旧等を迅速に実施し、安全を確保します。

施設
の状況を的確に把握し、優先順位をつけた計画的な維持管理を行うことにより、安全確保と長寿命化を図ります。

【令和4年度実施計画】

- ・ 日常点検及び専門点検の実施、四半期ごとのセルフモニタリングを実施します。
- ・ [REDACTED]
- ・ 優先順位を付けた計画的な維持管理を実施します。

(ウ) 具体的な各施設の保守点検

運動施設のプレイングクオリティの向上

多くの管理実績を有する石勝エクステリアのノウハウにより、施設の特長・利用状況・老朽化状況を踏まえたきめ細かい管理を行い、プレイングクオリティの向上を図り、快適かつ安全な利用環境を提供します。また、日常点検、定期点検に加え、[REDACTED]を実施します。さらに、利用時間外は施設し事故防止を図ります。



大師公園野球場

多目的広場	石等の危険物除去の日常点検への組み入れ／集水枳の点検や浚渫を行い水はけを改善／「みずみち」発生等、現況の微地形の把握と砂の補充を含むグラウンド整備による不陸整地
軟式野球場	(内野)グラウンドの不陸整正、定期的に掻き起しを実施／必要に応じて、冬季にはマウンド形成や混合土散布を実施／プレイ後の利用者による内野整備(トンボ掛け)の呼びかけ／(外野)芝生管理の内容については(4)イ参照
テニスコート	利用頻度が高い施設のため目砂補充、落葉清掃、[REDACTED]

建築物等の保守点検

パークセンター コリア庭園	電気事業法・消防法による法定点検や建築基準法に基づく各種法定点検を実施／災害発生時に施設等を開放できるよう、パークセンターでは、重点的に自家発電設備等の点検を実施
トイレ	おむつ交換台のベルトなど安全性が重要な設備については、特に厳重に点検
更衣室	毎日の巡視の中で、ロッカーや鍵の破損等のチェックを行うとともに、こまめな清掃・メンテナンスにより、混雑時でも快適に利用できるような徹底した衛生管理を実施
プール	(開場前)法定点検及び安全設備等の点検／(開場中)毎日 [REDACTED] 定期的な残留塩素の測定／(閉場後)施設設備全体を点検し、その結果や改善事項を県横浜川崎治水事務所に報告
遊具	「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第二版)」に基づき点検／毎日の巡視に合わせた点検・週1回の日常点検・年1回の専門の業者による精密点検の実施に加え、[REDACTED] 精密点検後は点検済のシールを貼付／遊具の点検結果等を記録する履歴書を作成し更新／異常時は利用を中止し精密点検や修理を依頼／安全な遊び方を周知する絵や図を取り入れた解説板を設置／不具合や遊具の基準不適合で「使用不可」の判定となった際は、ただちに遊具を使用中止にするとともに県横浜川崎治水事務所に報告
水景施設	点検表を用いた噴水設備の循環設備吐出口の日常確認／定期的に専門業者による水循環設備保守点検を実施／定期的な水質確認／必要に応じて薬液を補充

【令和4年度実施計画】

- ・ 運動施設は日常点検及び専門点検、[REDACTED]を実施します。
- ・ パークセンター、コリア庭園等、各種法令や基準に合わせた点検を実施します。

(3) 清掃業務、受付業務、警備業務等の実施方針

ア 清掃業務の実実施方針

維持管理基準に沿った適切な清掃に加え、繁忙期は利用状況に応じて清掃頻度を高め、トイレや水の広場等の老朽施設では、**〇〇〇〇**清掃を行うなど、きめ細かな清掃により、快適で衛生的な利用環境を提供します。

また、日頃の衛生管理に加え、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえて作成したグループ代表が作成した「都市公園等における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」に基づき、利用者が頻繁に接触する施設や設備の衛生対策を実施します。

感染症拡大のおそれが生じた場合の対応例

- ・トイレや施設の出入口等必要な箇所に、液体石鹸や消毒液を設置
 - ・ロッカー等の施設や共有資機材（グラウンド整備用ブラシ等）の利用ごとの消毒
- この他、感染症対策は、**計画書 9 (2)参照**

トイレ	巡視の際のゴミ拾いや日常清掃の徹底/ 〇〇〇〇 ・維持管理の見える化として日常点検・清掃を記録した点検表を利用者が見える場所に掲示
プール	（開場前） 〇〇〇〇 を用いて施設の清掃を実施／（開場中）毎日開場前後に清掃するとともに、利用状況に応じて追加清掃を実施／入場者数の把握や水温の測定／プール水面及び周辺での落ち葉等の除去による安全確保／（閉場後）施設設備全体を点検し安全確保に必要な改善事項を県横浜川崎治水事務所に報告
水景施設	周囲の繁茂した樹木の剪定／水面の浮遊物の除去／水の広場では利用が増える夏季の前には 〇〇〇〇 〇〇〇〇 汚れと異臭の除去 〇〇〇〇

水の広場の水景施設管理

水の広場は南口のエントランスであり、夏場には子どもたちの遊び場となります。水質検査や小まめな清掃・点検により、安全性を確保するとともに利用が増える夏場前には、**〇〇〇〇**による清掃を実施し衛生面に配慮します。 **水の広場清掃状況 平成 20 年撮影**

【令和 4 年度実施計画】

- ・維持管理基準に沿った適切な清掃、**〇〇〇〇**、トイレや水の広場等での**〇〇〇〇**により、施設の清潔さを維持します。
- ・グループ代表が作成した「都市公園等における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」に基づき新型コロナウイルス感染症防止に努めます。

イ 受付業務の実実施方針

スタッフ全員が、利用案内、利用ルールの指導相談に加え、見所情報なども発信し、本公園の魅力が最大限満喫できるよう、おもてなしの心をもってお迎えします。

運動施設や国際交流施設など、様々な施設を有する公園であり、多様なニーズに応え、すべての人に公園を楽しんでもらえるよう、ユニバーサルなサービスや誰でも気軽に声のかけやすい環境づくり、丁寧な受付・案内を行います。

運動施設の利便性を向上させるための受付等でのサービス

- ・受付では、予約システムの利用方法等の相談にも丁寧に応じるなど、利用者の立場に立った窓口対応
- ・大会やイベント等により運動施設を活用する場合は、利用者団体間や関係者との調整を行いながら、相応の期間をもって周知し、円滑な利用調整を実施

【令和4年度実施計画】

・利用団体等との調整を随時行うほか、筆談具の配備などユニバーサルなサービスを行います。

ウ 警備業務の実施方針

公園の周囲には、小中高等学校、保育園や幼稚園が数多くあるため、地域一体となった防犯の強化や見通しの確保など犯罪が起こりにくい環境を維持します。なお、夜間等の勤務時間外に事故や施設の異常等が発生した場合は、警備委託業者との緊密な連携を

通年夜間	機械警備に加え、巡回警備を実施
桜見ごろ夏季	通常の夜間警備に加え人数を増強し巡回警備を強化
年末年始	昼間の巡回警備を実施

図るとともに、公園スタッフの緊急連絡網により初動体制を確保いたします。

繁忙期やイベント開催時における駐車場対応

桜の見頃時期や大型イベント開催時などの繁忙期には、多目的広場を利用した「臨時駐車場」の開設や誘導警備員の配置、警察と連携した入庫待ち車両に対する注意喚起など、県横浜川崎治水事務所と協議の上、臨機に渋滞対策を実施します。



桜時期の渋滞と対策（平成17年撮影）

【令和4年度実施計画】

- ・通年夜間及び年末年始昼間の巡回警備を実施するとともに、繁忙期には巡回増員の強化を行います。
- ・公園内の治安を確保するため、令和4年度については関係する自治会、小学校、警察などの機関との協力関係を構築するとともに、見通しの確保など犯罪の起こりにくい環境を維持します。
- ・夜間等の勤務時間外の事件、事故へも警備業者との連携、県横浜川崎治水事務所への報告等適切に対応します。
- ・繁忙期には臨時駐車場を開設するほか、誘導警備員を配置し渋滞対策を行います。

(4) 樹林地や草地の管理、樹木、芝生、草花などの植物管理業務等の実施方針**ア 課題・特性を踏まえ重点的に実施するプロジェクト【重点的取組】**

という課題を踏まえ、「桜」、「樹林地」、「公園の彩り」の再生を目指した重点プロジェクトに取り組みます。

(ア) 桜 未来につなげる桜樹再生計画の策定と計画的管理**未来につなげる桜樹再生計画**

県横浜川崎治水事務所と調整の上、「三ツ池公園桜樹等再生会議（仮称）」（以下「再生会議」という。）を設置します。会議では、保全と再生に向けた「未来につなげる桜樹再生計画」（以下、「桜樹再生計画」という。）として、指定管理期間にとられない中長期的構想を含めた計画を策定し、その中で、指定管理期間内に取り組む短期的な維持管理計画も明確にし、桜の保全・再生を進めます。

「三ツ池公園桜樹等再生会議（仮称）」

等で構成し、の学生の協力を得て桜 78 種のモニタリングと桜分布図の作成、樹勢目視調査等を行います（以下、「再生会議」という）。

計画の推進（案）

1年目	再生会議の立ち上げ、樹勢調査の開始
2年目	桜樹再生計画の策定
3年目	桜樹再生計画に基づく管理の実践

過去

桜の魅力の維持・向上を目指した維持管理・日常管理(短期的な維持管理計画に基づくもの)

樹木の整理や剪定の工夫等による景観改善

桜の名所である景観を持続的に維持するため、池畔の桜の樹形や池の後背地となる斜面地の桜の借景等を考慮し、桜樹再生計画の中でを位置づけます。

等に取り組みます。

なお、日常的な生育状況の確認、病虫害防除等は計画策定に先駆けて、管理当初から実施します。

さらに、池周辺の桜と水面景観向上のため、水際ラインを活かす、池畔のツツジの刈り込みを実施します。

病虫害の防除

による樹木診断を実施し、天狗巣病や木材腐朽菌等の早期発見・防除に努めます。また、被害が近県でも確認されているクビアカツヤカミキリにも注意を払い、発見した場合には、や県横浜川崎治水事務所と協議の上、など速やかに駆除・防除をするとともに、関係機関への報告等、被害拡大防止に努めます。

将来的なサクラの保全・再生に向けた中長期的な構想に沿った取組

花の広場における花修景の充実

桜が減り、彩りが薄れている「花の広場」に苗木をボランティアや学校等との協働により補植し、花修景の充実を図ります。

多様な品種の継承

育成にあたっては、ボランティアや大学と連携し、



平成 30 年 3 月撮影



平成 17 年 4 月撮影

将来にむけた補植樹確保と品種継承を図ります。

【令和 4 年度実施計画】

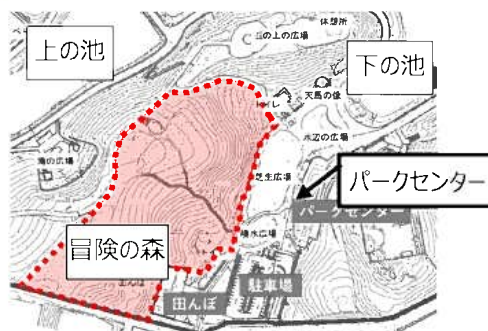
- ・桜樹等再生会議（仮称）の立ち上げに向け、構成員の検討等の準備を進めつつ、樹勢調査により現状把握を行います。
- ・日常管理として、育成状況の確認や病虫害防除を行い、桜の魅力の維持・向上を目指します。

(イ) 樹林地 樹林地管理計画の策定による持続可能な樹林地管理

持続可能な樹林地を目指した樹林地管理計画の策定

樹林地の構成種やそこで育まれる希少種等の生育空間の保全にむけて、「再生会議」の取組の一環として「樹林地保全管理計画」を策定し、

により持続可能な樹林地を目指します。計画策定にあたっては、植生調査や森の健康診断等をボランティア、学校、地元企業等と連携して行い、市民協働による保全活動につながる取組を進めます。



□ 里山的維持管理ゾーン

里山的活用エリアの設定と維持管理

芝生広場から冒険の森につながる樹林地は、近くに田んぼが整備され、プレイパークなど自然と人との交流をテーマに活用できるエリアです。「樹林地管理計画」では、ここを里山的活用エリアとして指定することを想定しており、

をボランティアや来園者と共に行い、里山的維持管理を行います。

本エリアは、樹木が密生して暗い森となっています。グループ代表が管理をしていた平成20年当時は、

林床管理を進めます。具体的には、明るい樹林地を再生するためにコナラやエゴノキを残しつつ、間伐、萌芽更新、林床の下草刈りを実施します。

その他の樹林地エリアの維持管理

林内の樹木等の繁茂が進行し、下枝枯れや生育不良等の樹木も散見されています。台風時の倒木や土砂流失、園路の見通しが悪くなることによる事件事故の防止、ナラ枯れ等の対応を行います。

- ▶本公園の魅力の一つである花木として発信できるよう、ヤブツバキ等の育成と周辺環境の整理を実施
- ▶広場や園路沿い、民地付近は剪定や枯損木処理を特にきめ細かく行うとともに、重点的にパトロールし、危険木等を早期発見・対応するなど、安全性を最重視した維持管理を実施
- ▶展望広場等からの池を臨む景観や眺望に配慮し、樹木や笹の刈り込み等を実施

災害未然防止管理 「日常点検」「診断」「災害対策点検」について、日常巡視、立ち寄り点検の中で実施します。「定期点検」について、樹林地内の園路や遊具広場等の広場周辺、外周部の民家と接する箇所等の樹木について重点的に、利用者が増加し台風が多発する「夏休み前（5～6月）」に実施します。

【令和4年度実施計画】

- ・樹林地管理計画については、桜樹等再生会議（仮称）の中で検討していきます。
- ・樹林地の密生状況や等の植生調査、検討を進めます。

- ・樹林地管理計画の策定状況に応じて県横浜川崎治水事務所に報告、調整を図ります。
- ・ナラ枯れ対策として、カシノナガキクイムシの早期発見と [] 等を行います。

(ウ) 公園の彩り 花と出会い共に暮らす HANATOMO プロジェクト

地域に愛される公園づくりの一環として、来園者をはじめ、ボランティアや近隣教育機関等と連携・協働した花壇づくりを行います。また、植え付ける花は身近な育てやすい品種とし、 [] 設置すること等により、地域の緑化にもつながる「HANATOMO (ハナトモ) プロジェクト」に取り組みます。

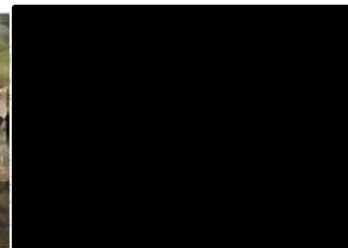


花壇植付会の開催

現在活動している花壇ボランティアに加え、サカタのタネの専門家指導による植付会の開催。参加者は、周辺住民、学校、企業等幅広く募ります。植え付ける品種選定にあたっては、日当たりや土壌など花壇の特性を考慮し、サカタのタネ監修のもと行います。



本公園の市民参加による「花壇づくり教室」(平成 18 年撮影)

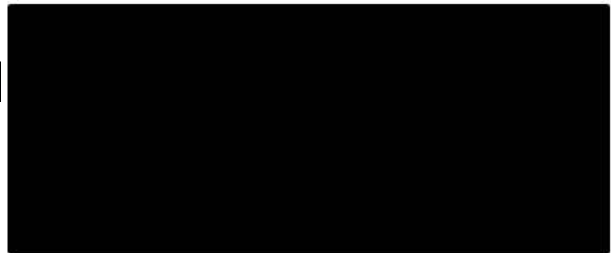


園芸療法を兼ねた心療内科に通う方による作業(相模原公園)



地域や家庭にもっと花を

植え付けた花に合わせて、栽培に適した土壌や手入れ方法など伝える [] を設置し、家庭や学校、自治会で管理する花壇にも役立てます。



【令和4年度実施計画】

- ・HANATOMO プロジェクト実施に向け具体的な計画策定をすすめ、地域緑化につながる花のみどころづくりを進めます。

(エ) 自主財源を投入した実現性の確保

「再生会議」の運営や桜の更新、樹林地管理計画に基づく里山的維持管理、地域協働で行う「HANATOMO プロジェクト」は、地域とのパートナーシップによる生物多様性の保全や安全安心に過ごせる公園管理に資する取組であり、グループ代表の積立資産「SDGs 推進事業積立資産」も活用して行います。

→SDGs 推進事業積立資産の詳細は計画書書 14 参照

イ 園内ゾーンごとの植物管理等の実施方針

上記の重点的取組のほか、県のゾーニングの特性を理解したうえで適切な管理を実施します。

各ゾーン共通の取組

美しい景観の創出：芝生地、草地、花、桜等の花木を含めた樹木の適正な管理により、四季折々の美しい景観を演出し、多くの人を惹きつける公園とします。

生物多様性への配慮：野鳥や希少種の保全を図るとともに、特定外来生物等の除去等、生物多様性に配慮した植物管理を行います。

計画的な樹林地管理：密生化・老木化の進む桜や樹林地について、日々の枯損木等の適切な処理による安全確保を図るとともに、維持管理計画を策定し、これに沿った維持管理を実施することにより、保全・再生を図ります。

地域連携：希少種などのモニタリング調査や特定外来生物等除去、花壇や樹林地管理等においては、ボランティアや学校、企業等、地域と連携した管理を行います。



【令和4年度実施計画】

- ・花の広場、中ノ池・下ノ池の池畔とパークセンター前の芝生広場の景観形成による景観形成を進めます。
- ・花の広場では、草本類を活用した花景観の創出、HANATOMO プロジェクトの実施に向けた課題検討を進めます。
- ・池畔では、植栽された桜の樹形を景観に配慮した剪定を行うべく、桜樹再生会議（仮称）立ち上げの準備の中で、枝絡み、競合枝、樹勢回復手法等を検討します。
- ・芝生広場では、ウェルカムゲートとなるよう芝生の養生期を活用してネモフィラ等の一年草をオーバーシーディングします。

(ア) 運動施設のゾーン

多目的広場：周辺住宅地等への飛砂防止のため、定期的散水及び防塵効果を高める外周樹木の適正管理

軟式野球場：維持管理基準に定められた芝刈や施肥に加え、



多目的広場と軟式野球場（令和2年撮影）

【令和4年度実施計画】

- ・多目的広場では、周辺住宅地等への飛散防止のため外周樹林の適正管理を実施します。
- ・野球場については外野芝生地で やプレイングクオリティに配慮した内野整備を適宜行ってまいります。

(イ) 広場利用のゾーン

本公園の3箇所の広場ゾーンは遊具、休憩所、水景施設、野原、芝生地等があり、家族など幅広い来園者の憩いの場としての拠点となっています。

しかしながら、現状を見ると雑草の繁茂や芝生の裸地化、花木の樹形の乱れが確認されており、こうした事象を改善していきます。



花の広場（令和2年撮影）

広場利用ゾーンを構成する植物に共通した管理の考え方

草地：管理にあたっては、都市における子供たちの「野原」での遊び体験も大切であると考えていることから次の点に配慮して実施します。

- ・昆虫などの生物にも配慮した管理を行うとともに特定外来生物等の侵入を抑止
- ・ を実施することにより動植物に配慮しつつ、自然とともに遊べる空間を創出

芝生地：こまめな芝刈や除草の実施、利用と保全のバランスに配慮した工夫を凝らした計画的管理により、快適な利用空間及び美しい景観を創出

花壇：三ツ池公園の華やかさ、四季の訪れを感じていただくため、サカタのタネの専門家の指導のもと以下の取組を市民協働により実施します。

- ・HANATOMOプロジェクトにより新たな花の見所を創出（再掲）



（令和2年6月）

（平成19年5月）

樹木：明るく開放的な広場環境を提供するため広場周辺の樹木を適切に管理するとともに、ツツジ等の花木は樹形を整え、周辺の適切な草刈り等による周辺環境の整備を図り、華やぎを演出します。

【令和4年度実施計画】

- ・花の広場等の草地は、動植物の生育環境にも配慮し、自然と共に遊べる空間として維持管理します。

- ・芝生地では、利用と保全のバランスに配慮し、快適な利用空間創出に繋がります。
- ・駐車場脇の草地については、ビオトープ空間として維持管理を行います。

パークセンター・芝生広場 ウェルカムゲートとしての華やぎを演出 花による演出

公園の入り口となる各門は花による演出に加え、周辺樹木の剪定等により、明るい空間をつくり皆様をお迎えます。特に正門付近のパークセンター周辺は、多くの来園者が訪れる「公園の顔」となる場所であり、美しい芝生と花により、ウェルカムゲートとしての華やぎを演出します。

高品質な芝管理

芝生は[]で張替えを行い、芝生の適正な保全をしながら、より長く活用期間がとれる工夫を行います。また、冬季の養生期間を活用しネモフィラ等でのフラワーオーバーシードを行い、養生中に新たな花の見所を創出します。



芝生の裸地化状況
(令和2年7月)



花に彩られた花壇イメージ
(相模原公園)



本公園でのフラワーオーバーシード実績 (平成20年4月)

花木の適正管理

「里の広場」のツツジは、玉物手入れを行うことで、美しい景観を取り戻します。また、遊具の側にあることから、見通しを良くすることで防犯にもつなげます。(玉物手入れは、現在の生育状況を確認し、状況に応じて実施)



(令和2年7月)



(平成19年10月)

【令和4年度実施計画】

- ・パークセンター前の芝生広場では、芝の張り替えを順次実施するとともに、翌年春に花が咲くようフラワーオーバーシードを実施します。
- ・里の広場西側斜面のツツジ等の中低木植栽箇所等、順次エリアごとに草刈り、玉物手入れを実施し花木の適正管理を行います。

広場利用ゾーンを構成する施設・エリアの植物管理 パークセンター

本公園の顔となるパークセンターはライトコートや屋上緑化などの機能を備え、環境共生パークセンターとなっています。こうした施設の特性を活かした管理に取り組みます。



- によるグリーンカーテンの形成

 - ・屋上は「HANATOMOプロジェクト」の実践の場に位置付け、市民協働で植栽
 - ・藤棚はこまめな手入れにより、花の見所をつくとともに、緑陰を形成

パークセンター（平成 19 年）



芝生広場（平成 19 年）

コリア庭園

韓国の兩班（ヤンパン：地方の豪族）の代表的な建築と庭園の様式を取り入れて造った庭園で、前苑・前庭・主庭・後庭・後苑の五つの空間により構成され、これらの各空間を水の流れがつないでいます。神奈川県と韓国・京畿道との友好提携（1990年4月）を記念し、在日韓国・朝鮮人の方々が「故郷」を感じ、また多くの県民が朝鮮半島の文化への関心と理解を深める場となるよう整備されたものであり、この意図をしっかりと理解し管理していきます。



コリア庭園（平成 17 年撮影）

- ・庭園内の流れは浮遊物を小まめに清掃するなど美しい水景を保持
- ・紅葉等の樹木を仕立て、きめ細やかな管理により美しい景観を創出
- ・展示品の保護、石組みや門扉の屋根瓦等の点検、必要に応じて補修

分区園

- ・分区園の管理を行うボランティア団体とは、定期的に連絡会を開催することで、管理の方向性や栽培品種等の情報交換を行い、理解を深めながらマネジメントを実施
- ・現在使用されていない中段から上段にかけては、
として活用するとともに既活動団体とのご意見を伺いながら
を試行
- ・分区園の一部は、農業体験等で使えるよう、耕うん等の土づくりを行います。



分区園（令和 2 年撮影）

【令和 4 年度実施計画】

- ・パークセンター：によるグリーンカーテンの形成、屋上は「HANATOMOプロジェクト」の実践の場として、市民協働での植栽に向けた準備調整を進めます。また、藤棚の手入れによる花の見所と緑陰形成により環境共生型パークセンターとしての特性を活かした管理を行います。
- ・コリア庭園：庭園内流れの浮遊物の清掃、紅葉等の樹木の仕立て、展示品の保護、石組みや門扉の屋根瓦等の点検や必要に応じた補修により景観形成に努めます。
- ・分区園：ボランティア団体との連絡会開催など、協議しながら具体的な方策や実施スケジュール等を策定します。

(エ) 池及び周辺環境のゾーン

公園のシンボルである緑に囲まれた3つの池が特徴的な景観を形成し、冬には水鳥が飛来するなど野鳥観察を楽しむ人も多い場所です。一方で、上の池では、外来種の園芸スイレンが繁茂していることによる水質悪化が懸念されるため、園芸スイレンの防除やかいぼりによる池の水質改善と水鳥や在来水生生物に配慮した管理を行います。



池の景観（令和2年撮影）

- ・水際の中低木は眺望や対岸からの景観にも配慮した丁寧な刈り込みを実施
- ・ボランティアと連携した園芸スイレンの防除やかいぼりによる水質改善
- ・その他の水質改善策については、XXXXXXXXXX等、様々な手法を試行しながら効果的な手法を探る
- ・XXXXXXXXXXなど、在来水生生物や水鳥等の生息に配慮した管理を実施
- ・ボランティアと協働した特定外来生物等の除去活動を継続
- ・池の水質や景観の保全のため、水面のごみ処理等の清掃を徹底



かいぼり（平成19年撮影）

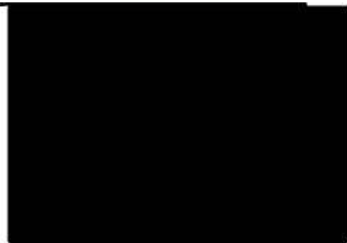
【令和4年度実施計画】

- ・対岸からの景観に配慮した中低木管理の実施、ボランティアと連携した園芸スイレン除去や水質改善について様々な手法を試行しながら水質改善手法を探ります。
- ・XXXXXXXXXXなど、在来生物に配慮した管理と特定外来生物の除去活動を継続します。
- ・水面のごみ処理等の清掃を徹底します。
- ・なお、池の管理については、XXXXXXXXXX水抜きなど、様々な手法を県横浜川崎治水事務所と相互に方策を出し合い、試行しながら効果的な水質改善手法を探ります。
- ・台風シーズンなど大雨が想定される時期を中心に、水門設備の操作による水位調整を行います。

計画書4 「利用促進のための取組」

（1）公園の特性や利用状況（繁忙期・閑散期等）、新しい生活様式などの社会状況に応じて、多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等（有料施設は除く）

市街地に残された貴重な緑地空間の保全と花修景の創出とともに、「自然と人の交流」、「人と人との交流」、「国際交流と異文化交流」を享受できるイベントの開催やユニバーサルなサービスを充実させ、年齢や障がいの有無や程度、国籍などに関わらず誰もがいつでも公園の魅力を楽しむ利用を促進します。



ア 自然と人の交流の促進

（ア）自然を楽しむ、理解する、守る
 本公園の主な利用者である周辺住民をターゲットに、子どもから高齢者、初級者から上級者まで、それぞれの興味関心に応じた多様なプログラムを、「三ツ池公園を活用する会」に所属する各ボランティア団体と連携しながら提供します。

自然を楽しむ、親しむ

- ・池のかいぼり：ボランティア団体と調整を図り、周辺の学校や公園利用者に広く参加を呼びかけ、環境教育や地域文化の継承の場として活用
- ・プレイパーク：公園で集めた木の枝の工作や水遊びなど、季節に合わせた遊び体験
- ・里山アウトドア×防災イベントの実施：公園で活動している団体や[redacted]を得ながら自然体験、テント張り教室、飯盒教室など、災害時にも役立つ要素を取り入れながら親子で楽しめる体験型イベントを開催。地域防災力の強化を図るとともに、里山再生活動への理解と活動参加者の増加につなげる。

自然を理解する	自然を守る
<ul style="list-style-type: none"> ・パークセンターでの展示充実：園内で観察された動植物の展示を行い、外来生物防除の必要性等、自然への理解促進を図る ・親子の三ツ池観察隊：園内で見ることが出来る野鳥や植物を紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・園芸スイレン駆除活動：池に繁茂する園芸スイレンの駆除イベントを住民参加で実施 ・外来魚の駆除活動：池に生息する外来魚の駆除イベントを住民参加で実施

（イ）里山文化の体験・継承
 園内の田んぼ等を活用し、農業用ため池であった本公園の歴史や里山を介したかつての人と自然との関わり方等も含めた自然と共存する里山文化を継承します。

- ・田んぼ体験、餅つき体験：もち米の田植えや収穫等の体験
- ・親子農業体験：分区園を活用した親子で楽しめる野菜作り体験
- ・草木染体験：園内の植物を活用した染物体験を開催
- ・縄文ワークショップ：隣接高等学校にある小仙塚貝塚を活かした、地域の歴史と文化を伝える縄文ワークショップ



米作り体験
(平成 20 年撮影)

（ウ）自然に恵まれた環境を活かした健康づくり
 貴重な自然環境を活かした健康づくりを促進し、心と体の健康づくりに取り組みます。また、利用低調エリアや時間帯を活性化させる取組を実施します。

公園の地形や緑、池を活かしたエクササイズ等の展開

- ・森林での里山体験トレーニング：ノコギリ引きトレーニングなど森林管理作業とエクササイズを融合しプログラムの提供
- ・公園の起伏や池のロケーションを活かしたプログラム：パークヨガやノルディックウォーキング、クロスカントリー、カヌー（自主事業）等のプログラムを提供



ランニングイベント
(辻堂海浜公園)

朝ジョグプロジェクト	鶴見川流域レベルの回遊性確保
<ul style="list-style-type: none"> ・比較的空いている朝のジョギングの利用を推奨するため、朝ジョグの健康効果を啓発するとともに、「早朝ジョグ教室」を開催 ・毎朝定時にパークセンター前の芝生広場で「ラジオ体操」を行い、周辺住民の参加を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の近くには鶴見川沿いのネットワーク形成に向け、広域的な鶴見川沿川自治体（町田、川崎、横浜）の施設との連携促進

プログラム展開における連携強化 グループ企業のネットワークを活用し、XXXXXXXXXXと連携したアウトドアスポーツ（小学生クロスカントリー教室等）の振興を行います。

【令和4年度実施計画】

- ・ボランティア団体と連携調整を図りながらプレイパーク等の開催、里山アウトドアや防災イベントの開催準備、パークセンターでの展示や外来生物駆除活動を行い、自然を楽しむ、理解する、守る場づくりを進めます。
- ・田んぼ体験、親子農体験などを開催し、里山文化の体験・継承の場づくりを進めます。
- ・地形や緑、池を活かしたエクササイズイベントの開催、朝ジョグプロジェクト、鶴見川流域自治体等の連携方策の検討を進め、自然に恵まれた環境を活かした健康づくりを進めます。

イ 人と人の交流の促進

(ア) 花の一大イベント

本公園の花の見ごろに合わせて「さくらまつり」「アジサイフェス」などを継続し、地域連携の輪を広げます。祭り期間中は、XXXXXXXXXXと連携し、地域の飲食業者等によるキッチンカーを出店し、飲食と桜をセットにした新しい観光資源を創出し、地域経済に寄与します。

(イ) 地域と一体となったイベント

地域を代表する「三ツ池公園文化・環境フェスティバル」「地域ふれあいまつり」等に協力し、地域に活力を与える礎として住民の交流を促進します。

地域回遊による観光巡り：鶴見川、臨海部、三ツ池公園の見所マップを作成し、スタンプラリーのような取組で、地域回遊による観光巡りを実施



文化環境フェスティバル
(平成19年撮影)

(ウ) 地域人材の発掘と市民が主体となって開催するイベント支援


つるみ区民活動センターにボランティア登録制度「鶴見人ネット」があるため、登録ボランティアに積極的に協力を仰ぐなど、地域人材の発掘を行います。さらに、本公園でイベント実施を希望する方をささえる独自の「三池フレンズ制度」を導入します。

三ツ池フレンズ制度：地域の市民（ボランティアやNPOなど）が公園を舞台に自らの「得意！」や「やりたい！」を活かし、文化・芸術・健康等のプログラムを行えるよう、「三ツ池フレンズ制度」を導入します。市民等が企画するイベント等の実施にあたり、手引きとなるXXXXXXXXXXを定め、市民参加型の利用促進を図ります。

(エ) パークセンターの魅力向上

本公園の特徴的なパークセンターの意匠や機能を活かすため、魅力的な空間に変容させ、利用者の憩いの場となり、リピーターの促進や賑わい創出につなげます。

展示コーナーの充実：園内で観察された動植物の展示をするほか、ボランティア団体や地域団体・企業のSDGsの取組などの活動紹介等の展示の場として貸し出し、地域の交流拠点としての機能を向上

三ツ池マルシェ：地元や県産野菜等の地産地消を目指したマルシェをパークセンター付近で定期開催。併せて、と連携し地域の飲食業者等によるキッチンカー等を誘致

【令和4年度実施計画】

- ・「さくらまつり」、「アジサイフェア」等を実施し、花の一大名所としての魅力を発信します。
- ・「三ツ池公園文化・環境フェスティバル」「地域ふれあいまつり」等、本公園を会場とした地域イベントに協力し、地域と一体となった公園づくりに取り組みます。
- ・各イベントの実施にあたっては、鶴見区のボランティア登録制度「鶴見人ネット」の登録ボランティアに積極的に協力を呼び掛けるほか、「三ツ池フレンズ制度」実施に向けてのニーズ把握等、地域人材の発掘に取り組みます。
- ・パークセンターでの展示の充実、パークセンター周辺での三ツ池マルシェ開催に向けた検討等に取り組みます。


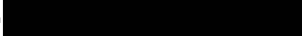
ウ 国際交流と異文化交流の促進

外国籍住民が多い鶴見区の特徴を踏まえ、異文化理解の場を積極的に提供し、国際交流を促進します。

異文化交流×国際交流：日本文化の書初め、野点、七夕のほか、空手、太極拳、サンバ、中国で大流行中の公園ダンスなど様々な国の文化、伝統武芸・舞踊の体験会を開催し、日本人・外国人を問わず、各国の文化や芸能を堪能しながら国際交流ができるイベントを開催します。



外国人が参加した野点
(塚山公園)

外国語体験プログラム：小学校での英語教育の開始やグローバル社会の進展を受け、公園を多言語で楽しむプログラムを実施。講師の選定などについて、と連携しながら、英語・中国語・韓国語等の「バードウォッチング」などを開催し、日本人も外国人も共に楽しめるイベントとします。



【重点】災害時外国人サポーター養成講座：災害時にも役立つやさしい日本語や外国人が災害時に直面する課題を学ぶ講座を市区と連携して開催し、行政、公園管理者、地域住民が災害時に外国人住民をサポートできる体制をつくり、地域の防災力を強化

コリアマダンへの協力：在日本大韓国民団神奈川県地方本部と連携し、コリアマダン開催に協力。また、農楽、民族衣装での庭園解説など、韓国の文化をより多くの方に知っていただく機会の提供

→「アジア異文化交流フェスタ」へ

各種異文化交流イベントを礎に、韓国に加え、様々な国や地域の異文化を体験する「アジア異文化交流フェスタ」へとつなげていきます。

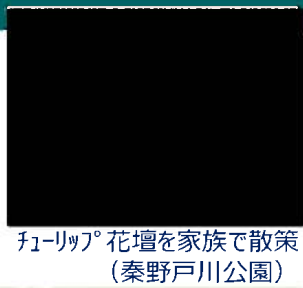
【令和4年度実施計画】

- ・「書初め」「太極拳」、外国語での自然観察会などを実施し、国際交流と異文化交流の機会を提供します。
- ・と調整のうえ、によるバードウォッチングなど外国語体験プログラムを実施します。
- ・「コリアマダン」の開催に協力し、韓国文化の理解に貢献します。
- ・災害時外国人サポーター養成講座については、実施に向けた調整を進めます。

エ ユニバーサルなサービスの充実

(ア) 日常的なユニバーサルなサービスの充実

- ・子育て世代に向けたサービスの充実として、授乳室の提供、おむつ交換台の増設
- ・障がいのある方に対しては、車椅子の貸し出し、
、筆談用具やコミュニケーションボードの設置など、誰もがサービスを楽しむ環境を整備



フルリフ°花壇を家族で散歩 (秦野戸川公園)

職員対応の強化：、心のバリアフリー推進員養成講座を受講、自動翻訳機やピクトグラムによる利用案内

(イ) 多様な人々が楽しめるようなイベントの開催

障がいのある方も参加できる**バリアフリー自然観察会**(手話付き、視覚障がい者も楽しめるもの等)や**手話による絵本読み聞かせ会**などを開催します。

また、等と連携し、パラスポーツなども取り入れた誰でも参加できる**ユニバーサル運動会**や**アンプティサッカー**、**ブランディングディスク**等の**パラスポーツの体験会**、**ペタンク**などの**ニュースポーツの体験会**など、多様なバックグラウンドを持つ来園者が共に楽しめるプログラムを充実します。

【令和4年度実施計画】

- ・授乳室の提供、おむつ替え台の増設に向けた協議を進め、子育て世代の利用環境を整えます。
- ・車椅子貸出、
、バリアフリー観察会等の開催に向けた準備検討を開始し、障がい者等多様な人々が楽しめる利用環境を整えます。

オ 繁忙期・閑散期に応じた利用促進

(ア) 繁忙期の利用促進

春の桜のシーズンや秋の大型イベント開催時には、駐車場が満車となるため、多目的広場を活用した臨時駐車場の開設や警備の強化に加え、積極的に公共交通機関の利用を促す等、渋滞対策を実施します。

(イ) 閑散期の利用促進

閑散期となる冬季の利用促進として、寒い冬も公園を訪れたいくなるような冬ならではの「自然観察会」や周辺地域と連携した「スタンプラリー」などを積極的に開催します。

年間を通して行う主なイベントスケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
縄文 さくらまつり さくら観察会	文化環境フェスティバル パークヨガ	ヤゴ救出作戦 アジサイフェス	七夕 カヌー体験(自主事業)	夏休工作	草木染め体験	縄文コスモスフェア ユニバーサル運動会 コリアマダン	野点	縄文餅つき	縄文書初め グローバルガイド	伝統武芸体験 冬鳥観察会	早咲き桜の観察会 外国人サポーター養成講座
田んぼ体験			プレイパーク			田んぼ体験		自然		人	国際
自然観察会／ルディックウォーキング／朝ジョグプロジェクト／毎朝ラジオ体操										スタンプラリー	
三ツ池フレンズの促進											

【令和4年度実施計画】

- ・春の桜シーズンや大型イベント時等には多目的広場を臨時駐車場として活用します。
- ・閑散期においては、その季節ならではの自然観察会等を開催し、利用促進を図ります。

カ 新たな生活様式に対応したイベントの開催とサービスの充実

イベント開催にあたっては、県の対処方針に則って開催の可否を判断するとともに、グループ代表で策定した「都市公園等における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」に沿った対策を講じながら感染症対策を講じつつ、公園が心身の健康づくりの場として活用できるよう取り組みます。

(ア) イベント開催にあたっての新型コロナウイルス感染拡大防止対策

参加者の検温や体調確認、手洗い又は消毒等／イベント参加者に対しマスク着用（運動中等は除く）、咳エチケット等の指導／参加人数を減らして密を防ぎ、貸出資材及び器具等随時消毒／イベント参加者名簿を作成し連絡先を把握／国や県の指針に従い、施設利用や公園イベント開催にあたっての留意点などを利用者やイベント共催者に周知

(イ) 新しい生活様式に対応したイベント開催の工夫

公園は、コロナ禍においても、人々が屋外の新鮮な空気の中で、花や緑に癒されながら散歩や運動を行い、心身の健康を維持する場として、社会的に重要な機能を有する場所となっています。

本公園においても、感染防止対策を徹底しながら、ニーズに沿ったサービスの提供等を行うことにより、社会インフラとしての公園機能を最大限発揮してまいります。

ステージ1 平常時

感染対策の必要のない時期においては、これまでの提案を確実に実施

ステージ2

感染対策を講じた利用促進

感染防止対策を講じつつ、公園の魅力を発揮するプログラムの実施

ステージ3

緊急事態宣言等

密を回避した公園利用の提案

ステージ2における対応

イベントを開催するにあたっては、県の対処方針に則って開催の可否を判断するとともに、グループ代表が策定したガイドラインに沿った対策を講じながら開催します。広場を囲って、受付を設け、体調確認等をするなど、工夫をこらしたイベント開催により、密の回避や利用者の健康状態の把握等を行います。

With コロナにおける健康づくり：3密を避けた一人でも取り組める健康づくりとして、多様な園路を活用した、利用者の体力や好みに応じたウォーキング・ジョギングコースの設定、運動補助となるボール貸出によるセルフプログラムの充実

ステージ3における対応

園内放送や園内掲示による密の回避やマナーの呼びかけなど、皆が気持ちよく公園を利用できる環境の整備に取り組みます。

イベントのリモート配信：公園に足を運べない方にも自宅や福祉施設等で公園の空気を感じていただきながら参加できるイベント（ヨガ等のスポーツイベントや園内ガイド等）をリモート配信

セルフプログラムの充実：イベントに頼らない密を回避した公園利用の提案（ランニングコースの紹介等）

(ウ) キッチンカーの導入

休日には、可動性の高いキッチンカーを広い空間に設置し、利用者のサービス向上と地元飲食店の支援を両立

【令和4年度実施計画】

- ・新型コロナウイルス感染症のまん延防止に関しては、県の対処方針に則って開催の可否を判断したうえで、グループ代表で策定した「都市公園等における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」に沿った対策を講じながら感染症対策を講じつつ行います。
- ・感染状況のステージに応じて、イベントのリモート配信を行うなど、コロナ禍での利用促進の工夫を行います。
- ・県横浜川崎治水事務所と協議の上、キッチンカーを導入し、利用者サービスの向上と地元飲食店の支援を行います。なお出店団体は市内事業者を優先し、県内飲食店の支援につなげます。

(2) 有料施設における利用者増及びサービス向上に資する事業の実施方針、内容

ア 条例別表5記載の有料公園施設（運動施設）に関する事業の実施方針

現在、利用が低調な軟式野球場と多目的広場を中心に、新たな利用者の掘り起こしを行うとともに、各有料施設にて予約の入っていない時間帯や空き時間を活用したイベントを実施します。

【重点】更なるユーザー獲得のための新しいシステム と JV の強みを活かした連携

有料施設における軟式野球場や多目的広場の稼働率はテニス場と比べ高いとは言えません。公園施設の有効活用は重要な指定管理者の任務として捉え、次の取組により施設利用の向上を図ります。

マッチメイクの働きかけ ホームページ、パークセンター、当該施設において、マッチメイクを希望する利用者（チーム等）の情報を掲載・掲示し、利用者相互のマッチングを図ります。利用者が他のチーム情報等を知ることにより、対戦相手が確保でき、施設利用の増加が見込めるとともに、利用団体間の交流を促進し、地域コミュニティの活性化を図ります。

■ 申込方法 ■

①施設の予約を取る/②マッチメイクの希望を公園に伝える/③HP等で「対戦チームを求む！」との情報を掲載/④対戦相手の申込が来たら、マッチメイク希望者にご連絡/⑤マッチメイク成立/⑥当日受付⇒対戦相手紹介⇒試合開始

市周辺公園との連携 [] 等と連携し、相互に情報発信することにより、利用促進の相乗効果を図ります。

(ア) 地元利用を促進させる広報活動

みどりに囲まれたロケーションにある本公園の運動施設の魅力を多くの方に発信し、広く利用を呼び掛けます。

軟式野球場

[] 等への呼びかけや外野芝生エリアを [] に開放

多目的広場 平日昼間など、利用の低調な時間帯については、 [] を呼びかけ、校外活動での活用を促進

(イ) 施設の認知度向上と各種イベントの開催

運動施設を活用した多様なイベントを開催することで、認知度の向上を図り、利用率の向上に努めます。

軟式野球場 ボール遊びができる貴重な機会として「親子のキャッチボール教室」の実施。異文化交流の促進として行う太極拳等の会場としても活用

多目的広場 地域防災訓練の場としての活用を[]に働きかけ。

プール 閉場期間中の活用として、ふわふわ遊具体験（自主事業）、ヤゴ救出イベントを開催

共通 [] []
[]を含めて幅広くイベントを検討し、地域の青少年の健全育成とスポーツの裾野拡大に貢献します。

(ウ) 利用種目の多様化

多目的広場では、空き時間や閑散期にターゲットを合わせ、関係団体等と調整・連携し、高齢者や在日外国人に人気のスポーツなど、利用種目（グランドゴルフ、ターゲットバードゴルフ、3×3バスケ等）の拡大を県横浜川崎治水事務所と調整しながら検討します。また、障がい者スポーツ、ニュースポーツ等の体験会を開催します。

【令和4年度実施計画】

- ・マッチメイクの働きかけのためのニーズ把握等に取り組み、利用団体間の交流を促進し、地域コミュニティの活性化に繋がります。
- ・[]、近隣施設との相互情報発信により利用促進に努めます。
- ・施設の活性化に向け、地元の関係団体等の利用状況の把握等に取り組みます。
- ・利用種目の多様化については、利用ニーズの把握や横浜川崎治水事務所との協議を行い、実施に向けた検討に取り組みます。

イ 駐車場・自動販売機に関する事業の実施方針

(ア) 駐車場

本公園は、徒歩や自転車で来園する方が多い公園ですが、桜の見頃時期や大型イベント開催時には、遠方からの来園者も含め、車で来園者が大幅に増加し、入庫待ちの渋滞が周辺道路にも及ぶことがあります。こうした課題も念頭に置き、周辺への十分な配慮や利用者の利便性向上に取り組みます。また、閑散期の魅力向上により、年間を通じた駐車場の利用促進を図ります。

駐車場機器機能アップによるサービス向上

職員不在時における対応：精算機付属のインターフォンとライブカメラにより利用者がコンタクトセンターにアクセスでき、リモートで障がい者の減免手続きや緊急時の対応	多様なニーズに対応した精算方法：各種カード決済や電子マネーでの支払いが可能な精算機を設置
--	--

SNSを活用した混雑緩和対策：繁忙期にはSNSを活用して、駐車場の利用状況をタイムリーに情報を発信します。また、過去の実績に基づいた「駐車場混雑予想カレンダー」を作成し、公園ホームページに掲載

空車情報(辻堂海浜公園)



閑散期の利用促進の強化：計画書4(1)オ(イ)参照

設置場所	園内各所
販売品目	清涼飲料水・アイス

(イ) 自動販売機

利用者サービスの向上や夏期の熱中症対策のため、利用の多いエリアを中心に自動販売機を設置します。

	【新規】 液体ミルク及び紙おむつ ※飲料水自動販売機で併売
設置台数	15基
営業期間	通年(プールは夏季のみ設置営業)

自動販売機の運営方法概要

事故防止対策

防犯システム：現金盗難防止のための各種ロックを設置し、高頻度の現金回収を周知
また、防犯カメラ(ダミーカメラを含む)や警報器の設置に加え、地元警察と連携(情報共有、事故時等の迅速な通報(被害届)、重点パトの依頼等)

転倒防止：地震等による転倒防止のため、JIS規格『自動販売機の据付基準』に応じた据付方法で固定し、利用者の安全を確保

各種機能 他公園でも導入実績のある災害支援ベンダー(大規模災害発生時に、公園職員の判断で機内飲料を利用者に無償提供)、バリアフリー対応(車いすでも購入しやすい機種)を導入

キャッシュレス対応/自動販売機横に設置するゴミ箱はきめ細かな分別が可能なものとし、看板等でPR(県の「プラごみゼロ宣言」に賛同した取組)

【令和4年度実施計画】


- ・ 駐車場は、機械式の料金徴収により運営し、SNSでの情報発信など渋滞対策にも取り組みます。
- ・ 自動販売機は、防犯や転倒防止等、事故防止に取り組むほか、災害支援ベンダーの導入等、利用環境向上に努めます。

(3) より多くの利用を図るために行う広報・情報発信の工夫等

ターゲットを明確にしたきめ細やかな広報・PRにより、広く情報を届けます。また、その効果については、適宜検証し、必要に応じて改善します。

ア 広報、PR活動の内容

(ア) 各グループ構成員の強みを生かした広報・PR

グループ代表	<p>フォトコンテスト開催 県立公園を対象とした公募型のフォトコンテストを実施し、入賞作品を紹介する写真展を公園・病院などで開催</p> <p>かながわパークナビ グループ代表が管理する公園のイベント情報、開花情報等をまとめたフリーペーパー(年2回発行)。県内の公園や公共施設に配架</p> <p>かながわ NOW グループ代表が会員である神奈川県観光協会が運営する情報サイト「かながわ Now」への掲載等により広く情報発信</p>	
---------------	---	---

石勝 エク ステ リア	<p>鉄道駅での広報</p> <p>等へのポスター掲示等について広報を展開</p> <p>東急グループ関連誌 等への三ツ池公園関連情報の掲載など東急グループへの働きかけ</p> <p>ケーブルテレビ で広報宣伝</p> <p>東急グループ内報誌への掲載 東急グループへのPR 造園業界へのアピール活動 業界紙への掲載、環境コンクールなどへの積極的な参加等</p>
	<p>サカタ サカタのタネ会員向けのメールマガジンの配信による園芸愛好家へ情報を発信</p>

(イ) 各種媒体の特徴を活かしたメディアミックスによる広報・PR

Web 活用	<p>ホームページ</p> <p>特徴 掲載情報量が多く、施設情報やイベント年間スケジュールなどの基本情報を掲載</p> <p>弱点 拡散力の弱さ</p> <p>強化ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ スマートフォン対応のデザインに刷新 ▶ 多言語化（英語、中国語、韓国語等） ▶ 外部ホームページの活用 ▶ 媒体の適切な選択 <p>【ファミリー世代】</p> <ul style="list-style-type: none"> → いこーよ、るるぶ Kids 他 <p>【幅広い世代】</p> <ul style="list-style-type: none"> → イベントバンク、ウォーカープラス他 	<p>SNS</p> <p>特徴 即時性と拡散力が高く、駐車場・イベント情報、即時性の高いお知らせ（台風後の情報等）を掲載</p> <p>弱点 情報のキャッチアップが困難</p> <p>強化ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 継続的な情報はホームページで提供 ▶ 動画配信、リアル配信の強化 ▶ ハッシュタグ#を有効に活用し拡散 <p>ハッシュタグ#を活かしたニーズの把握にも活用※</p>
-----------	---	--

※ #検索により、イベント等情報の拡散状況が確認できるとともに、イベント等の後に、ネット上での評判やご意見を聴くことができ、次回開催時の改善等に役立てることが出来ます。

紙媒体 活用	<p>公園パンフレット</p> <p>特徴 来園者への基礎情報の掲載</p> <p>弱点 一度作成すると改変が困難</p> <p>強化ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「公園だより」の発行：四季に合わせて作成。等へ配架 	<p>自治体広報</p> <p>特徴 WEB未利用者への広報力が高く、イベントの集客力が高い</p> <p>弱点 読者層が高齢者等に偏りあがる</p> <p>強化ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 掲載するコンテンツを広報媒体に合わせ発信
-----------	---	--

地元連携による広報強化

- ・ と情報共有し、地域情報の収集と発信
- ・ **協働コーディネーターの配置** に本公園を、環境保全活動や景観創出活動、イベントへの協賛など、CSR活動の場として活用していただけるよう働きかけ、連携を構築
- ・ との連携 PRを実施

マスメディアの活用 新聞・テレビ等へのプレスリリースによる広報強化

外国籍住民に向けた広報の強化

- ・ ホームページやパンフレットを多言語で制作

- ・ SNS の相互シェアやチラシの配架で [] と連携するとともに、広報文作成時には「やさしい日本語」で表現

【令和4年度実施計画】

- ・ フォトコンテストやサカタのタネ会員向けメールマガジンなどグループ構成員の強みを活かした広報を実施します。鉄道駅での広報等については実現に向けた関係機関との調整を進めます。
- ・ ホームページ、SNS、紙媒体など、各種広報媒体の特性を活かした広報を行います。
- ・ 園長が協働コーディネーターとしての役割を果たし、近隣の関係機関との連携体制構築を進めます。
- ・ 業目的の撮影依頼については、県横浜治水事務所へ調整を図ります。

イ 公園利用者数の年度ごとの目標数値

芝生地の荒廃などオーバーユースに起因すると考えられる諸課題があることから、利用増のみならず、これまでに記載した様々な維持管理等により利用環境を整え、本公園の魅力向上を目指します。

一方で、運動施設についてはイベントや広報、PR 活動により、利用増を目指します。

【目標の考え方】

来園者数 1,455 千人/年（平成 29 年度～令和元年度平均）に対し、運動施設の利用増相当の増加を見込み、令和 8 年度には 1,457 千人を目標とします。

年度	利用者数
令和 4 年度	1,456 千人
令和 5 年度	1,456 千人
令和 6 年度	1,456 千人
令和 7 年度	1,457 千人
令和 8 年度	1,457 千人

ウ 利用料金及び駐車場収入の年度ごとの目標数値

マッチングシステムの導入や利用種目の多様化等の利用促進により、利用料金収入および駐車場収入の目標数値を定めます。

■利用料金収入

軟式野球場・多目的広場：平成 29 年度から令和元年度の平均値から毎年 1 % 増

テニスコート：同 3 年平均値の継続

プール：開場していた平成 29 年度及び 30 年度の平均値の継続

平成 29～令和元年度平均：10,923 千円→令和 8 年度：12,000 千円

施設	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
軟式野球場	1,247 千円	1,259 千円	1,272 千円	1,284 千円	1,297 千円
テニスコート	7,095 千円	7,095 千円	7,095 千円	7,095 千円	7,095 千円
多目的広場	693 千円	699 千円	706 千円	713 千円	720 千円
プール	2,859 千円	2,859 千円	2,859 千円	2,859 千円	2,859 千円
合計	11,894 千円	11,912 千円	11,932 千円	11,951 千円	11,971 千円

■駐車場収入/平成 29～令和元年度平均：40,143 千円→令和 8 年度：42,150 千円
(平成 29 年度～令和元年度の平均値から毎年 1 % 増)

【令和4年度実施計画】

・公園利用者数の目標については、当初、令和4年度1,470千人（令和8年度に1,530千人）を目指す計画でしたが、オーバーユースが課題となっていることを鑑みて、令和4年度目標を1,456千人とし、利用増のみならず、利用環境整備も合わせた公園の魅力向上を図ります。

計画書5 「自主事業の内容等」

(1) 公園の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等

私たちはこれまで、公園の利用者の利便性を高め、サービス向上を図るため、県横浜川崎治水事務所の管理許可等を受け、多くの公園で有料駐車場、自動販売機、売店等の運営を行ってきました。本公園においても、利用者サービス及び公園の価値向上を図ることを主な目的に、利用者のニーズを的確に把握し、ニーズに沿った自主事業を行います。自主事業に当たっては、同様な近隣施設の相場も考慮したうえで、公の施設として、相応の料金を設定し県横浜川崎治水事務所の許可を得て実施します。

ア パークセンターでの物販

メインゲートとして、気軽に購入できる品目を揃え、公園の魅力をPRするとともに、利用者の利便性向上を図ります。

業態	場 所	提供品目	営業期間
売店	パークセンター	お菓子や敷物、遊び道具等、オリジナルカレンダー ポストカード等	通年 (年末年始を除く)

イ 売店およびキッチンカー

レクリエーションやプール遊泳の際の飲食サービスを充実するため、売店やキッチンカーを効果的に営業し、利用者の満足度向上を図ります。



下ノ池休憩所売店

また、下ノ池休憩所の売店は営業日が限定されていますが、日常からの小さな賑わいを創出するため、来園者ニーズを把握したうえで、拡大の方向で検討をします。

業態	場 所	提供品目	営業期間
売店	下ノ池休憩所	軽飲食、お菓子・アイス等の飲食、敷物や遊び道具等 * 顧客満足度調査 (CS) により来園者ニーズを把握し、営業品目を工夫を行う	土日祝日営業 (年末年始を除く) * 来園者ニーズを把握したうえで順次拡大
売店	プール	軽飲食、お菓子・アイス等の飲食、敷物や遊び道具等	プール営業期間中
キッチンカー	パークセンター前 多目的広場等	軽飲食、お菓子、アイス等の飲食 * 日常の小さな賑わい創出のため、下ノ池休憩所の補完的機能として、話題性のある品目を検討します。	繁忙期及び閑散期の土日を中心に実施 * 来園者ニーズを把握した上で順次拡大

業務委託内容

- 商品の仕入れ、接客、販売等、店舗の運営全般。通年の営業企画、

委託業者の選定方法

- 初年度においては、三ツ池公園における過去の営業実態を精査し、他の都市公園で実績のある複数の業者からヒアリングを実施し計画書の達成を見込める事業者を選定（地元事業者への優先性に配慮）
- 暴力団排除条例やコンプライアンスを重視し、接遇や障がい者対応等を推進

委託業者への指導監督等

- 店舗への食品衛生責任者の配置や所管保健所の営業許可等、食品衛生法の遵守
- 消防署への届出（防火対象物使用開始届）

・店舗の清掃や接客態度

・「県立都市公園等における催事等の出店規約」を定め、反社会的勢力の参入防止

【令和4年度実施計画】

物販及び売店：県横浜川崎治水事務所の許可を受けたうえで、パークセンター及び下ノ池売店で菓子類、敷物等の販売を行います。プール売店については、コロナの影響に鑑み、プール開設の検討と併せて調整します。

キッチンカー：県横浜川崎治水事務所の許可を受けたうえで、イベント開催時や日常の公園の賑わいを確保するため、通年の土日祝日や繁忙期のキッチンカー出店を行います。

ウ コインシャワー【直営】

更衣室内のコインシャワーについては自主事業として、利用者のサービス向上を目的に運営管理します。

運営方法概要

営業時間	5:30~17:30 (4・9・10・2・3月) / 5:30~18:30 (5・8月)、5:30~19:30 (6・7月) / 5:30~16:30 (11~1月)	営業期間	通 年
		料金設定	100 円/回(3 分間)
設置台数	4 台 (男子更衣室 2 台、女子更衣室 2 台)		
実施体制	きめ細やかに直営で管理し、清潔で衛生的な空間を維持		
業務委託	機器の保守点検については専門業者に委託し、適切な保守点検を実施		
指導監督	保守点検は定期的実施。必要に応じて指導		

【令和4年度実施計画】

・県横浜川崎治水事務所の許可をうけ、衛生面に配慮しつつ運営し、利用者のサービス向上に努めます。

エ 自主事業でのイベント開催

(ア) カヌー体験教室

三ツ池公園の特徴である「池」を活用し、カヌー体験会を開催します。実施にあたっては、
との連携を検討し、県横浜川崎治水事務所と協議のうえ実施します。



カヌー体験教室イメージ

運営方法概要

実施期間	夏季 (7~9 月間)	料金設定	5,500 円/回・人 程度
業務委託	イベントの企画・運営、指導員及び必要備品の準備		
指導監督	企画内容、適切な指導者の配置など安全管理の徹底、料金設定		

事故防止の取組 イベントの開催に当たっては、専門的な技術と経験を有するスタッフを配置し、指定管理者とが連携し事前準備や当日の安全確認を行うほか、ライフジャケット、ヘルメット、救助浮き輪等の安全用品を用意します。

(イ) プールふわふわ遊具

閉鎖期間にプールを有効活用するため、県横浜川崎治水事務所と協議の上、実施を検討します。

* バルーン遊具の体験、バザーの実施等



ふわふわ遊具イメージ

運営方法概要

実施期間	プール閉場期（9～11月）	料金設定	500円/人・回 程度
業務委託	イベントの企画・運営、指導員及び必要備品の準備		
指導監督	企画内容、適切な指導者の配置など安全管理の徹底、料金設定		

事故防止の取組 バルーン遊具は []。1回3～5分程度の入替制による混乱の回避。指定管理者とイベント事業者が連携し、事前準備や当日の安全確認を徹底します。

【令和4年度実施計画】

・池やプールを活用したイベント開催に向け、連携 [] と調整のうえ県横浜川崎治水事務所と協議を進め、公園の活性化に繋がる自主事業実施を目指します。

【令和4年度実施計画】

公園協会の独自資産（SDGs積立資産）を活用した取組

- ・樹林地の環境改善のために実施する間伐等の一部、草地管理の一部
- ・桜更新のための苗木購入及び桜樹等再生会議（仮称）の運営の一部
- ・花壇管理のための花苗購入の一部
- ・配架用点字パンフレットの作成、サイン（簡易掲示）用のピクトグラム作成
- ・おむつ交換台の設置
- ・防災用食料及び衛星電話等、防災備蓄品の購入
- ・EV作業車両の導入

計画書 6 利用料金の設定・減免の考え方

(1) 利用料金の設定

ア 有料施設

(ア) 利用料金制度の趣旨・内容を踏まえた施設運営における利用料金の考え方

利用料金制度は、指定管理者に料金設定の裁量を与え、利用者増、利用料金収入増を図り、維持管理業務への充当や利用者サービスの向上につなげる制度です。この制度の趣旨をふまえ、条例の上限内で周辺類似施設との料金バランスや利用者層をふまえた上で、料金を設定し、利用動向に応じた効率的な運営やサービス向上により、利用者増と料金収入増に努めます。

(イ) 利用料金を徴収する施設及びその料金設定（時間、期間）の考え方

本公園の施設については、利用料金制度の趣旨をふまえ、基本は上限額にします

区分	単位	設定額（1時間当たり）	上限額
テニスコート	2時間	1,420円（710円/時間）	710円/時間
	3時間	2,130円（710円/時間）	
軟式野球場	2時間	2,140円（1,070円/時間）	1,070円/時間
	3時間	3,210円（1,070円/時間）	
多目的広場	2時間	1,040円（520円/時間）	520円/時間
	3時間	1,560円（520円/時間）	
プール	1回制	小人（1歳から小学生以下）110円	小人（小学生以下の者）110円
		■	
		大人（中学生以上）310円	大人（中学生以上の者）310円

【令和4年度実施計画】

・プールでは、■に向けた検討を開始し、利用促進と利用者サービス向上を目指します。

イ 駐車場

料金設定及び減免については、民間も含めた同様の施設、近隣施設などの料金や減免方策も考慮したうえで公の施設として相応の設定とし、県横浜川崎治水事務所の許可を得て実施します。（自動販売機も同様です）

有料期間	3/16～11/15（毎日） 1/5～3/15・11/16～12/27（土日祝日のみ）	有料時間	5:30～19:30（3/16～10/31） 5:30～17:30（11/1～3/15）
駐車台数	【北門駐車場】大型車6台・普通車91台・身障者用2台 【正門駐車場】普通車55台・身障者用2台		
駐車料金	【通常（繁忙期以外）】大型車830円/回・普通車：510円/回 【繁忙期（3/16～4/15・4/29～5/5）】大型車1,250円/回・普通車：830円/回		

※駐車料金、減免対象の他、駐車場管理の基準については、「県立都市公園駐車場管理基準」を作成し、同基準に基づき管理します。

実施体制等

実施体制	駐車場は機械化し、出入庫管理や精算等は委託/委託事業者の指導監督及び場内清掃や繁忙期の誘導等の現場対応を直営で実施
業務委託内容	売上金収納、釣銭補充、機械点検・修繕、職員不在時の機械を通じた減免対応等
指導監督方法	日々の売上報告、機械の点検状況等について監督し、必要に応じて指導

ウ 自動販売機

実施体制等

自動販売機専門業者へ設置管理及びフルオペレートを委託し、販売品目や防犯対策、省エネ等について適切に指導します。

販売価格	飲料 110 円～220 円程度（缶、ペットボトルなど） アイス 140 円～200 円程度
実施体制	専門業者へ設置管理及びフルオペレートを委託
業務委託内容	商品補充、品質管理、容器回収、売上金収納管理、釣銭補充、機器修繕、事件や事故発生時（機器破損等）の対応
指導監督方法	販売品目、防犯対策、省エネ等について監督し必要に応じて指導／月次売上報告、機器の点検状況等について監督し、必要に応じて指導

（２）減免の考え方

ア 有料施設

料金の減免については、施設特性、利用特性に応じた独自の減免規程を設け、県都市公園条例第 36 条に基づき、県の承認を得て行います。事業の公益性の高さや行政目的を考慮し、減免対象を決定しますが、一方で一般の利用者に対して不公平にならないように配慮します。

なお、教育機関及びその関係団体が行う、子どもや学生の活動の場を広げる目的での利用については全額減免とします。ただし、全額減免の対象であっても、大会主催者などが入場料を徴収する場合には、半額減免とします。

イ 駐車場

ユニバーサルな対応を推進する観点から、以下のように駐車場料金を減免します。

減免対象	<ul style="list-style-type: none"> ・全額免除の対象 (1)社会福祉事業を展開する社会福祉法人等非営利団体が事業のため利用する場合 (2)義務教育諸学校、高等学校、幼稚園及び保育所の児童又は生徒が、学校の教育活動として利用する場合 (3)地域的な市民組織が公共的目的で社会、体育活動を公園で行うため利用する場合 (4)国、県、市町村が行政目的のために主催する行事等の関係団体が利用する場合 (5)身体障がい（児）者、知的障がい（児）者、精神障がい者が利用する場合 (6)公共的団体が公共の用に供するために公園を利用する場合 ・5割免除の対象 (1)電気自動車で駐車場を利用する場合で、神奈川県産業労働局産業部エネルギー課が発行する『神奈川県電気自動車認定カード』を提示した場合
------	--

ウ 自動販売機

減免はありません。ただし、大規模災害発生時に、公園職員の判断で機内の飲料を滞留者や避難者に対し無償で提供します。

計画書7「利用者への対応・サービス向上の取組」

(1) 接客や利用者との対話、公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方**ア 基本的な接客や利用者との対話の考え方**

子どもから高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安心・安全・快適に公園を利用しただけできるよう、スタッフ全員が、利用者との双方向コミュニケーションを重視したホスピタリティ溢れる接客をします。

公園利用者がこの公園を利用して「本当に良かった」と思える接客を目指します。

また、本公園は、運動施設や国際交流施設など様々な施設を有する公園であることから、多様なニーズに応えられるよう、ユニバーサルなサービスや誰でも気軽に声のかけやすい環境づくり、丁寧な受付・案内を行います。

イ 接客や利用者との対話の具体的な取組

利用案内の手引き（仮称）の作成	本公園の基本情報、利用ルール、施設の利用案内、花のみどころ情報、周辺情報、交通案内等、利用者から聞かれることが多い事項を記載した手引きを作成し、全職員が携帯します。接客対応の際には、全職員が共通した認識で対応します。
おもてなしバッグの携帯	コミュニケーションボード、自動翻訳機、公園パンフレット、飲料水、救急セット、ゴミ袋、公園利用案内の手引き（仮称）を入れた「おもてなしバッグ」を携帯し、様々な対応に備えます。
窓口対応	公園に関する案内については、常に最新の情報を全職員で共有し、案内の精度を高めます。運動施設を利用される方の受付について、適切な料金收受やお待たせしない笑顔の対応に努めます。
電話・メール対応	多様な施設のある公園のため、事務所に各施設の利用状況表や問合せマニュアルを掲示し、問い合わせに対して迅速に答えられるようにします。
情報共有によるサービスの向上	日々の朝礼や情報伝達ツール（事務所内の情報ボード、連絡ノート）、所内会議（月1回）を活用してイベントや見所、維持管理作業計画等の公園に関する様々な最新情報に加え、利用者からの要望やご意見についてスタッフ全員で共有するとともに、より良い改善策を話し合い、サービスの更なる向上につなげていきます。遺失物に関しては、管理台帳によりスタッフ間で情報を共有し、「施設占有者のしおり（神奈川県警察本部）」に則り適切に処理します。
ユニバーサルなサービスの提供	子どもから高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安心・安全・快適に公園を利用しただけできるよう、ユニバーサルなサービスを提供します。詳細は計画書7(3)参照

ウ 公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方

すべての利用者が公平・公正に気持ちよく公園を利用しただけできるよう、条例や規則に違反している場合や危険な行為、他の利用者の迷惑となる行為等はもとより、本公園の特質に合わせ、今後、利用者意見等も聴取しながら、ルールを策定していきます。

また、公園における利用者相互の安全確保として、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためのルール※を策定していますので、本公園においても、同ルールに則り、適切に対応します。※コロナ対応の詳細は計画書9(2)を参照

利用ルールの策定

条例や規則等に規定された利用ルール以外に、利用者間の調整等のために策定が必要なルールについては、利用者や利用団体等から多様な意見を聴取し、県横浜川崎治水事務所とも協議したうえで、公平・公正な利用ルールを策定します。

項目	主な指導内容
----	--------

利用マナーの向上	ポイ捨て・火遊び・車等の乗り入れ・破壊行為・立入禁止区域への侵入・ドローンの使用等の禁止、犬のリード着用
花見客への対応	ポイ捨て・火遊び・迷惑行為・破壊行為などの禁止
施設の適正な利用方法	遊具、運動施設等
受動喫煙に関するルール	健康増進法及び神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例に基づいた屋外での配慮及び特定の施設における禁煙
園内の自然環境の保全	動植物採取の禁止、動物へのエサやり禁止等
新型コロナウイルス対策	マスク着用、消毒の徹底、ソーシャルディスタンスの確保等

利用ルールの周知等

これらの利用ルールはピクトグラムを用いるなどの工夫をしながら、園内看板、ホームページ、パンフレット等で広く周知し、対面でルールを説明する際は、複数での対応を基本とし、相手の立場、気持ちに配慮して対応します。

さらに、繁忙期となる桜の見頃時期には、禁止行為（ポイ捨て、火気厳禁など）周知の仮設看板を複数設置し園内の秩序を維持します。

【令和4年度実施計画】

・利用者満足度調査や楽しいおつきあい会議等により、利用者の意見を聴きとり、新たなルールが必要となった場合には県横浜川崎治水事務所と調整のうえ利用ルールを策定し、利用者への周知方法等を検討し、公園利用マナーの向上を図ります。

エ マニュアルの整備や研修によるスキルの向上

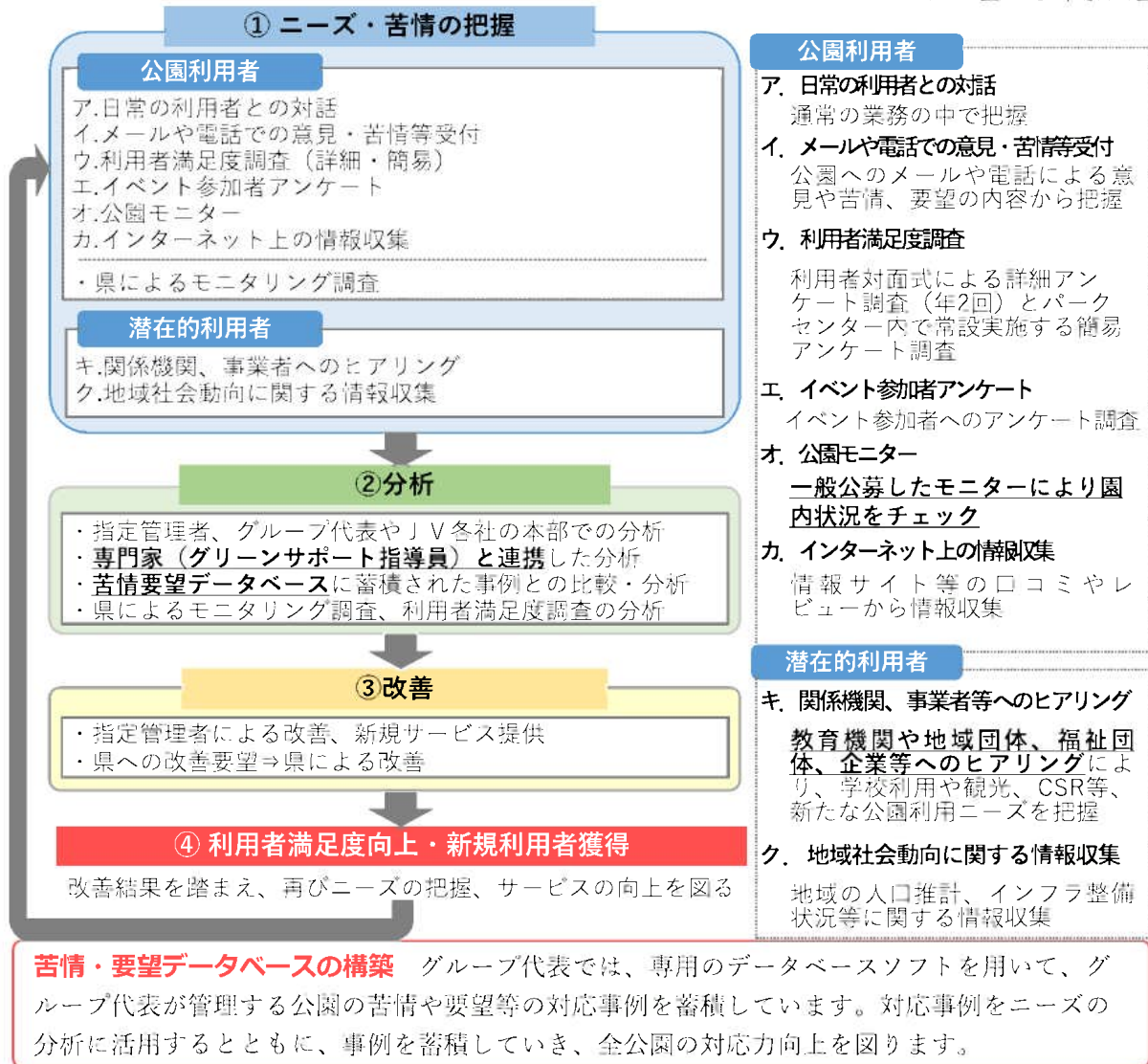
接客マニュアルの整備

言葉づかいから身だしなみ、電話対応、クレーム対応まで、接客対応に必要な内容が網羅された接客マニュアルをグループ代表本部で整備しています。

研修の実施

(2) サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等

公園を利用されている利用者のみならず、これから公園を利用する可能性のある潜在的利用者を含め、「①ニーズや苦情を的確に把握」「②分析」のうえ、「③運営を改善」することで、「④利用者満足度の向上、新規利用者の獲得」を図ります。



(3) 外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針

外国の方への多言語での対応に努めるほか、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえ、障害者差別解消法に基づく障がい者への合理的配慮、高齢者への配慮、子育て世代が安全・快適に利用できる環境を整え、ユニバーサルな対応を推進します。各種対応の内容はホームページやパンフレット、園内看板等で情報提供します。

また、公園利用者や外部の専門家との対話や意見聴取の機会を積極的に設け、常にサービスの改善に努めます。

ア 外国人利用者への対応

横浜市は外国人の受入支援を強化しており、本公園が位置する鶴見区は市内でも外国人住民が2番目に多い区です。こうした特質を踏まえ、外国人にとってわかりやすく、快適・安全な利用環境を提供するとともに、XXXXXXXXXXと連携した外国人モニターのチェックにより、利用環境の向上に努めます。

利用案内 JIS規格に準じたピクトグラムによる案内を自主財源で設置／ホームページの4ヶ国語言語対応（QRコードを活用）／翻訳機器や翻訳アプリの導入／英語コミュニケーションボードの設置／公共交通機関の多言語案内の配布／パークセンター内にフリーWiFiを設置／
 を参考にした「やさしい日本語」を用いた各種案内の導入
安全確保 作業時の制札や立入禁止区域の多言語表記と「やさしい日本語」表記

イ 障がい者への対応

合理的配慮により、障がいのある方（身体、知的、精神、心身の機能障害等）とその家族、支援者、介助者等が利用しやすいサービスを提供し、心のバリアフリーを念頭においた利用者対応に努めます。

物理的環境への配慮

パークセンターで車いすの貸出／バリアフリーマップの提供／身体障がい者向けサービスの周知／車いす利用者の視線を意識した展示の作成

意思疎通の配慮

【視覚】点字パンフレットの導入／読み上げ機能に配慮したホームページの運用／神奈川県「色使いのガイドライン」に則った園内掲示物や配布物の作成

【聴覚】職員による対応／コミュニケーションボードの設置／筆談対応／電話以外の問合わせツールの用意（ホームページ、メール、FAX）

【その他】「ほじょ犬マーク」の表示／知的障害者等との会話は、ゆっくり、丁寧に配慮／障害者の支援者、介助者等も含めた丁寧な対応

ウ 高齢者への対応

パークセンターでは、車椅子をはじめ、老眼鏡やルーペの貸し出しを行うことで、高齢者も気軽に来園しやすい環境を整えます。また、対面での案内では、ゆっくり大きな声で聞き取りやすい案内を意識した対応をします。

車いすの貸出／
 鏡、ルーペの貸出

エ 子育て世代への対応

パークセンター前広場や遊びの森周辺、水の広場を中心に親子連れの利用が多く見られます。誰もが楽しめる公園として、パークセンター前広場や遊びの森周辺、水の広場を中心に親子連れの利用が多く見られます。誰もが楽しめる公園として、おむつ交換台の設置等により子育て支援策を充実します。

トイレへのおむつ交換台の設置／子ども用便座の貸出／小便器へ男児用の踏み台の設置／調乳用温水器の設置／おむつ自動販売機の設置／掲示物へのルビ振り

【令和4年度実施計画】

- ・外国人モニター実施に向け、頻度やモニタリング内容の調整を進めるほか、ピクトグラムを活用したサイン（簡易表示）の設置等、外国人利用者への対応を進めます。
- ・車椅子の貸出、バリアフリーマップの提供、各種障害のある方への意思疎通の配慮により、障がい者対応を進めます。
- ・職員の、老眼鏡やルーペの貸出により高齢者対応を進めます。
- ・県横浜川崎治水事務所と協議のうえで園内トイレへのおむつ交換台の設置を行うほか、子ども用便座の貸出し、踏み台の設置、おむつ自販機の設置により子育て世代への対応を行います。

(4) 神奈川県手話言語条例への対応

神奈川県手話言語条例の制定を受け、グループ代表本部において		
	手話の使用環境 聴覚障がい者の 利用環境向上	<ul style="list-style-type: none"> 職員による対応 コミュニケーションツール（コミュニケーションボード）を設置 電話以外の問い合わせツールの用意（メール、FAX）
	手話の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 手話自然観察会の開催等

職員を窓口配置するほか、コミュニケーションボードの活用や筆談や大きな声で対応する用意ができていることを示す「耳マーク」をパークセンターに掲示します。手話を使いやすい環境をつくるため、
ほか、利用者への手話の普及啓発に取り組めます。

【令和4年度実施計画】

・職員の、手話観察会等の実施準備を行い、聴覚障がい者への対応向上と手話の普及啓発に努めます。

提案内容の実現に向けたバックアップ体制

本部のバックアップ体制

グループ代表本部では、接遇対応や手話の普及等を推進する担当部署を設けており、各種研修やクレーム対応のバックアップ体制を整えています。

公益事業としての予算の充当益

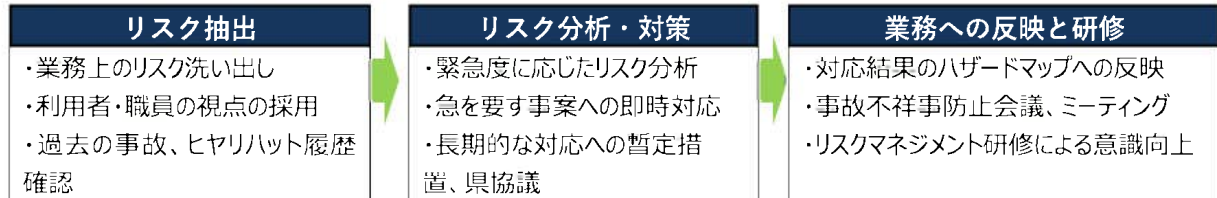
ピクトグラムの設置や点字パンフレット、4か国語対応のホームページ導入等にあたり、指定管理料のほか、グループ代表の公益事業の独自財源「SDGs推進事業積立資産」も活用して予算を確保します。

計画書 8 「日常の事故防止、緊急時の対応」

(1) 指定管理業務を行う際の公園の特性を踏まえた事故防止等の取組内容

日常の事故防止においては、想定されるリスクを事前に管理し、リスクの発生による損失を回避し、不利益を最小限におさえる「リスクマネジメント」の考え方を取り入れ、リスク抽出、分析・対策立案、実行、再評価により事故の未然防止を図ります。

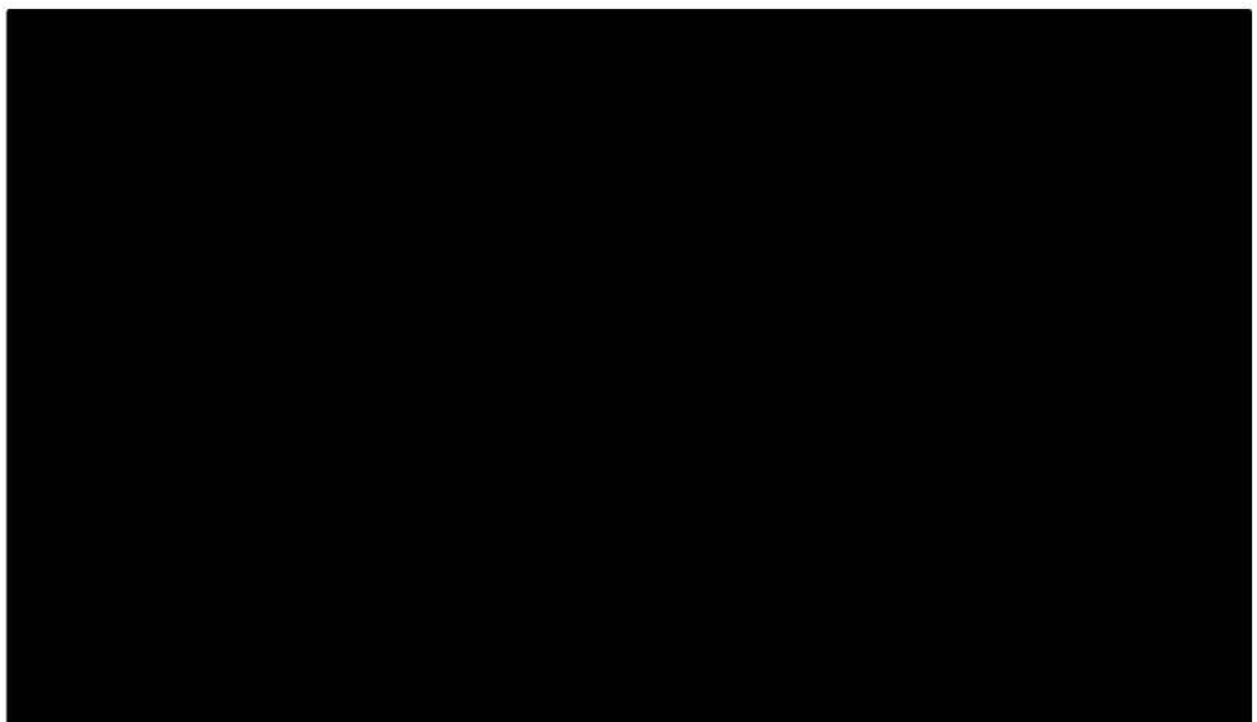
リスクマネジメントの考え方



本公園の特性	リスクとその対応
広い樹林地管理への対応	樹木倒木による人身被害や土砂流出の恐れ、人通りの少ない箇所での事故の恐れ ➡樹林内園路をパトロール重点箇所を設定 ➡日常及び台風前の点検と樹林地管理計画による危険木の管理
親子、外国人、障がい者、高齢者等多様な利用者	各種遊具の安全性確保をはじめ、小さなお子様連れの利用者の安全確保が必要 ➡遊具点検の確実な実施、異常時の即時対応、こども 110 番の家登録 ➡ボランティアや警察等との日々の情報交換、連携 ➡「やさしい日本語」などのコミュニケーションツールや避難補助具等の確保
池、プール等の水辺の安全性の確保	三つの池をはじめ、プールや噴水等の水辺施設での事故、水害の恐れ ➡池周辺の柵をパトロール重点箇所を設定、浮き輪等の設置 ➡プールの監視指導徹底
施設の老朽化への対応	園路の不陸や設備の動作不良による怪我等の恐れ ➡セルフモニタリング等を取入れたきめ細かな点検と迅速な修繕対応

ア 事故防止の体制

園長を危機管理責任者とした園内体制及びグループ代表本部及び JV 構成団体本部（本社）の支援体制を確立するとともに、関係機関や地域と連携した体制強化、情報共有、巡視の徹底等により事故の未然防止を図ります。



事故不祥事防止会議 グループ代表本部及び各園長等で構成し、これまでの公園管理ノウハウと事故やヒヤリハット事例をもとに事故情報の共有と再発防止策を検討・実施しています（原則月1回）

定例主任会議・毎朝の作業前ミーティング等 月1回、園長・副園長・作業主任による会議を開催し、各月の作業計画や作業内容に応じた安全管理事項の確認、他公園での事故事例の共有等を行い、安全管理レベルの向上を図ります。



定例主任会議

イ 具体的な事故防止の取組

(ア) 施設別の安全対策

日頃の巡視点検を安全管理の基本ととらえ、点検と連動した速やかな安全対策を行います(詳細は計画書3(2)(ア)及び(イ)参照)。

“慣れ”と“見落とし”を防ぐ工夫 樹林地ゾーンや運動施設ゾーンなどを毎日異なる職員が巡視することでや逆回りの巡視など、普段の点検の慣れと見落としを防ぎます。

JV 企業合同施設点検 [redacted] とグループ代表が行う公園管理運営士資格を有する職員による「全園一斉施設点検パトロール」を合わせて、サカタのタネ GS の職員も含め、JV 企業全体で本公園の管理状況を確認し、組織的に管理水準の向上を図ります。

主な施設	安全管理のための具体策
遊具	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフによる毎日の巡視に合わせた点検と [redacted] の日常点検、専門業者による年1回の定期点検に加え、 [redacted] 等を実施し、点検や修繕の記録は履歴書を作成し更新 ・異常時は利用を中止し専門業者に精密点検や修理を依頼 ・ [redacted] ・利用する側でも安全な遊び方が認識できるよう、絵や図を取り入れた解説板を設置
プール	<ul style="list-style-type: none"> ・施設特性を踏まえ、エリアを分けた人員配置 25mプールエリア カエル・スワンエリア 入退場・利用者対応 ・ C P T R (C : コントロール、P : パトロール、T : タワー、R : レスト) の確実な実施 <ul style="list-style-type: none"> C (リーダー) : 全体管理、利用者の動向・危険予知 C (サブ) : トイレ、更衣室等を含めた全体の点検・巡視等 P (パトロール) : 機動力を利用し、チームの手足・目となる T (タワー) : 高いところからの監視 R (レスト) : 待機 (緊急時の利用者誘導、救助隊誘導) 監視と巡視 水面を中心に場内全域において監視。監視台を用いた高い位置からの監視や複数体制により死角を作らないよう注意、プール監視スタッフのローテーション ([redacted]) による新鮮な目線で異常を早期発見 責任者の配置と研修 [redacted] を配置するほか、他の監視員も [redacted] 毎日の訓練 ([redacted]) [redacted] 技術向上を図る
池	<ul style="list-style-type: none"> ・ [redacted] ・落下防止柵等は、重点チェックポイントとして、異常がないか毎日点検
園路広場	<ul style="list-style-type: none"> ・園路広場の不陸、陥没、段差の有無、木柵、ベンチ、デッキの腐食等点検 ・ [redacted] などを重点的に点検 ・転倒防止のため、大雨後・大雪後の土砂や落ち葉の清掃、除雪を速やかに実施

(イ) 日常作業の安全確保

来園者に対する安全確保

作業時間の配慮

作業エリアの確保 明るい時間帯での作業エリア安全確認、小石等の飛散リスクが低い刈払機の活用、小石の飛散等が起きる可能性がある機械作業にあたっては、来園者が作業エリアに立ち入らないように立入禁止措置

来園者への周知 作業場所、作業内容等を看板等で来園者に事前周知

農薬使用の軽減と適正使用 農薬の使用は、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」「病虫害雑草防除基準」に基づき安全管理のもとで実施

データベース化 類似事故防止のため事故情報データベース化による施設間の情報共有

作業員の安全確保

作業前 ：道具・体調のチェック、計画の作成・共有
<ul style="list-style-type: none"> ・体調や作業内容、適切な服装や保護具の確認、視覚環境の確認 ・熱中症防止のため、熱中症指数計の携行、暑さ指数（WBGT）を加味した作業計画の作成（作業環境が悪い場合の事前中止や延期を含む）、水分補給、空調作業服導入の促進
作業中 ：確実な保護具着用、周辺安全確認
<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法に基づく適切な保護具（保護メガネ、安全靴、プロテクター）の着用 ・作業内容に応じた監視役の配置や適切な休憩 ・スズメバチ対策（トラップ設置、ポイズンリムーバー、駆除スプレーの携帯、スズメバチのアレルギー検査の受診等）の実施
作業後 ：ふりかえり、次回への反映
<ul style="list-style-type: none"> ・ヒヤリハットの確認と次回作業への反映、適切な現場の片付け、後処理

ルールの徹底のための抜き打ち検査

日々の安全確認に加え、安全管理が適切に履行されているかを確認するため、年2回グループ代表の本部職員等が抜き打ちで検査を行います。

空調作業服

職員の熱中症対策としてファンのついた空調作業服の導入を促進します。



ウ 防犯対策

(ア) 園内での具体的な防犯対策

パトロールの充実強化 日常パトロールや園内利用者からの情報により、園内の樹林地や生垣の見通し確保、園路灯の点灯チェック、トイレ周辺等の死角の減少



犯罪の起こりにくい維持管理



緊急時の迅速対応確保



(イ) 地域と一体となった防犯対策

公園の活性化による防犯 来園者への積極的な声掛けなどで、顔の見える関係を築くとともに、ボランティア等で公園の管理運営に参加いただくなど、地域に見守ってもらえる公園とし、犯罪を防止します。

具体的なボランティアとの連携 本公園では、花壇管理、里山体験等において多くの地域団体、住民が長年にわたりボランティアとして活動しています。活動を通じて得られた防犯・事故防止に関する情報は日々の交流を通じて共有するほか、活動報告書に記録してもらい管理に反映します。

地域の関係機関（市町村、自治会、警察、消防、学校等）との連携

犯罪や事故情報に関する情報の共有やイベント等の開催情報の共有を図り、地元の警察や消防、学校、自治会と顔の見える関係を構築します。

夜間の未成年者のたむろ、喫煙飲酒等の問題行動に対しては、必要に応じて警察や学校と連携して利用指導を実施します。

地域情報の収集と発信 神奈川県警察が発信する「ビーガル君子ども安全メール」や横浜市鶴見区の鶴見区犯罪発生情報のメール配信へ登録し、地域の不審者情報等を収集し、必要に応じて、その内容を園内放送や掲示板にて周知します。

子ども 110 番の家 子どもや女性、地域住民が何らかの犯罪被害に遭いそうになって助けを求めてきた場合などに、その人を保護するとともに、警察署、近隣小中学校、家族等へ連絡する等の措置を行う「子ども 110 番の家」に登録し、地域防犯の一翼を担います。

エ 防火対策

- ・ 消防法に基づく「消防計画」を建物施設の災害対応マニュアルとして活用
- ・ 建物施設が改変された場合等には必要に応じて計画の見直しの実施
- ・ たばこの投げ捨て禁止や喫煙マナーの周知等、火気禁止のルール徹底
- ・ 定期的な消防設備の点検、日頃から電気製品及び周辺環境の整備(漏電防止の徹底)を行うとともに、必要に応じて消防署の指導を受けるほか、消防署の指導のもと消防訓練を実施
- ・ 不審者情報があった場合は必要に応じて巡視強化、警察への巡視要請

オ 安全管理のマニュアル等の整備

職員全員が安全管理の意識を共有し、一貫した対応とチェック体制を構築するため、次のようなマニュアルを整備します。

カ 安全管理を確実に実行するための研修等

労働災害防止、安全と健康の確保のため、労働安全衛生法に基づき、安全衛生推進者を配置するとともに、OJT から外部研修まで、職員の意識や技能向上のための研修を行います。

(2) 樹林地の過密化や巨木化等に起因する災害を未然に防止する点検等の考え方

本公園は斜面地も多く、樹木の巨木・密生化が進んでいることから、日常の巡視において、園路沿いや広場付近など、来園者の安全確保が重要な箇所を中心に、枯損木や枯れ枝の状況や病虫害の状況を確認し、必要に応じて、伐採や[■]による診断、病害虫防除等を速やかに行います。

今後も、日々の巡視や状況に応じた安全対策を徹底するとともに、台風シーズンの前には、集中的な点検を行い、災害の未然防止に努めます。

日常の点検と対応

- ・ 広場内及び園路沿いの樹木で枝折れや倒木の危険性がある樹木をチェック
- ・ 樹木高所からの落枝防止のための枯損木処理
- ・ 危険な生物（スズメバチ等）の日撃情報の収集、早期発見・早期対処
- ・ 防犯上の観点から、見通しの悪くなったエリアの除伐

集中的な点検と対応

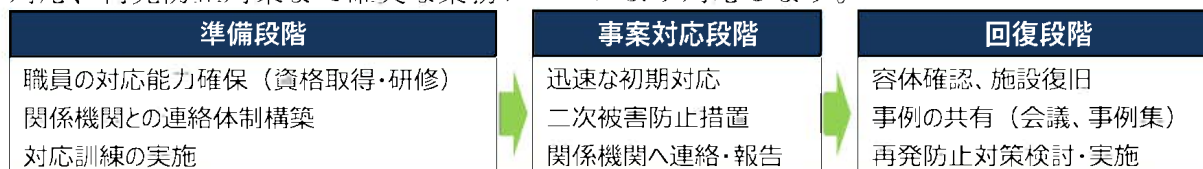
- ・ 近年巨大化する台風等での倒木に備え、特に法面エリア（樹林内の園路、遊具周辺）を重点に枝落としを実施
- ・ 台風の発生頻度が高まる夏前に重点パトロールを実施し、必要に応じて周囲の立入禁止や除伐を実施

樹林地管理計画に基づく維持管理(計画書3(4)ア(イ)再掲)

樹林地での災害を未然に防止するためには、計画的な管理による健全な樹木の育成が重要となります。そのため、当グループでは、専門家を交えた「三ツ池公園桜樹等再生会議」の指導の下、「樹林地管理計画」を策定し、危険木の計画的管理を行います。

(3) 事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針（対応方針には、利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合を含む）

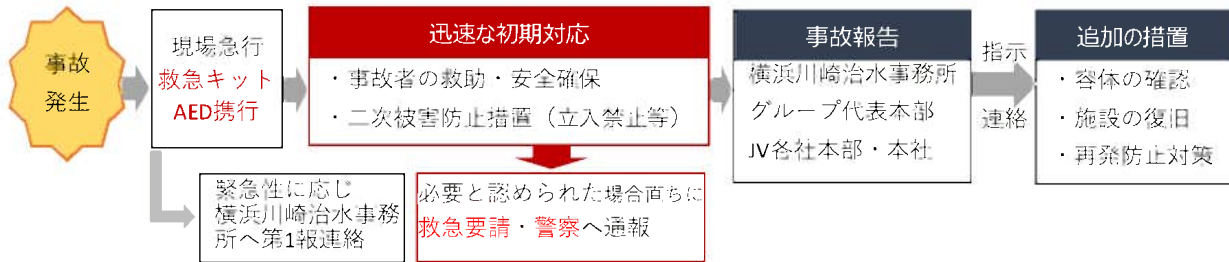
事故・不祥事等の発生時には、人命を最優先として「クライシスマネジメント」の考え方を取り入れ、被害の最小化、二次被害防止、速やかな報告・情報共有、復旧等事後対応、再発防止対策まで確実な業務フローにより対応します。



ア 事故発生時の具体的対応（利用者の安全確保）

- ・ 事故を認知した時点で、職員が救急キット等を携帯して現場へ急行し、傷病者の応急措置を行うと共に、必要に応じて、救急車等の緊急車両の要請と車両進入路を確保
- ・ 二次災害防止の為、事故現場の立入禁止措置等を実施
- ・ 応急措置後、速やかに県横浜川崎治水事務所及びグループ代表本部に報告し、対応について協議

- ・夜間等、職員不在時は委託警備員と連携し、緊急連絡網により情報伝達し、状況に応じて緊急参集



イ 事故後の対応（情報連絡・事後対応）

- ・事故・不祥事等が発生した場合は、速やかな県横浜川崎治水事務所への第1報、その後の状況に応じ「事故・不祥事に関する報告書」により、随時、適切に報告
- ・各公園に「再発防止会議」を設置し、事故原因の究明、再発防止対策の検討を行いグループ代表本部に報告するとともに、公園の全職員に周知
- ・重要な事故等については、事故不祥事防止会議に加え、グループ代表本部に「事故対策委員会」を設置し、対応方策、原因究明、再発防止対策、職員への啓発等について協議（必要に応じグループ構成企業と情報共有）

ウ 安全管理の妨げとなりうる事案への対応

犯罪予告、不審物や不審者等、公園の安全な利用の妨げとなりうる事案については、内容に応じ関係機関とも連携し、夜間等職員不在時も含め迅速な対応を図ります。

犯罪予告	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに県横浜川崎治水事務所へ報告後、警察等へ通報、相談 ・巡回の強化、利用者の避難誘導、施設の保全、記者発表やマスコミ対応について、県横浜川崎治水事務所と調整を図りながら対応
脅迫や不当な要求	<ul style="list-style-type: none"> ・複数名で対応し、記録・警察等への通報など役割分担しながら毅然とした態度で対応 ・状況に応じて、グループ代表の顧問弁護士や警察へ相談
不審物や不審者情報	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに県横浜川崎治水事務所へ報告後、巡視の強化 ・不審者を確認した際は速やかに県横浜川崎治水事務所へ追加報告と相談し警察へ通報 ・不審物の場合は、現場の安全確保を優先し、県横浜川崎治水事務所への報告と相談後、警察や消防へ通報 ・不審者と思わしき方への対応は人権に配慮し慎重に対応

エ 外国人、障がい者、高齢者が含まれていた場合の対応

安全管理上の配慮が必要な事項

想定するケース	対象者	対応内容
歩行が困難	高齢者、車椅子使用者、義足・人工関節使用者、視覚障害者、内部障害者、妊婦等	<ul style="list-style-type: none"> ■ バリアフリーマップを活用した段差の少ない園路の案内、誘導 ■ 貸出用車いすの提供 ■ 避難時の職員同行
情報伝達が困難	聴覚障害、言語障害 高齢者、子ども、外国人	<ul style="list-style-type: none"> ■ 筆談、コミュニケーションボードの活用 ■ 注意喚起のチラシにはピクトグラムを掲載 ■ 自動翻訳機、「やさしい日本語」の活用
いつもと違う状況への不安、混乱	知的障害、精神障害、発達障害	<ul style="list-style-type: none"> ■ 落ち着いた声で、ゆっくりとした会話

多言語や「やさしい日本語」の活用

来園前に注意を呼び掛ける SNS や現地の立入規制看板等に、多言語表記や「やさしい日本語」を活用し、事故防止につながる情報アクセシビリティの向上を図ります。

「やさしい日本語」を含め、多言語の標示を行います。
やさしい日本語への変換例と、“救護所”を伝える多言語表示の例

元の日本語	やさしい日本語	
こちらにおかけください	ここに 座って ください	けがを なおしてくれる ところ
直ちに避難してください	今すぐ 逃げて ください	First Aid
倒木による危険箇所があり 立入禁止	木が倒れています。危ない ので 入ることは できま せん。	救護站
		구호소

避難の補助、救護スペースの確保等

車椅子に加え、車椅子牽引補助装置を導入し、歩行が困難な利用者の避難、移動を支援します。また、パークセンターの和室を救護スペースとして確保し、簡易ベッド等を常備します。

牽引装置を付けた車椅子を引く様子



オ 不祥事案（個人情報の流出、瑕疵に伴う利用者の受傷等）を認知した際の対応

①不祥事防止策の徹底➡②発生時の迅速かつ誠実な対応➡③再発防止策

- ①組織として、日頃から研修などを通じて職員への不祥事防止の意識醸成を行うとともに、法令やグループ代表の「協会が保有する個人情報の取り扱いに関するガイドライン」など各種規定やガイドラインに基づき適切に業務を遂行することを徹底
- ②不祥事が発生した場合は、すぐに被害の拡大防止と状況の把握を行うとともに、組織として責任と誠意を持って、役割分担しながら、被害を受けた方への連絡と謝罪、県への報告と早急な対応策の実施、警察やマスコミ対応などを行う。また、被害者の損害についても誠意を持って対応
- ③その後は再発防止に向けて、原因の究明や対策の検討等、組織として業務への反映や改善

計画書9「急病人及び新型コロナウイルス等への対応」

(1) 急病人等が生じた場合の対応

園内で急病人やけが人が生じた場合には、「安全管理マニュアル」に従い迅速に対応します。職員が病人の状況を把握した上で、病院や消防に連絡するほか、必要に応じて心肺蘇生やAEDの利用などの応急措置を施します。

全職員が冷静に急病人に対応できるように、定期的な教育・訓練を行って技術習得とスキルアップを図ります。

ア 急病人が生じた場合の具体的対応

対応の流れ



※事象ごとの対応は別表記載

主な傷病人対応の具体例

傷病の事象	対応
樹林地内での転倒	打撲・擦傷等症状の確認と応急処置、状況に応じて作業車で送迎
蜂刺され	ポイズンリムーバや流水による毒抜き、アナフィラキシー等の恐れがある場合は、救急要請
グラウンド利用中の怪我等	AEDを現場に持参、打撲・擦傷等症状の確認と応急処置
熱中症	濡れタオル、冷却剤等の持参及び屋内、日影への誘導・搬送
施設異常を伴う場合	異常個所の確認と立入禁止措置等

近隣医療機関の情報把握と提供

本公園近隣の病院等の連絡先、診療科、休診日や休日診療の有無等を把握し、救急要請が必要ない場合においても、速やかな情報提供ができるように体制を整えます。

イ 救命に関する職員研修と備え

パート職員を含め、全職員がAEDや応急手当に関する知識や技術を取得し、緊急時に適切に行動できるように以下の講習会等も受講します。

(ア)

職員は

幼児安全法支援員の資格取得

園長、副園長等が子どもに起こりやすい事故の予防と手当について、乳幼児の一次救命処置（心肺蘇生、AEDを用いた電気ショック（除細動）、気道異物除去）、こどもの病気と看病のしかたについて学びます（幼児安全法支援員の資格取得）。

(イ) 防災訓練等におけるAED取扱い訓練の実施

年2回実施する防災訓練の中で、避難訓練、消火訓練、AED取扱い訓練等を行い、パート職員含めた全職員がAEDを操作できるようにしています。

(ウ) AEDの確実な配備

パークセンター、更衣室に各1台ずつAEDを設置します。また、救急キットを常備して必要に応じて応急処置を行います。

(2) 新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針

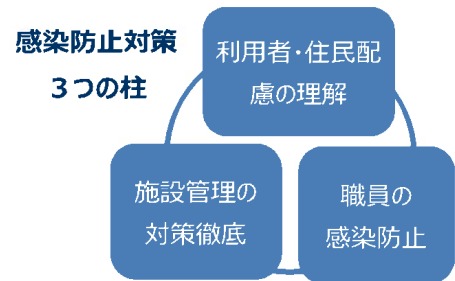
ア 新型コロナウイルス感染症まん延防止のための取組

これまでの県立都市公園のコロナ対応では、園内施設の利用制限やイベント中止など、社会情勢に応じて公園の利用形態も刻一刻と変化していきました。また、外出自粛

により公園に人が集中することで近隣住民から意見が寄せられることも多くありました。

新型コロナウイルス感染症の蔓延防止（発生させない、拡大させない）はもちろんのこと、公園が市民の身体的・精神的な健康維持活動のための場を提供する重要な役割を担っているということにも十分留意し、取組を進めています。

具体的には、「施設の管理・運営における対策徹底による利用者の感染防止」はもとより、「利用者や周辺住民の理解促進」「職員の感染防止」を感染防止対策の柱として、感染防止の徹底を図りつつ、健康増進と憩いの場としての公園の管理運営を行っています。



これらの取組は、国や県の取組方針を遵守した上で、グループ代表が策定した「都市公園等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」により迅速、的確に実施していきます。

(ア) 日常利用における感染防止対策

利用者に協力を促す事項	維持管理の対策
<ul style="list-style-type: none"> ■ 体調が悪い時には利用を控える ■ 時間、場所を選びゆずりあう ■ 人と人との間をあける ■ 小まめな手洗い ■ 咳エチケット ■ 接触確認アプリの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遊具、ベンチ、手すり等利用者の接触部の清掃徹底 ■ パークセンター受付等にシート等で飛沫防止 ■ 車椅子等貸出物品は速やかに消毒 ■ 密となる時間帯の情報提供 ■ 園内放送での密回避の呼びかけ ■ 神奈川県「感染防止対策取組書」の掲示



(イ) 感染防止を徹底するための各施設の管理

多言語の三密回避チラシ

	利用者に協力を促す事項	維持管理の対応
各施設共通の対応	<ul style="list-style-type: none"> ■ 発熱等の症状がある場合は利用を控える ■ 利用前の手洗い消毒 ■ 人との距離を2m（最低1m）確保 ■ 大きな会話、密接した会話を避ける 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 入口受付等に手指消毒液を設置 ■ 窓口等に飛沫防止のシート設置 ■ 利用者が列になる部分には距離を示す目印表示 ■ 人の手が触れる部分の消毒・清掃 ■ 小まめな換気
パークセンター	<ul style="list-style-type: none"> ■ マスク着用（熱中症予防等やむを得ない場合は除く） ■ 短時間の利用をお願い ■ 対面を避けた着席 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 入口に非接触型体温計、手指消毒液を設置 ■ 密を回避したイスの配置
軟式野球場、多目的グラウンド、テニスコート、更衣室	<ul style="list-style-type: none"> ■ 検温結果や体調の聞き取り（ヘルスチェックリスト）への記入 ■ マスク着用（熱中症予防や競技上やむを得ない場合は除く） ■ 応援や観戦のみの利用自粛のお願い ※大会利用の場合は、大会主催者の判断によるが、感染防止対策の徹底を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ■ （受付時）料金収受にコイントレーを使用、ヘルスチェックリスト協力依頼、その他共通事項に記載の対応 ■ （更衣室）施設の利用枠が変わるごとに清掃・消毒、換気、短時間利用の呼びかけ、手指消毒液の設置
プール	<ul style="list-style-type: none"> ■ 検温結果や体調の聞き取り（ヘルスチェックリスト）への記入 ■ マスク着用（入水時を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ （受付時）事前予約制による利用者の連絡先と定員の把握、料金収受にコイントレーを使用、ヘルスチェックリスト協力依頼、その他共通事項に記載の対応 ■ （更衣室）密にならない定員の設定、ロッカーの利用数制限・消毒、換気、短時間利用の呼びかけ、手指消毒液の設置 ■ （プールサイド）間隔を空けた休憩スペースの設定
<p>※密回避と利用者の連絡先把握のため事前予約制を検討し、横浜川崎治水事務所と協議のうえ利用を再開します。</p>		

遊具周辺、ベンチ、休憩所等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 距離を確保した利用 ■ 利用前後の手洗い 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ベンチに人との距離をとるサイン掲示 ■ 順番待ちのできるすべり台階段等に2mの目安となる目印を掲示
----------------------	---	--

売店・レストラン

委託事業者に「外食業のための事業継続のためのガイドライン」等の関係ガイドラインの徹底を指示し運営します。

■ 手指消毒液の設置 ■ 会計窓口のシート設置、コイントレーの使用 ■ 密を回避したテーブル配置 ■ 発熱等の症状がある場合の利用自粛

(ウ) イベント時の対応

イベント共通の対応

■ イベント参加者への検温、風邪等の症状確認 ■ 接触確認アプリの導入呼びかけ
 ■ 参加者の連絡先の把握 ■ マスク着用、小まめな手洗い消毒の呼びかけ（マスクは熱中症等の対策が必要な場合は除く） ■ 受付場所や待機場所での密を避ける立ち位置表示
 ■ 主催者はイベント前後の不要不急の外出を避ける
 ※全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントについては、神奈川県「新型コロナウイルス感染症コールセンター」に事前相談を行ったうえで実施します。
 ※イベント参加者数については、国又は神奈川県からの指示に従って制限を設けます。

観覧会等体験イベント（例：自然観覧会、グローバルガイド等）

共通の対応に加え、
 ■ 説明や案内等を行う際は拡声器等を使用するなど飛沫の発生、密集・密接を防ぐ
 ■ 屋内でのレクチャーを含む場合は、換気、距離の確保等、密を回避

大規模イベント（文化・環境フェスティバル、ふれあいまつり、コリアマダン等）

※多方面から不特定多数の来園が見込まれ、すべての来園者の連絡先把握等が困難であることから主催者や実行委員会で対応を検討し、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ開催を検討していきます。
 ※グループ代表以外が主催するイベントについては、主催者が感染拡大防止対策を徹底し、確実に履行できることが明らかな場合に限り開催を認めることとします。

有料施設での各大会等について（主催者への協力事項）

■ 施設の入退場口や場内通路、喫煙場所、休憩時間における密回避の徹底
 ■ 大声での歓声、歌唱の自粛 ■ 使用した用具及び手すり、ドアノブ、蛇口等の清掃及び消毒
 ■ 参加者に対する体調・連絡先等の把握を行う ■ 感染者が発生した場合は、速やかに報告する
 ■ 観客は、指定管理者と事前に感染防止対策等について調整が整った大会、各教育機関等の運動会及び県が許可を行う撮影・集会等のみとし、間隔を空けた観客席の設定、座席の消毒等の実施
 ■ その他、指定管理者が行うものと同様のガイドライン等の作成と徹底

(エ) 職員の感染防止対策

（体制） ■ 園の安全衛生責任者（衛生責任者）を感染症予防の責任者とし、職場でのルールを周知を図る
 ■ 職員の感染が疑われる場合は保健所に協力し情報提供を行う
 （対策） ■ 身体的距離の確保、マスク着用、手洗いの徹底 ■ 執務室の小まめな換気（毎時2回程度） ■ 電話、パソコン、工具等の共用の回避や手洗い・手指消毒の徹底
 （健康状態の確認） ■ 出勤前の体温確認 ■ 朝のミーティングでの体調確認 ■ 37.5℃以上の発熱がある場合は医療機関、保健所等の診断 ■ 体調不良時は年休等を取得し自宅療養
 （働き方） ■ 1日の出勤は業務上最低人数としジョブローテーションを工夫 ■ ユニフォームの小まめな洗濯 ■ 長時間労働を避ける ■ 時差出勤、テレワークの導入 ■ 会議、ミーティング等のマスク着用、間隔の確保
 （休憩スペース等の利用） ■ 対面での食事、会話を控える ■ 常時換気 ■ 共用物品の消毒

(オ) 利用者の感染が判明した場合の対応

- ・ 利用者から感染の報告があった場合は、速やかに県横浜川崎治水事務所、県都市公園課、グループ構成企業の各本部・本社に報告
- ・ 各施設の感染対策を確認のうえ、利用者が接触した可能性がある場所の消毒等の実施
- ・ 保健所等が行う感染経路確認等に情報提供を行い調査に協力

(カ) コロナ禍における災害時対応

大規模災害発生時には、公園の施設に帰宅困難者等の滞留、パークセンターでの受け入れが想定されます。県又は市の要請に応じて避難者の受け入れを行う際は、新型コロナウイルス感染症防止に配慮した対応をとります。

受入時	専用スペースを設けた受入れ	物品の備蓄
避難施設の窓口に受付を設け、非接触型体温計を用いた体温計測、体調管理シートによる体調の把握を実施 受付対応する職員は、マスク、手袋等を着用の上、濃厚接触を避けるために15分以内で交代	体調不良者専用スペースと定め、感染拡大の防止を図ります。 【想定専用スペース】 パークセンター内和室	・非接触型体温計 ・マスク ・消毒液 ・消毒用手袋 ・間仕切り用簡易テント

(キ) コロナ禍における災害時対応の工夫

コロナ禍においては蜜を避けた避難方法として、車での避難者が増加することが予想されます。本公園は広域避難場所に指定されており、また、北門駐車場は鶴見川の氾濫時等の消防車両等退避場所となることも想定されていることから、駐車場所や受け入れ方法等について、県横浜川崎治水事務所や市と調整しながら、車での避難者も受け入れていきます。また、必要に応じて、園内放送等を活用しながら、災害情報等を提供していきます。

(令和4年度実施計画)

- 被災者や帰宅困難者の受け入れが必要な災害時には、感染防止対策を講じたうえでパークセンター内和室を体調不良者専用スペースに位置付け、感染防止に努めます。

イ その他の感染症等の対策

発生が懸念される多様な感染症についても、衛生管理、植栽管理等を徹底し、被害の防止に努めます。

また、利用者に対し感染症に対する意識向上の啓発を行うとともに、症状や被害が確認された場合には、関係機関への連絡など迅速に対応します。

【想定する感染症等】

ノロウイルス 売店、イベント時の食品出店	・調理者の健康管理の徹底、調理者の調理前後・トイレ等時の手洗いの徹底、調理場所・器具の消毒（次亜塩素酸ナトリウム）や熱湯消毒 ・嘔吐等処理の備えとして、処理セット（手袋、ビニール、消毒液等）を常備
蚊媒介感染症 (ジカ熱、デング熱)	・不要な水たまりをなくす（バケツ、植木鉢、竹の切り株等の水除去） ・注意看板の設置（蚊への対策について注意喚起） ・虫よけスプレーの貸し出し（パークセンター等で貸出用のスプレーを常備）
鳥インフルエンザ	・通常時：不審死した野鳥を見つけた場合、マスク、使い捨て手袋を装着して、死亡した鳥を素手で触らずに密閉し、段ボール箱などに入れ倉庫等に保管後、県自然環境保全課に報告 ・県内で発生した場合等：不審死した野鳥を見つけた場合、来園者が触る恐れがあるため、半径10m以上について出来るだけ立ち入り制限処理を行った後、県自然環境保全課に報告

計画書 10 「災害への対応（事前、発生時）」

（1）異常気象（大雨、台風、熱中症アラート等）への対応方針（事前、初動、発生時、応急復旧時）

異常気象に対しては、公園利用者やボランティア等関係者、周辺住民、公園職員の人命を最優先に判断し行動することを対応方針とします。

大雨や洪水、台風などの風水害に対しては、県や横浜市の地域防災計画とともに、グループ代表が作成した [] に基づき、事前の備え、初動から発生時、解除後の応急復旧・報告の各段階をタイムラインに沿って、迅速かつ適切に対応します。

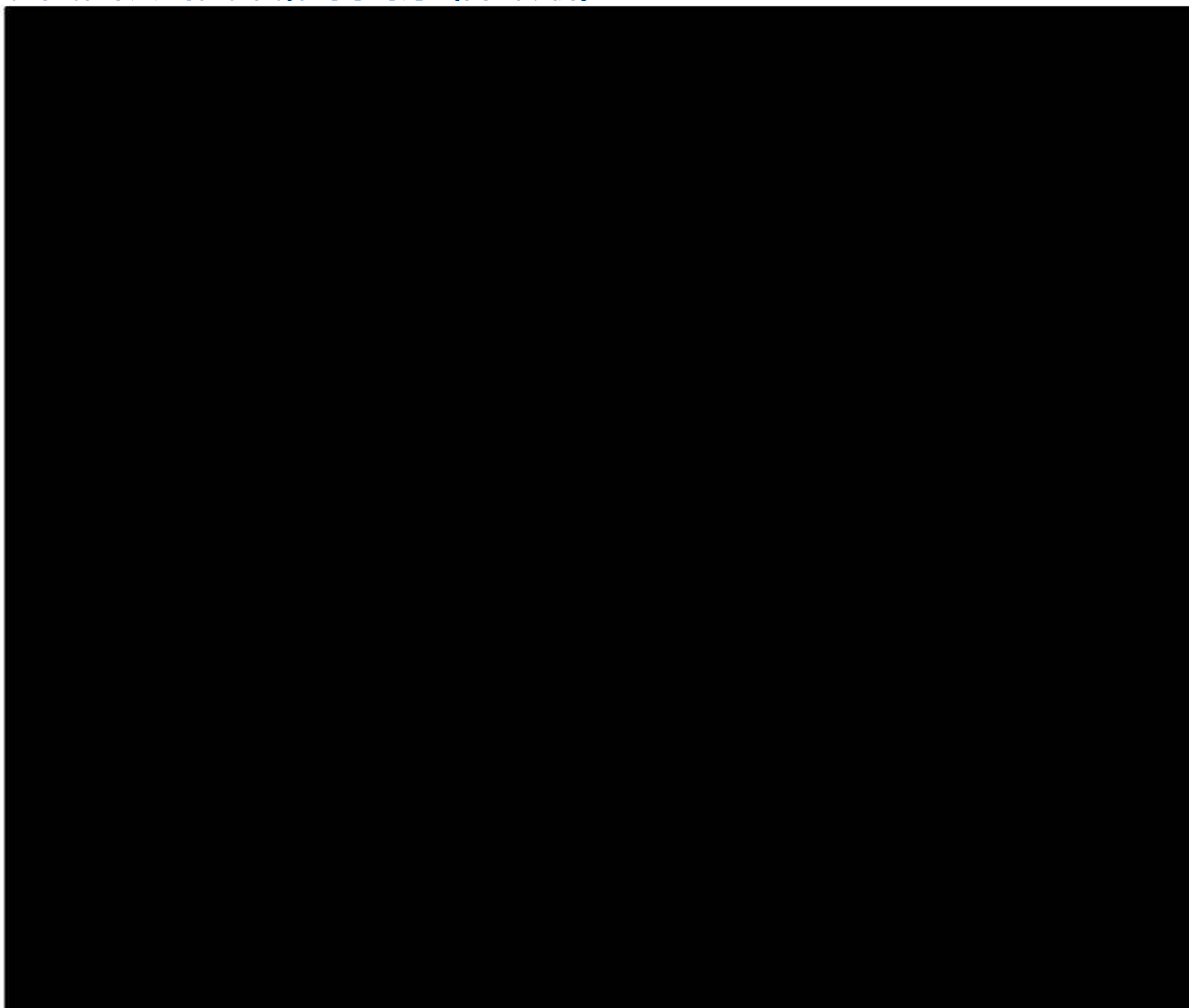
ゲリラ豪雨や雷など、リスク出現から被害発生までのリードタイムが極めて短いリスクについては、情報収集後、速やかに避難誘導等を行います。

熱中症警戒アラートや高温注意報が発表された場合は、公園利用者に園内放送等で注意喚起を促すとともに、作業員の熱中症対策を特に入念に実施します。

[] 日頃から災害への備えを整えています。

ア 台風の接近、大雨洪水に関する対応

的確な情報収集 テレビや関係機関からの情報、気象庁の「高解像度降水ナウキャスト」や「横浜市防災情報Eメール」等を活用しリアルタイムな情報収集

タイムラインに沿った具体的な対応（台風の例）

体制の整備 非常事態が予想される場合や県横浜川崎治水事務所から指示があった場合には、職員の安全を確保したうえで夜間待機します。また、翌日早朝等にパトロールを行い、速やかに県横浜川崎治水事務所に報告します。

早朝等勤務時間外に発令された場合には、職員の安全確保、交通機関の状況を考慮しながら必要に応じて園長が総括責任者として職員を招集します。

※異常気象等の災害発生時の体制は、「計画書 8 (1)ア」の事故防止体制に基づき対応
 令和元年に発生した台風 15 号・19 号においては、による被害が全国的な課題となりましたが、本公園においては、対策に加え、必要な対策を講じ業務継続性を担保します。

		を配備し、台風接近が予報されている
	ときには、	
	イベント等で使用する	をとしても活用。台風シーズン前には、
		の活用。操作訓
		練を実施

イ ゲリラ豪雨や雷等への対応

情報収集 アと同様。

利用者への注意喚起等 大雨や雷注意報が発令された場合には、園内放送による注意喚起、プールや運動施設の利用中止を呼び掛け、屋内退避等を呼びかけ

ウ 熱中症警戒アラートへの対応

情報収集 環境省及び気象庁が発表する熱中症警戒アラートの情報収集を官庁 HP や自治体メールマガジン等で確認。アラートの発表がない場合でも、毎朝暑さ指数 (WBGT) を確認し職員で共有

事前準備 事前に危険性を確認した場合は氷を多めに準備、熱中症応急セットを配備

利用者への注意喚起等 グラウンド等の受付時や園内放送により休息や水分補給の呼びかけ。大会主催者には、参加者への注意喚起を依頼するとともに、巡視により頻繁に参加者の体調確認を促す。

熱中症応急セット
 保冷剤、タオル、スポーツドリンク（経口補水液）、うちわ等
 ※意識障害の疑いがある場合は、水分は与えない

WBGT	熱中症予防運動指数	公園での対応	
33℃以上 熱中症警戒アラート発表		利用中止の検討を呼び掛け	WBGT28℃以上の場合、熱中症予防のためのキャンセルは、 ペナルティ※の対象外とする
31℃以上危険	運動は原則中止		
28～31℃ 嚴重警戒	激しい運動は中止	10～20 分おきの休憩をとり水分・塩分補給を促す、体力に自信のない方の運動軽減や中止呼びかけ	
25～28℃警戒	積極的に休憩	水分・塩分補給に努め、激しい運動の場合は 30 分おきに休憩をとるよう促す	
21～25℃注意	積極的に水分補給	運動の合間に水分・塩分補給を促す	

※**ペナルティの対象外**：県の予約システムでは、直前キャンセル等が 2 回あった場合、一定期間利用できなくなるペナルティが課せられます。グループ代表では県と協議し、熱中症予防を理由としたキャンセルの場合はペナルティの対象外となる運用を行います。

(2) 公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応

ア 横浜市鶴見区で震度 4 発生時

配備体制 地震発生後 30 分以内（勤務時間外に発生した場合は、報道による情報収集。被害発生のが場合は参集し現地確認。夜間の参集がなかった場合でも翌朝 8:30 までに県横浜川崎治水事務所やグループ代表本部に報告できるよう参集に努める）にパトロール班を編成

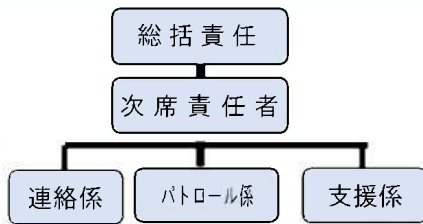
初動体制

- ・園内パトロール、利用者の安全確認、機能点検の実施
- ・負傷者がいる場合は、応急措置及び救急車の手配
- ・危険箇所等は立入禁止措置、園内放送等で利用者へ注意喚起、周辺交通情報等の確認が取れた場合は帰宅を促す
- ・パトロール結果に基づき随時横浜川崎治水事務所に報告（勤務時間外であっても、被害があった場合は、横浜川崎治水事務所へ速やかに報告）
- ・周辺住民等の避難がある場合は、各広場、グラウンド、駐車場などで受入れ横浜市と連携して避難所への誘導や緊急物資の配布などを実施

イ 横浜市鶴見区で震度5弱以上もしくは県内で震度5強以上、大規模災害発生の場合

配備体制（勤務時間内）

- ・原則として当日勤務している全職員が配備体制（総括責任者、次席責任者、パトロール係、支援係、連絡係）に基づき対応



係名	主な業務
連絡係	情報の収集と報告
パトロール係	園内巡視、被害報告、利用者誘導、応急対策実施など
支援係	施設の点検、救援活動、物資の管理など

- ・30分を目途に初動体制を横浜川崎治水事務所へ報告

勤務時間以外の参集体制

- ・園長は本公園に参集

- ・緊急時に落ち着いて適切な行動がとれるように、

- ・職員は参集し次第、県横浜川崎治水事務所とグループ代表本部に報告
- ・震災発生後、30分以内を目標に参集できたスタッフが初動対応を行い、

被災状況等を把握し、横浜川崎治水事務所へ報告

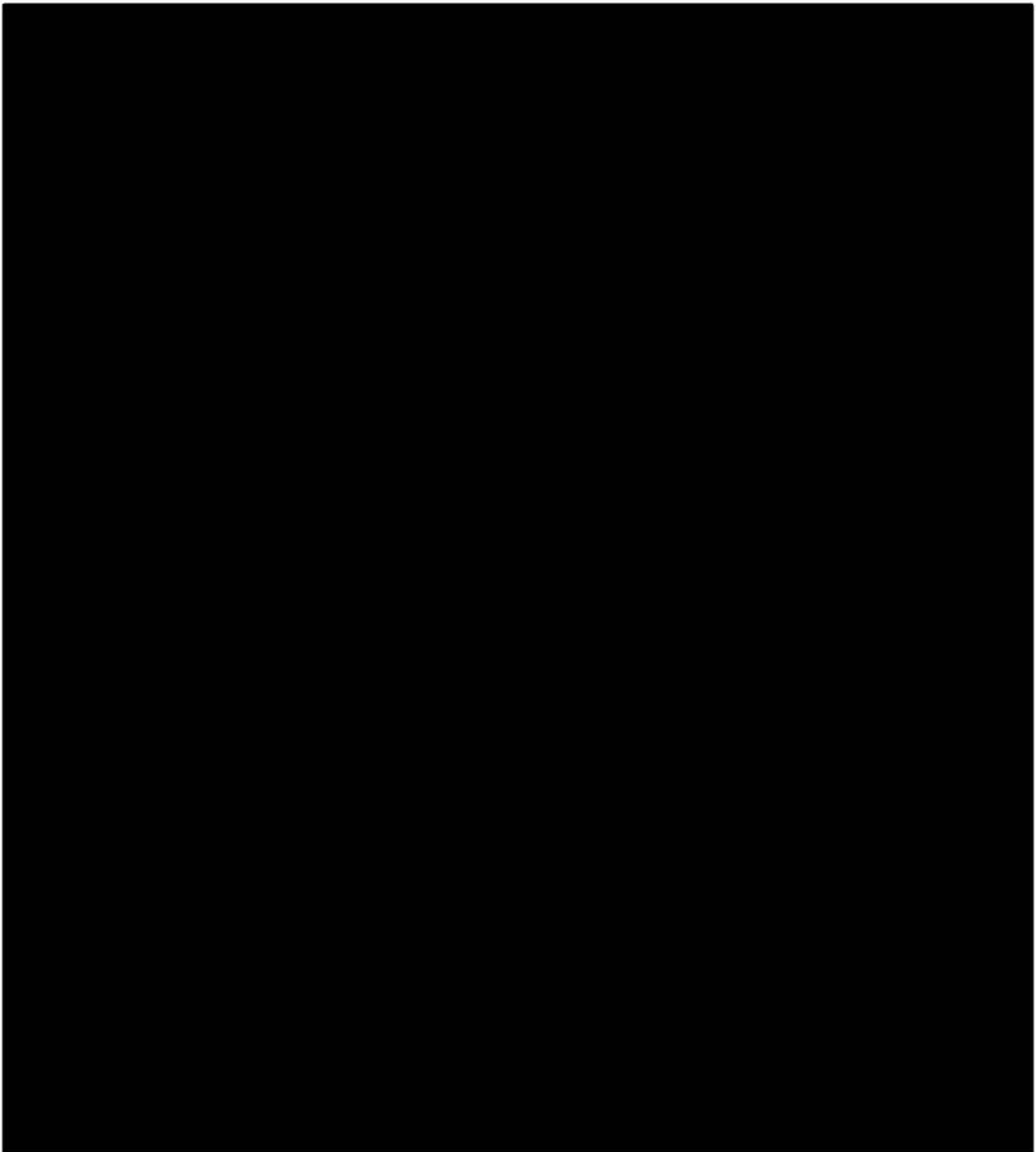
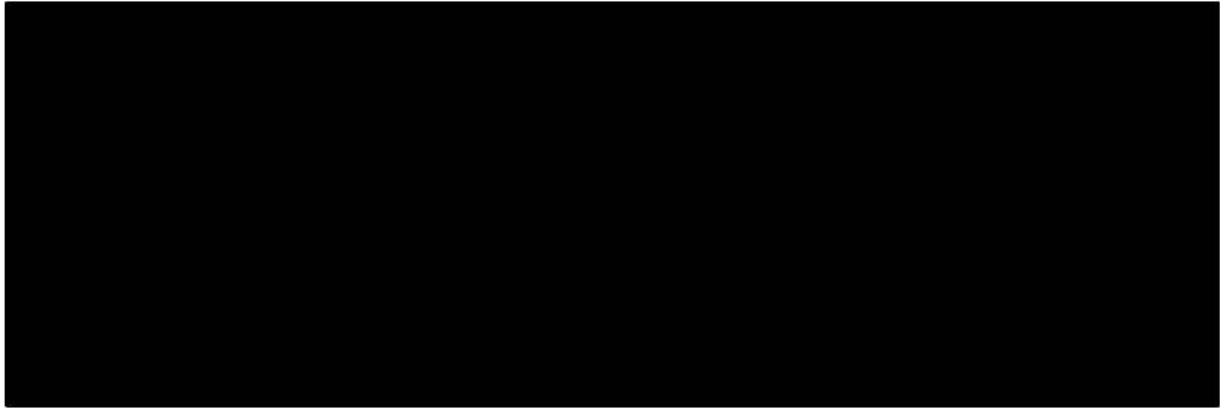
- ・県内震度6弱以上の場合、第2次体制として配備人数を増やすとともに、

ウ 初動時～緊急時～復旧・復興時の対応

大規模地震発生時には、県が示す「三ツ池公園の震災時対応の考え方」のタイムライン（防災行動計画）

に沿って迅速かつ確実な対応を行います。

本公園は、横浜市の広域避難場所及び広域応援活動拠点に指定されており、横浜市や周辺施設の管理者との連携のもと、両防災拠点としての機能が発揮できるよう取り組みます。また、東日本大震災や熊本地震等では、公園を避難所や仮設庁舎、仮設住宅、資材置き場等市町村による防災上の指定がない公園でも資材置き場や避難所として活用された事例があり、こうした事例を踏まえ柔軟な対応をとります。



タイムラインに合わせた対応の重点

初動時 発災から3時間後まで (管理事務所体制確立)	・急を要する連絡調整に当たっては、 [] 確実性を向上
初動時 発災から3時間後まで (園内パトロール、避難誘導)	・人命優先・避難拡大防止を第一に、 [] 迅速な園内の状況把握 ・感染症対策を講じた滞留者の受入れ (計画書9(2)ア(カ)参照)
緊急時 発災から3日間 (応急対策業務)	・トイレ、執務場所、滞留者の受入場所等の電気、水道等ライフラインの復旧にあたっては地元企業との連携により迅速に対応 ・日頃から横浜市や [] 等と築いたネットワークを活かし滞留者支援 ・車中避難者への毛布等備蓄品の提供、駐車スペースへの仮設情報掲示板の設置
復旧・復興時 発災から4日以降	・避難者受入れ、ボランティア活動拠点など、多岐にわたり想定される公園の活用状況に合わせ、横浜市等と連携した柔軟な対応 ・復興時には、近隣住民の憩いの場となるよう特に衛生面に配慮し避難スペース等の清掃管理を徹底

(3) 大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方 (地域との連携、防災訓練、災害発生時の協力等)

ア 本公園の特性、立地状況等に応じた課題と対応

(ア) 特性・課題

本公園には、多目的広場や野球場等、広いオープンスペースがあり、広域避難場所と広域応援活動拠点に指定されていることから、大規模災害発生時には、住民の避難のほか消防救助隊等の受け入れなど状況に応じた様々な対応が求められます。また、管理事務所内の自家発電設備、池をはじめ、地下貯水槽や井戸など、防火・生活用水に利活用される水が豊富であることなど、災害時活用施設も備わっています。また、横浜市指定の避難所 (寺尾中学校、末吉中学校) に接しており、災害時には、本公園周辺一帯が災害対応の拠点となることも想定されます。

一方、本公園は樹林地に囲まれており、土砂災害警戒区域 (里の広場や展望広場周辺等) や浸水想定区域 (中の池、パークセンター周辺) を含み、地震に伴う土砂災害や浸水等が想定されます。また、パークセンターから離れた分区園など広い園内での迅速な情報伝達、避難者の滞留場所となる屋内施設が少ないことも課題となります。

(イ) 対応

特性や課題を踏まえ、以下の項目を災害時や事前対策の重点取組に位置付け、人命を最優先し施設被害を最小限にとどめる対応をとります。

- ・池周辺と樹林地内を重点区域に定め、優先して巡回、必要に応じて立入り禁止等対応
- ・大型緊急車両等が入れるような進入路の確保
- ・横浜市等と連携した近隣の避難所情報を迅速に把握し誘導
- ・災害時活用施設の適切な日常的な管理と訓練、復旧時に活用できる資機材等のリスト化
- ・日頃からの市防災担当部局や近隣の避難所となる中学校との連携体制整備

イ 災害に備えた事前対策

(ア) 基本的な考え方

普段から必要な機器設備の点検と適切な維持管理を行うとともに、常に最新の地震情報を利用者に提供できるよう必要な情報の収集に努めます。

災害情報の受発信 地震警報機能付きラジオやテレビに加え、新たに防災行政無線同報系戸別受信機、スマートフォン等向けアプリケーション、携帯電話への横浜市防災情報Eメール等を活用し、起こりうる災害の情報収集を絶えず行います。

パークセンターのWifi環境整備 災害時に避難者等が自らの端末で情報がとれるようパークセンターにフリーWifiを整備します。

災害対策マップの活用と更新 災害対策マップを作成し、緊急時に来園者が迷うことなく安全な場所まで避難できるよう掲示板などに明示します。マップは公園の改修工事の結果や周囲の状況変化に応じて適宜改訂します。

(イ) 震災時利活用施設等の維持管理

想定される活用施設

施設	想定される利活用	管理方法
パークセンター、プール管理棟	情報センター、救急措置、一時避難、応援・復旧・復興活動の支援	・建築物点検、蓄電池の点検、防災備蓄品の点検
多目的広場、軟式野球場、テニスコート、正門広場、遊びの森	広域避難、応援・復旧・復興活動の支援	・緊急車両の進入路の支障物の撤去、周辺園路の維持管理
正門・北門駐車場、多目的広場	物資置き場、応援活動拠点、緊急車両駐車	・舗装、危険物の撤去、緊急車両の進入路の支障物の撤去
園内トイレ	トイレ	・日常清掃等
3池、地下貯水槽、プール、井戸	防火・生活用水	・ポンプ点検、水質検査
園内放送、照明	情報伝達、夜間の避難誘導	・放送設備点検、照明設備点検

※公園に水の浄化装置を備え、災害時にはプールや池などの水を浄化し、生活用水等に役立てます。

施設の日常点検 震災時に利活用が想定される施設の点検周期、方法等を定めたチェックリストを作成しパトロールを実施します。パトロールの際は、震災時のパトロールコースを異常の有無や動作等を確認しながら巡回します（原則月1回）。

備品類の日常点検

- ・毎年1回以上、発電機や懐中電灯、トランシーバー、水の浄化装置等の動作や燃料残量の確認等の総点検を行い、必要な部品交換や更新を行う
- ・常備しておくべき資機材及び救急医薬品は数量と保管場所を示したリストを作成し、パークセンター、管理詰め所、倉庫に掲示し職員間で共有
- ・通常業務に使用するカラーコーンや工具類は、使用後に必ず保管場所に戻し、非常時に確実に使用できるようにする

(ウ) 防災訓練・職員教育

防災訓練 大規模災害発生時でも迅速かつ冷静に対応できるように各種防災訓練を実施
シェイクアウトプラスワン 「かながわシェイクアウト（いっせい防災行動訓練）」への事前登録を行い、県の一斉実施日に合わせて地震発生時の安全確保行動を行います。またシェイクアウト訓練に加え、以下の訓練を行います。

- ・公園での避難経路の確認

時に適切に対応できるよう訓練する

災害

職員の意識向上の取組

地元消防と連携した消防訓練では、過去に起きた東日本大震災の各公園の体験や被災地での復興支援に当たった職員の体験を盛り込み、職員各自が災害対応についての理解促進

- ・緊急時には震災対応に専念できるよう、

職員への意識付け

(工) 地域との連携

横浜市や近隣施設等との連携 公園及び地域の防災力の強化を図るため、日頃から利用者や近隣施設と協働で防災訓練を実施するなどして連携を深めます。

- ・広域避難場所である本公園から周辺避難所（中学校）への誘導方法や帰宅困難者の受け入れ態勢について、事前に横浜市及び近隣中学校と調整
- ・定期的に震災時対応について、横浜市・地域の自主防災組織・地元消防と防災訓練などを通じて意見交換し、社会状況の変化に応じたマニュアル等の見直し
- ・緊急車両の侵入ルートは駐車場からとなることや夜間は有人警備員によるゲートの開場となることなど、施設の解錠や車両誘導等について消防等と情報共有し、初動対応の協力体制を確立

共同での訓練、体験イベント

消防署と連携した救急救命訓練の実施	鶴見消防署の協力により、全職員を対象に年1回 AED を使用した心肺蘇生法の訓練を実施
自治体等と連携した防災訓練の実施	自治体等との合同により、大震災発生等を想定した地域合同防災訓練を実施 公園利用者や地域住民にも参加を促す
シェイクアウトへの参加	神奈川県が企画するシェイクアウトへの参加
防災イベントの実施	文化・環境フェスティバルに合わせ、利用者参加型の防災イベントを開催
情報伝達訓練への参加	県横浜川崎治水事務所が主催する情報伝達訓練への参加

【重点】災害時外国人サポーター養成講座

- ・外国人が災害時に直面する課題を学ぶ講座を開催（詳細は、計画書4(1)ウ参照）

利用者・近隣住民への働きかけ

具体的な施設の利活用のパネル、実際に使用する備品類の展示など、公園の災害時対応についての情報の周知、普及を行います。

(令和4年度実施計画)

- ・防災倉庫の確認や炊き出し訓練等を想定した住民参加による防災訓練の実施に向けた調整検討を進めます。

(オ) 災害対応物品の備蓄

導入品目	内容
災害用備蓄品（水、災害用トイレ）	避難してきた近隣住民や帰宅困難者が避難場所（防災拠点）に避難するまでの水や、一般のトイレを利用して断水時にも使用できる災害用トイレキットを配備（SDGs推進事業積立資産を活用）
衛星電話、トランシーバー	大規模災害時、救急や消防をはじめとする関係機関と確実に連絡取れるよう、衛星電話等の通信機器を
燃料等	日常の作業における発生材を活用し、薪や木炭等の燃料を備蓄
上履き、ヘルメット	東日本大震災時の経験から、移動の際のケガ防止のため、上履きやヘルメットを用意

(カ) 災害発生時の協力等について

県横浜川崎治水事務所や横浜市の防災担当部局と連携し、速やかな災害対策活動が行えるよう、必要な連絡調整を行います。また、指定避難場所である寺尾中学校や末吉中学校とも連絡調整を図り、強固な防災体制を構築します。

災害復旧への協力 事態終息後には、県と指定管理者の役割分担に基づき対応しますが、県による被害箇所の本格復旧の際にも積極的に協力をします。また、災害復旧活動の拠点として県や市から要請があった場合、チェーンソー、テント等の必要な機器や物品の提供や、救援活動への支援等も積極的に行います。

避難所（帰宅困難者滞留）となった場合のコロナウイルス感染症対策

計画書9（2）新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針に記載

ウ 災害発生時の対応及び業務継続計画（BCP）について

グループ代表では、大規模災害発生や新型インフルエンザ等の感染症の蔓延に備え、事業継続計画書（BCP）を策定しており、優先的に継続する重要な業務の設定、危機管理体制の整備、グループ代表本部にかわる災害対策本部の代替拠点等を設定し、都市公園指定管理業務を含む法人としての事業継続を図ります。

災害時の事業継続に特に必要となる人的バックアップについて

を活かし、本公園の園長・副園長不在時にも、が参集できる体制を取ります。日々の業務での連携に加え、体制を確実なものとしします。

計画書 11 「地域と連携した魅力ある施設づくり」

(1) 多様な主体（地域人材、自治会、関係機関）との連携、協力体制の構築等の取組内容

公園を管理運営するにあたっては、地域とのつながりや地域への貢献を重視し、地域の団体や人材、関係機関との連携・協力の体制を構築してきました。

本公園においても、現在の指定管理者が築き上げた地域団体とのつながりを引継ぎ、活かしつつ、

鶴見区内や近隣の企業など新たな協働先を開拓し、地域の団体や人材を積極的に活用することで公園への愛着や親近感を高め、生きがいづくりやコミュニティの繋がりをさらに強めていきます。

さらに行政機関や近隣自治会との間で日常的に連絡調整を図りながら、一体となった防犯・防災への取組を行います。

円滑な連携体制の移行：指定管理者移行時には、関係機関等との対話等を通じて、事業計画等を丁寧に説明の上、現場での課題を共有し、必要に応じて連携体制や役割分担の見直し等を図り、より強固な関係を築けるように配慮します。

地域・関係機関との連携・協働内容

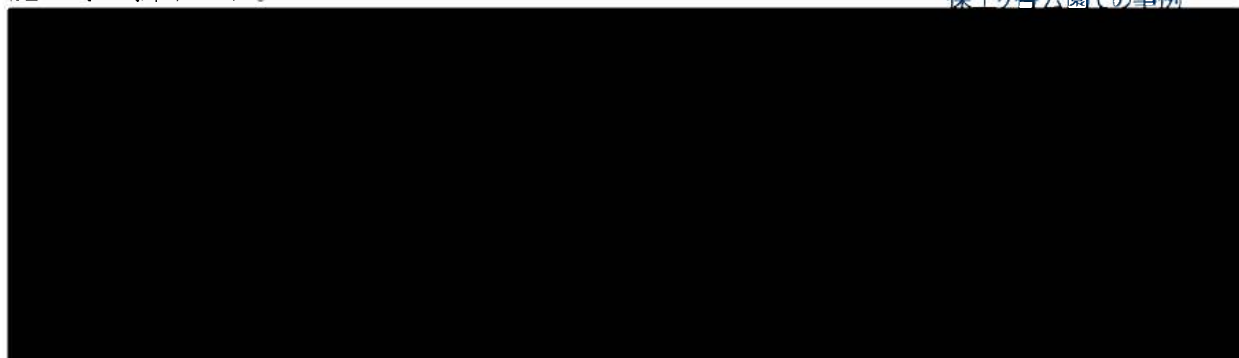
	協働先	協働内容
イベント	鶴見区民フェスティバル実行委員会	三ツ池公園文化・環境フェスティバルでの連携
	地域ふれあい祭り実行委員会	地域ふれあい祭りでの連携
	在日本大韓民国民団神奈川県地方本部	コリアマダン、コリア庭園案内等での連携
防 犯	横浜市、鶴見区、近隣住民	防災連携、防災訓練等に参加
	鶴見警察署	夜間防犯パトロールの連携
	鶴見消防署	自衛消防訓練、防災訓練、救命救急講習

企業の CSR 活動の連携

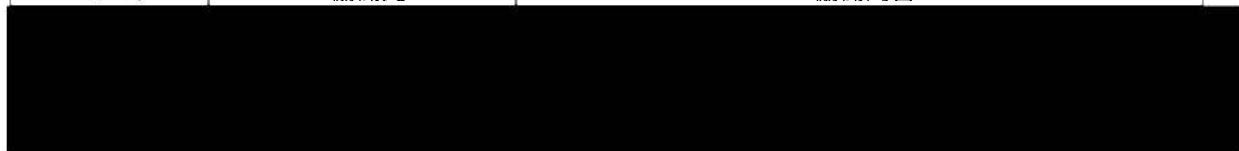
【重点】 本公園がある鶴見は、現在の京浜工業地帯の埋め立てが始まった発祥の地であり、現在も多くの工場があります。こうしたなか、協働コーディネーターが地域の企業にも働きかけ、CSRの実施を呼び掛けます。



保土ヶ谷公園での事例



テーマ	協働先	協働内容
-----	-----	------



学校との連携

本公園は市街地にあり、既に近隣の学校の活動の場として活発に利用されているため、引き続き、近隣の保育園、幼稚園、小中学校をはじめとした、教育機関の様々な郊外活動に協力するとともに、公園をフィールドとした生き物や自然の大切さを学ぶ場を提供します。

なお、花壇の手入れや園内観察等については、本公園で活動するボランティアとともに、地域交流の場としても活用します。

テーマ	協働先	協働内容
学校行事支援	保育園、幼稚園、小学校	・遠足、校外学習等の場 ・各種観察会（自然観察、バードウォッチング） ・各種体験教室（特定外来魚の防除） ・職場体験学習（花壇植栽、ゴミ拾い）
学習の場提供	中学校、高校、専門学校、大学	・環境学習としての園内の自然観察 ・研究等の調査地としてのフィールド提供 ・実習地としてのフィールド提供 ・インターンシップの受け入れ
植物管理		

桜の名所としての普及

となり、各名所の情報交換と、全国の桜の保護、保全、育成に協力します。

【令和4年度実施計画】

- ・協働コーディネーターを配置し、公園で活動する各団体との連携継続や周辺企業等への活動呼びかけなど、新たな協働先への働きかけを行います。
- ・行政機関や近隣住民との交流を図り、防犯や防災に備えます。

（2）ボランティア団体等の育成・連携、協働の取組内容

本公園では、様々な分野のボランティア団体が活動しています。これらの活動をより一層充実するため、グループ代表が定めているボランティアとの協働の方針や活動支援内容を盛り込んだ「公園ボランティア要綱」により、より多くの方がボランティアとして参加できるような環境づくりに努めるとともに、「三ツ池フレンズ制度」の導入(詳細は計画書4(1)イ(ウ)参照)により、市民参加型の利用促進を図ります。

また、ボランティアを対象とした研修会の開催や、ボランティアと職員との共同作業を通じ、維持管理やイベント運営に関わる手法、技術を伝え、ボランティアの育成に繋がります。さらに、「三ツ池公園との楽しいおつきあい企画会議」の運営、「三ツ池公園を活用する会」との連携、ボランティアとの協働による「さくら図鑑」の継続、さらには桜樹再生計画や樹林地管理計画による桜や樹林地の再生に向けたボランティアとの協働など、活動の充実を図ります。

ボランティアとの連携・協働内容

テーマ	協働先	協働内容
花の見所づくり	花壇クラブ	花壇の手入れ（毎月3回）、分区園の手入れ、HANATOMOプロジェクトによる花壇植付
環境学習、イベント等	環境探偵団	自然観察会開催、生態系保全活動（年6回程度）
	里山クラブ	自然農法による稲作り、田んぼ管理（毎月1回）
	つるみプレイパーク	冒険遊び場による自由な遊び開催（毎月1回土曜日）

・HANATOMO プロジェクトの具体策検討の中で、近隣病院等との連携についても検討します。

(4) 地域企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

地域の企業等は、その地域に精通していることで、迅速で周辺環境を理解した、きめ細かい対応が期待できます。私たちは、業務委託を行う場合には、今後も地域企業等への発注を優先的に行っていくとともに、地域雇用の確保、社会的ニーズへの対応といった観点から、シルバー人材センターや社会福祉法人、NPO 法人等の地元非営利団体への業務委託にも配慮し、地域と連携した魅力ある公園づくりを行います。

(1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

ア 人員配置の考え方

現地公園には、公園管理運営方針を理解し、県横浜川崎治水事務所・地元自治体・関係団体・利用者等に対し施設管理者としての的確に対応できる人材を現地責任者として配置し、その下に園長の代行者である副園長をはじめ業務に応じた公園管理実務経験者など、必要十分な人員を配置します。また、地域団体や協力団体などとのパートナーシップのもと、直営管理を基本とし安全・安心で快適な管理運営を行います。

グループ代表本部は、公園管理運営に係る企画・統括部門及び現地業務支援部門を担い、多様化する公園管理業務を踏まえ、事故防止・安全対策、コンプライアンス、SDGs や「ともに生きる社会かながわ憲章」など県施策への対応、広域的な広報や交通対策、企業・団体等とのアライアンスなどに取り組み、現地公園と本部が一体となって公園管理運営の品質向上に取り組みます。また、外部指導員（グリーンサポート）制度や他公園職員・本部職員による業務点検等により、さらなる安全・品質確保に努めます。

現地公園（公園管理事務所）の業務分担	グループ代表本部の業務分担
<ul style="list-style-type: none"> ・県横浜川崎治水事務所との連絡調整（年度協定、定期業務報告、モニタリング受検、許認可申請等） ・維持管理、安全管理 ・緊急時、災害時等の現地対応 ・利用案内、苦情・要望等対応 ・利用促進事業や地域連携事業の企画・実施 ・地域メディア等への広報、HP、SNS 等での情報発信 ・利用料金収受、駐車場運営 ・自主事業の運営 ・地元自治体、地域団体（商工、観光、福祉等）、関係団体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法、都市公園条例、指定管理者制度等に係る県（本庁）との対応窓口、基本協定 等 ・事業運営方針策定、諸規程整備 ・コンプライアンス、労働環境改善、事故不祥事防止、個人情報保護、情報公開、ハラスメント防止対策 ・職員採用、人材育成、研修の企画・実施 ・予算策定、予算執行、決算、監査 ・BCP、緊急時対応、緊急参集訓練の企画・実施 ・広域的な広報、ガーデンツーリズム企画・調整 ・事業企画（公益・収益）、他企業・団体との連携促進、交通・観光事業者との包括的な連携 ・情報セキュリティ対策

イ 現地職員の配置計画（現地責任者の責務、役割及び経歴、主要職員等の役割分担）

現地責任者の責務、役割及び経歴

園長は、県立都市公園の管理経験が豊富な人材を常勤で配置し、公園の総括責任者として公園管理運営及び地域との連携・協働に取り組みます。



主要職員の役割分担

管理運営業務に応じ（本公園の特性に応じ）以下のとおり [redacted] を配置し、管理運営スタッフと一体となり多岐に亘る業務を遂行します。

ウ 特に都市公園管理運営の専門知識(関係資格の保有等)や経験を有している者の配置状況

本公園の管理運営方針である「第1章 REBORN 花とみどりと水の美しい舞台を」の実現に取り組むため、 [redacted] します。また、必要に応じ、 [redacted] 行います。

エ 県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制及び、関係機関における効果的、効率的な情報共有の考え方と仕組み

連絡体制

本公園において、県都市公園課、県横浜川崎治水事務所、グループ代表本部、石勝エクステリア指定管理運営本部、サカタのタネ GS 本社、等との連絡体制を以下のとおり構築し効果的、効率的な管理運営を行います。夜間・休日等の緊急時には、緊急時連絡フロー図や緊急時対策連絡網などにより、24 時間 365 日対応可能な連絡体制を整備しています。

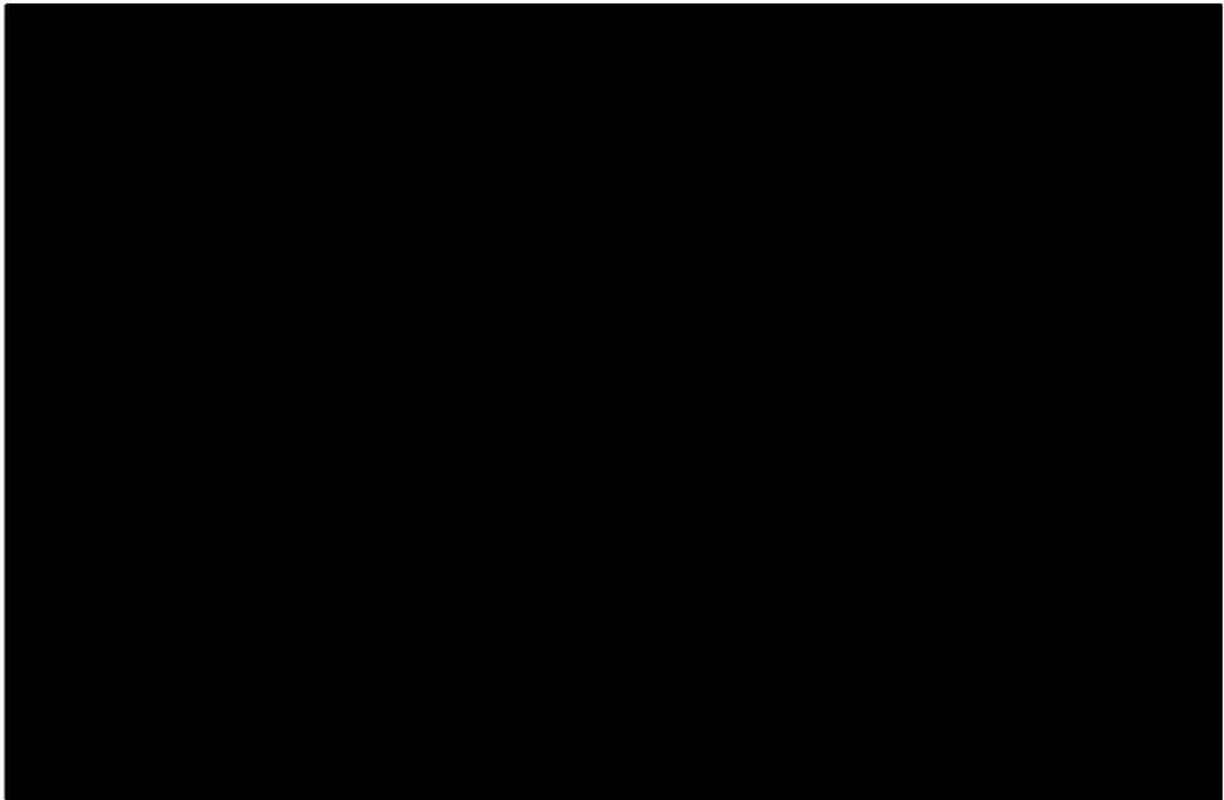
情報共有の考え方と仕組み

関係機関との情報共有には、状況に応じて、対面、書面、電話・メール・Web 会議等を活用します。特に県横浜川崎治水事務所や警察署・消防署とは、日常から対面による「顔の見える関係」を構築し、緊急時等に備えています。

県横浜川崎治水事務所	・確実な連絡体制の整備や、普段から担当者間の報告・連絡・相談が円滑に行える環境整備に務めている ・月例報告等の提出時を定期的な情報共有の場として臨んでいる ・制度面や他公園にも関連する事項については指定管理者本部が県庁所管課とも調整
------------	--

警察署、 消防署	・通報、相談等は速やかに正確な情報をもとに実施 ・防災訓練の調整等を通じて、普段から連絡・連携を密にしている
地域団体等(自治会、競技団体 ボランティア、学校、企業等)	・イベント等の調整時や定例的な会合等の場で必要な情報共有を行っている ・広報誌、ホームページ、SNS、掲示板等を活用した情報発信
指定管理者内 での取組	・現地と本部の確実な連絡体制による情報共有（事件・事故等は全て速やかに理事長に報告するとともに全公園へ周知） ・原則毎月開催の全公園の責任者が参加する会議において情報共有、意見交換 ・現地職員間では朝礼や月例会議での直接伝達やサーバーの「伝言メモ」を活用した情報共有

<別表> 現地の職員配置計画



(2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

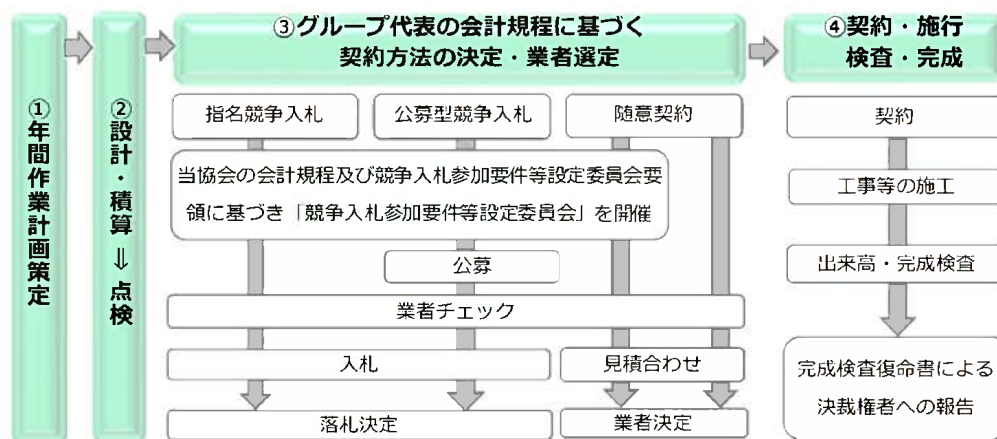
ア 委託業務の管理の考え方

グループ代表では、委託業務を効率的・効果的に実施するため、年間発注計画による計画的な発注、品質確保や透明性に配慮した業者選定、適切な進行管理に努めるとともに、諸規程やマニュアル等に基づき、監督職員による指示及び履行確認、検査員による出来高・完成検査を行います。

監督職員は、法令遵守、品質確保、安全管理体制、連絡体制、工期遵守、利用者対応等の視点から指導監督を行います。

また、高齢者就労団体等への委託では高齢作業員の健康・安全対策を重視し、障がい者就労施設への委託では、丁寧な作業指導により安全で確実な業務管理を行います。

植物管理や警備等、石勝エクステリアから委託する場合は3者見積もり、施工の合理性等から判断し、専門企業としてのノウハウを活かし効果的な発注を行います。



イ 指導監督の内容

委託業務の各段階で、以下の項目について点検、指導、監督を行います。

- ・業務計画書等に基づき、業務実施体制、工程管理、作業方法、安全管理体制を確認
- ・社会保険の納付、最低賃金の履行確認及び業務上知りえた内容の守秘義務契約確認
- ・業務実施時は、作業内容等の日報による確認や現地履行確認による指導監督
- ・園内通行証の発行、徐行運転の履行、バリアード等安全対策の徹底
- ・業務記録及び作業写真等は当協会文書管理規程に基づき管理し必要に応じ県へ提示
- ・監督職員以外の検査員による履行確認、完成検査により、品質、出来栄を確認

ウ 本公園で重視する視点

種別	業務内容	指導監督項目	点検方法
・植物管理 ・施設管理 ・清掃管理	・枝下し、枯損木処理 ・設備、遊具の点検等 ・廃棄物処理、搬出	・周知看板等利用者への安全確保 ・適切な手法、点検漏れ防止 ・マニフェストによる確実な処理	・巡視、作業日報等 ・業務報告書、現地確認 ・作業日報、書類確認

※本公園の委託業務の考え方、内容等については、計画書2及び様式第3号に記載しています。

(3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための日々のOJTや研修等の人材育成体制や職員採用の状況、チームワーク保持や労働時間短縮の取組、職場のハラスメント対策など適切な労働環境の確保に係る取組状況

グループ代表では、人材育成、就労意欲向上、計画的な職員採用、労働環境の確保に着実かつ相互に連携させて取り組むことで指定管理者として安定的な管理運営を行う体制を構築しています。

ア 人材育成の考え方

様々な施設や自然環境、機能を有する県立都市公園の管理運営には、自然生態、植物管理、施設管理、安全管理、地域防災、利用促進、地域協働など、それぞれの専門知識や経験だけではなく、これらを総合的に活用して多様なニーズに合致したサービスを提供することが求められます。

当協会では、公園管理におけるプロフェッショナルとして常に質の高い公園管理運営を目指し、職責・職員毎にテーマを設定し、3つの手法により人材育成・能力開発を行うとともに、職員のやる気と潜在能力を引き出す仕組みを構築しています。

職員ごとの育成テーマ設定

全職員共通	都市公園の情報、安全管理、接遇の向上、手話の取得、コンプライアンス、個人情報保護、救命救急、防犯・防災、労働安全衛生
現地責任者	マネジメント力の向上、利用促進ノウハウの向上、職員指導力の向上、労働安全衛生法規
内勤スタッフ	適正な受付・実務の能力、HP・SNS等の情報発信力向上
外勤スタッフ	安全管理、労働安全法規、機械操作能力向上、施設ごとの維持管理ノウハウ

人材育成手法・内容

OJT (職場指導)	<ul style="list-style-type: none"> ・豊富な公園管理経験を有する職員等社内リソースを活用した公園特性・管理ノウハウ・利用者対応等の細部の知識や技術を養成 ・グループ構成企業の先進的な管理ノウハウにより植物管理を共同で行い知識・技術の向上 ・新規採用者への適切な職場指導 ・毎朝、朝礼時における作業内容、KYT、留意事項等について確認・周知
OFF-JT (研修)	<p>(主にグループ代表職員による研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接遇、安全管理、植物管理、利用促進、事務処理等に係る研修 <p>(主に外部講師等による研修)</p>
SD (自己啓発)	<p>等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得の費用補助 ・社外講習会、セミナー等への参加促進、先進事例視察 ・異業種、他組織との交流の場への積極的参加（見本市、展示会への参画、出展）等



「エコプロ」への出展

職員の「やる気」と「潜在能力」を引き出す仕組

グループ代表では、職員の「やる気（向上心）」と「潜在能力」を引き出すため、業務実績向上に努めた職員を公平・平等に評価する「人事評価制度」や職員の模範となる取組、顕著な実績に対する「職員表彰制度」を導入しています。

これらの制度を適切に運用し、職員の達成感や満足度を高め、職員自らが更なる自己研鑽に取り組む意欲を高めます。

イ 職員の採用

指定管理業務を着実かつ安定的に遂行するために、業務に応じた職員を計画的かつ、原則として公募により採用するとともに、高齢者、障がい者の就労機会の拡大や意欲・能力を発揮できる環境の整備に努めています。

- ・**現地責任者**は、公園管理運営方針を理解し、公園利用者・県横浜川崎治水事務所・地元自治体・関係団体への的確な対応ができる人材を常勤職員として採用
 - ・**公園管理主任等の現地スタッフ**は、公園管理実務経験者等の専門知識・技能・資格を有する即戦力となる人材を非常勤職員として常に確保
 - ・**パートタイム職員**は、公園への熱意、職務に必要な知識・技能等を有する人材で、地域の雇用促進や災害時の対応を考慮し、できるだけ地元にお住まいの方を採用
- ※非常勤職員、パートタイム職員等の有期雇用職員には、改正労働契約法に基づき、雇用期間が5年以上となる場合、職員の希望により無期労働契約に転換できる制度を整備・運用しています。

ウ 働きやすい労働環境の確保

基本的な考え方

グループ代表は、誰もがその能力を十分に発揮し、心身ともに健康でいきいきと働き続けることが重要であると考え、職員が働きやすい労働環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでいます。そのために労働安全衛生法をはじめ、働き方改革関連法等の法令を踏まえ必要な取組を強化するとともに、職場における新型コロナウイルス対策に取り組んでいます。

(ア) 労働時間の短縮、ワーク・ライフ・バランスの確保

- 時間外労働の上限規制（45時間／月、360時間／年）の徹底**：適切な業務分担及び業務の効率化の推進／週1回のノー残業デーの設定及び実施の徹底／36協定の締結、一般事業主行動計画（ノー残業デー）の策定、所管労働局への届出・公表
- 年次有給休暇の確実な取得**：年間最低5日間の年次有給休暇取得の義務化（10日以上付与職員対象）／本部による取得状況の確認（四半期毎）及び取得促進の徹底／一般事業主行動計画（年次有給休暇の取得目標）の策定、所管労働局への届出・公表
- 労働時間の状況把握**：総括責任者による残業の事前命令の徹底と、厳格な時間管理／本部による毎月の労働時間チェックと必要に応じた総括責任者への指導

(イ) 職場のハラスメント対策

これまでも職場のハラスメント対策に取り組んできましたが、労働施策総合推進法の改正等を踏まえ、令和2年度から、パワーハラスメント等の防止対策を強化しています。

「職員就業規程」「コンプライアンスガイドライン」にハラスメントの禁止を明示／「職場におけるハラスメントの防止に関する要綱」を制定し、ハラスメント防止に対するグループ代表の取組方針を明確にし、ハラスメント等の撲滅推進を強化／ハラスメント防止に対するトップメッセージを発信し、全職場に掲示し、職員に周知徹底／DVD等を活用し、すべての職場でハラスメント研修を実施／ハラスメントに関する相談・通報窓口を協会本部に設置し、相談・通報への体制を整備

(ウ) チームワークの保持

全職員が管理運営目標を共有し、能力を引き出せる業務分担／日々の朝礼や月例会議等を活用した情報共有／職員相互の協力体制を保持するための組織としての「心理的安全性※」確保
※心理的安全性 職場の上下関係や発言による（悪）影響を恐れずに、自分が良いと思ったこと感じたことを気兼ねなく発言できる環境

(エ) 職員の心身の健康保持増進 職員の感染症対策は計画書9(2)ア(エ)を参照

○**取組体制等**：県の「CHO構想推進事業所登録」事業への参加／「マイME-BYOカルテ」の登録、利用／定期健康診断の実施及び診断結果に応じた保健指導の利用促進／健康保険委員（協会けんぽ）の設置による職員への健康に係る広報等の充実

○**職場における対策**：執務環境の確認と継続的な改善（空気環境、温熱条件、視環境等）／感染症予防対策の実施（インフルエンザ予防接種費用補助、マスク・アルコールの配備等）／熱中症予防対策の実施（空調ファン付き作業着、スポーツドリンクの配布等）／ハチ刺されによる重症化を防ぐ、ハチアレルギー抗体検査費用の補助／受動喫煙防止対策の徹底



夏季のスポーツドリンクの配布

○**メンタルヘルス対策**：専門機関によるストレスチェックの実施（年1回）及びカウンセリング等の体制整備／ハラスメント防止や「心理的安全性」の確保による風通しのよい職場の実現

(オ) 男女共同参画への対応

男女平等による職員公募、採用や意欲と能力のある女性職員の積極的登用に努めるとともに、出産、育児や介護を行う職員の仕事と家庭の両立が図られるよう様々な取組を進めています。

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定、届出、厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」に公表／えるぼし認定（女性活躍推進法第9条の認定）の取得に向けた取組／出産、育児や介護に係る休暇、休業取得及び短時間勤務職員の深夜勤務、時間外勤務の制限等を規定

(カ) 高齢者雇用への対応

優秀な高齢者が有するスキルやノウハウを活かせるよう高齢者雇用に取り組んでいます。高年齢の職員が安心安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防の観点から、転倒防止、落下防止、熱中症予防、健康増進等、作業や職場環境の配慮事項を取組方針「エイジフレンドリーな職場環境を日指して」としてとりまとめ職員に周知しています。

(キ) 労働環境確保のその他の取組

最低賃金の履行確保、社会保険への加入、労働契約書の交付等の遵守／無期労働契約制度、福利厚生生活への補助、ボランティア休暇制度の整備／有期雇用職員への公正な待遇の確保（年次有給休暇、予防接種費用補助、福利厚生活動、研修等）／令和2年度に社会保険労務士による「労働条件審査」を受審

(ク) 労働条件審査

令和2年度に公共サービスの質の向上のため、社会保険労務士による「労働条件審査」を受審しました。

審査結果：法令評価「4」（最高「5」の5段階評価）

労働環境モニタリング「A」（最高「A」の5段階評価）

計画書 13 「コンプライアンス、社会貢献」

(1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）

ア 基本的な考え方

グループ代表は、公益財団法人としての社会的信頼性の維持、業務の公正性を確保するため、すべての役職員に法令及び協会の諸規程の遵守を徹底するとともに、常に社会規範や社会的責任を念頭に置いて業務を執行することで、公益目的を達成し、社会に貢献できるよう取り組んでいます。

行政庁等による検査・監査の受検、理事・監事及び評議員による執行状況の監督、「コンプライアンス要綱」に基づくコンプライアンス委員会や内部通報制度による厳重なチェック体制を整備するとともに、「コンプライアンスガイドライン」では具体的な行動指針を示し、役職員一人ひとりの意識向上に努めています。特に、個人情報保護やソーシャルメディア利用、ハラスメント防止対策については個別に規程を定め、役職員への教育・研修や「事故・不祥事防止会議」等を通じて周知徹底を図っています。

イ 諸規程の整備状況

別添のとおり、諸規程類（組織、経理、給与、就業、個人情報保護、情報公開、文書管理等の規程及び労働環境確保のための方針等）を整備しています。（指定管理業務においては、グループ代表の個人情報保護規程、情報公開規程、文書管理規程等を遵守）

ウ 施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守

法令遵守の徹底に向けた取組 コンプライアンス要綱等に基づくチェック体制の整備や「コンプライアンスガイドライン」の実践、教育・研修による周知徹底を図るとともに、業務執行状況について内部検査指導要領に基づく検査を実施しています。

また、指定管理業務に係る県、外部有識者によるモニタリング、県監査委員監査を万全な態勢で受検するとともに、公益法人認定法に基づく立入検査、第三セクター等指導調整指針に基づく「自立した第三セクターのチェック」の機会も活用し正確な情報により適正な法人運営に努めます。

施設設備の維持管理に関する法規 公園施設の安全確保や利用者が快適に過ごせる場を提供するためには、都市公園関係法令はもとより、設備点検に関する法律や衛生環境の確保に関する法律、消防法など各種法令を熟知しておく必要があります。研修や講習会の受講、資格取得等を通じて各種法令への理解を深めるとともに、法令に基づく点検や業務報告を確実に実施し、安全な公園管理運営を図ります。

電気事業法（受変電設備）、消防法（消防用設備）、建築基準法（建築物）、フロンガス排出抑制法（空調設備）

労働関係法規 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、労働契約法等に基づき、就業に関する規程を整備しており、これらを適切に運用し安全で快適な労働環境を確保します。

エ 指定管理業務を行う上での具体的な取組

労働条件審査の受審（令和2年度に社会保険労務士による労働条件審査を受審）

審査結果：法令評価「4」（最高「5」の5段階評価）／労働環境モニタリング「A」（最高「A」の5段階評価）

反社会的勢力の排除（「神奈川県暴力団排除条例」の遵守）

グループ代表の「コンプライアンスガイドライン」において、反社会的勢力との一切の関わりを禁止するとともに、本公園に「不当要求防止責任者」を配置／委託業者の選定にあたり「県の競争入札参加資格者名簿」を活用し不良不適格業者を排除

守秘義務

指定管理業務を通じて知りえた情報の守秘義務（退職後も含む）について「コンプライアンスガイドライン」に定め、研修等での指導を徹底／業務の一部を第三者に委託する場合は、守秘義務について契約書等に記載し遵守を徹底

文書の管理・保存、情報公開、各種報告書等の提出・公開

取得・作成した文書は「県文書管理規程」に基づいて定めた「文書管理規程」により管理・保存／県の指定管理者のモデル規程に即して整備した「情報公開規程」に基づき対応／各種報告書等を適正に作成・提出期限内に提出し、県指定の報告書等はホームページ上で公表

管理口座・区分経理

管理口座及び会計処理について、指定管理業務と他の業務を区分して管理

保険の付保

施設賠償責任保険・施設災害補償保険（1事故当たり4億円〈適用回数は無制限〉）及びイベント保険等に加入

（2）指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

持続可能な社会を公園から 「2030年までに誰ひとり取り残さない持続可能な社会を目指す」SDGsでは、経済、社会、環境の三側面の調和が重要とされており、この認識も踏まえて環境分野の目標達成に向けて取り組みます。

ア 環境負荷軽減の具体的取組 4つの環境目標

<p>低炭素社会への貢献</p> <p>再生可能エネルギーの導入促進：再エネ電力の積極的活用</p> <p>環境負荷軽減の取組：樹林地の適正管理、事務所等の省エネ、アイドリングストップ呼びかけ</p>	<p>生物多様性保全</p> <p>生態系に配慮した管理：草地、樹林地、水辺等環境に応じた管理（刈残し、繁殖期への配慮）</p> <p>希少種保護：モニタリング、採集禁止、生息環境維持</p> <p>外来種防除：ペット等の放野防止、駆除活動</p>
<p>循環型社会への貢献</p> <p>ゼロエミッション：植物発生材の園内活用、イベント等のプラゴミ抑制、ごみゼロアクセス</p> <p>グリーン購入：管理物品調達におけるグリーン購入促進</p>	<p>普及啓発の促進</p> <p>環境学習イベント：観察会、学校団体受入れ</p> <p>市民団体との連携：活動の場提供と活動支援</p> <p>職員の意識向上：内部研修、「環境マネジメントシステム」によるPDCA</p>

イ 環境目標達成におけるポイント

グリーン購入の推進 「神奈川県グリーン購入基本方針」に即し、グループ代表が定めた「神奈川県公園協会グリーン購入に関する方針」に基づきグリーン購入に取組みます。具体的な購入品：トイレトーパーパー・コピー用紙・文具等

再生可能エネルギーの導入促進

- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、温室効果ガスの削減に取り組むとともに、エネルギー使用量を測定記録し年1回県に報告
- ・再生可能エネルギーの使用率が高い電力会社の導入を積極的に促進

ウ 環境マネジメントシステムによる実効性の担保

「エコアクション21※」を参考として独自に構築した環境マネジメントシステムにより行動目標を定め、総合的な環境マネジメントを推進し環境負荷の軽減と自然環境保全の普及啓発を図っています。取組はPDCAサイクルにより継続的に向上を図ります。



環境推進委員 公園ごとに選任、公園の特性を踏まえた年度目標の設定と取組の自己評価

本部環境推進委員 法人としての評価を行い、次年度目標への助言、具体取組への展開

※エコアクション21とは、環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム（EMS）。組織や事業者等が環境への取組を自主的に行うための方法を定めています。

エ 本公園での具体的な取組

環境負荷軽減の取組

植物発生材の堆肥リサイクル

自然環境の保全に配慮した管理運営と環境教育の取組

樹林・園内樹木の保全、育成／外来種防除／園内動植物の調査・モニタリング／希少動植物の保護／各種観察会の実施／農薬使用の抑制・適切な使用等

(3) 障害者雇用促進法の法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績

ア 法定雇用率の達成状況、未達成の場合の今後の対応

イ 障害者雇用促進の考え方と実績

障がい者への就労機会提供の取組

グループ代表は、障がい者の就労を支援するため、指定管理業務や公益事業を通じて様々な取組を進めています。

指定管理業務における植物管理の一部を[]に委託／障がい者雇用につなげるため[]を受入／障がい者を雇用する企業が生産した花苗の公園への植栽や地域緑化団体への配布／福祉作業所等が作成した菓子やグッズを販売する場を提供／グループ代表は、障害者雇用率3%以上の要件を満たしているため、「かながわ障害者雇用ハート企業」として県が公表

障がい者雇用を行う企業等への積極的な業務発注

グループ代表は、障害者就労施設、障害者雇用企業等への積極的な業務発注を推進するため、「障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針」を定め、毎年度「実績」を超える「調達目標」を設定し、その達成を図っています。調達方針・実績はグループ代表のホームページで公表しています。また、グループ代表は長年「[]」に相模原公園の植物管理業務を委託していることから、令和2年度神奈川県工賃向上支援事業「発注に貢献した企業表彰」を受賞しました。

(近年の発注状況)

年度	調達目標	調達実績	主な調達内容
平成29年度	5,000,000円	7,135,366円	花壇植栽管理委託、草取り業務委託、苗木購入等
平成30年度	7,200,000円	8,352,366円	産業廃棄物処理委託、作業用ヘルメット購入等
令和元年度	8,500,000円	8,783,936円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等
令和2年度	9,000,000円		

グループ代表の次期指定管理期間における調達目標：指定管理期間中に10,000千円／年

本公園においても、清掃業務の委託、園内に植栽する花苗やイベント時の販売品の仕入などにおいて、障害者就労施設等への積極的な業務発注に取り組めます。

石勝エクステリアでは、令和2年時点で障害者に特化した人材紹介会社2社と取引があり、1社は在宅勤務に特化した会社、もう1社は就職支援団体と繋がりのある会社に発注しています。業務内容、勤務形態の面で幅広い人材の受け入れに取り組んでいます。期指定管理期間における調達目標：園内清掃、除草にて令和4年～令和8年までで計100万円。その他、障がい者施設にて製造のお菓子、工芸品などの販売。

(4) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」

の主旨を踏まえた取組

ア 取組の考え方

障害者差別解消法及び「ともに生きる社会かながわ憲章」の制定主旨を踏まえ、合理的配慮の提供や広報啓発・研修等に取り組んでいます。

また、障がいのある方とご家族、介助者等が利用しやすい環境整備を促進するとともに、障がい者と障がい者以外の利用者が交流する機会を提供することで相互理解を促進し、インクルーシブな利用環境の確保に努めます。さらに、各公園でのイベント等を通じて障がい者支援、障がい者理解の普及啓発に関する取組を進めます。

イ 職員に対する研修



ウ 合理的配慮の提供の具体的な取組

県等が実施する施設のバリアフリー化等の環境の整備を基礎として、様々な障がいに応じて個別に合理的配慮を提供し、社会的障壁の除去に努めます。

物理的環境への配慮 (障がいに応じた利用への配慮)	意思疎通の配慮 (障がいに応じた意思疎通への配慮)
<ul style="list-style-type: none">・パークセンターでの車いすの貸出・車いす利用者の段差通行のための携帯スロープの配備、設置・車いす利用者の目線を意識した展示作成・触ったり香りを嗅いだりできる展示作成・起伏のある公園での送迎等のサービスや車両の乗り入れ対応	<ul style="list-style-type: none">・積極的な声掛けによる利用案内、障がいの状況に応じたゆっくり丁寧な会話・バリアフリーマップの作成・配布、ピクトグラムを設置・神奈川県ウェブアクセシビリティ方針に準じたホームページの作成・運用・パンフレット等の点字化や読み上げ可能な電子データによる提供・県の「色使いのガイドライン」に則った園内掲示物や配布物の作成・職員による窓口対応・「耳マーク」の掲示による聴覚障がいの方への筆談などの配慮・コミュニケーションボードやタブレット端末等の設置・ホームページ等への「ほじょ犬マーク」の表示（補助犬の施設利用の促進）・障がいのある方の家族、介助者等コミュニケーションを支援する方への丁寧な対応

エ イベント等への参加促進

グループ代表では、障がいのある方を対象としたイベントや障がいの有無に関わらず、ともに楽しめるイベントの開催実績があり（ユニバーサルカヌー体験、ユニバーサルデー、ボッチャ体験等）、本公園においてもユニバーサル運動会等を開催します。

オ 公園利用者等への普及啓発

県との共同による「ともに生きるかながわ憲章」の巡回パネル展の開催や、普及啓発ポスターの掲示を行いました。今後は、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念も併せて障がいのある方への適切な配慮について普及啓発を図ります。

(5) 神奈川県手話言語条例への対応

聴覚障がい者の方の安心安全な公園の利用環境を確保するために、意思疎通、情報取得のための重要な手段である手話を使いやすい環境づくりに努めます。

ア 具体的な取組

普及体制 グループ代表本部に、



職員の指導を行います。

職員への教育、研修

利用環境の向上

職員による窓口案内／コミュニケーションツール（コミュニケーションボード、タブレット端末）の設置（再掲）／電話以外の問い合わせツール（ホームページ、メール、SNS、FAX）の用意／必要に応じたイベント等における手話通訳者の配置

(6) 社会貢献活動等、CSR の考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標 目標9（イノベーション）、11（都市）、15（陸上資源））への取組

ア 社会貢献活動等、CSR の考え方と実績

グループ代表 CSRを「社会貢献活動」はもとより、「公益法人としての設置目的、コンプライアンス強化をベースに、事業運営を通じて地域社会への貢献、環境への配慮を行い、地域の活性化に繋げていくこと」と幅広く捉えています。このことは持続可能な社会を目指すSDGsの理念とも繋がっており、その取組に積極的にコミットしています。この目標を達成するため、公園管理運営事業や公益事業において幅広い活動を行っています。

石勝エクステリア 創業から「自然と人間社会の空間共存の調和」に向けた造園技術と、それを実現する環境保全技術・工法の開発により、社会的貢献（CSR）に取り組んできました。こうした事業の展開により、ヒートアイランド現象の緩和などの都市気象の調整、植物の育成による自然災害の防止など、地球温暖化対策に大きく貢献するとともに、花の景観づくりなど市民生活に潤いと安らぎを提供しております。


2030年に向けた「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組と関連させながら、今後も住み続けられるまちづくりに向けて事業を展開してまいります。

サタカのタネGS CSRを「社業」や「社会貢献活動」を含め、企業が広く社会で果たすべき責任であると捉え、「種苗を通じた社会貢献」に取り組むとともに、種苗産業は自然環境や地域文化と強く結びついていることから、地域や自然環境への貢献、植物を愛する心を育む次世代への啓発活動等に積極的に取り組んでいます。

グループ代表

公園管理運営事業等を通じた取組	公益事業等としての社会貢献
<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業への発注・物品調達、地域雇用、地元商工会、観光協会との連携、地域活性化イベント等による経済の地域循環 ・大学等の研究、教育の場の提供、幼稚園、学校等の校外学習への協力 ・企業のCSR活動の支援 ・フォトコンテスト等による県立公園全体のPR、自然環境の保全等の普及啓発 ・グリーンアーカイブスでの公園緑地関係資料の保存・整理・閲覧 ・公園・緑地に携わる官民の関係者を対象に「都市公園における公民連携のあり方」講演会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会、市民団体等の緑化活動を促進するため、公募による活動団体への花苗配布を実施（福祉施設が生産した花苗を調達し配布） ・県内の幼稚園、保育園に職員等を派遣し、野菜の栽培管理・指導等を通じた食育の普及啓発を実施 ・「親子で学ぶSDGs入門」出張講座開催 ・学校等への講師派遣による自然環境の保全等に関する普及啓発 ・に参画し、市街地の緑化活動の一環として神奈川県庁にハンギングバスケットを展示 ・地域と連携した公園周辺道路等の清掃活動「ゴミゼロアクセス」を実施 ・遊休農地を借り上げ、県内の学校、商業施設等の緑化活動に活用される苗木を生産 ・東日本大震災、熊本地震被災地への寄付活動の促進（を通じた寄付）

石勝エクステリア

公園管理運営事業等を通じた取組	
<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業への発注・物品調達、地域雇用、公園運営に関わる地域団体や関係機関等との連携 ・指定管理公園の先進的取組の発信（誘引） ・事業実施における当該行政機関等との連携（統一美化清掃への参加、行政施策のPR、防災訓練への参加、緑の研修会の実施、地域包括ケアシステムの推進や高齢者生きがい事業等との連携、警察機関との連携による防犯運動の協力等） ・自治体の緑化施策への協力（花苗育成、公共施設配布、緑のカーテン普及） ・地縁組織や関係団体との連携（自治会加盟、役員会への出席、地元商店との連携、少年野球連盟等との連携、観光協会等） 	 <p>生物に配慮した在来植物による商業施設の緑化</p>

- ・市民活動団体との連携（相互の情報共有とイベント等のマッチング）
- ・環境学習や講習会を通じた地域緑化の促進、生物多様性の普及啓発
- ・自治会、市民団体等の緑化活動への支援（花苗等の配布）
- ・防災訓練等を含めた自主事業イベントの開催 ・福祉関連団体との連携による障がい者等の社会参加への貢献
- ・地域スポーツ団体との連携による幅広いスポーツ教室を始めとした健康増進
- ・大学等教育機関との連携による事業展開の充実 ・小中学校の職業体験学習の受入れ
- ・公園を核としたまちづくりへの貢献（ [REDACTED] におけるまちの賑わいづくり、商業施設、地域との連携）

サカタのタネ GS

社業を通じた取組	社会貢献活動等
<ul style="list-style-type: none"> ・育種での貢献 ・環境浄化植物での環境への貢献（サンパチェンス開発等） ・緑化事業での貢献（屋上緑化、壁面緑化技術開発） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会への貢献（ [REDACTED] への協力） ・次世代への貢献（学校での事業、食育・花育） ・社会貢献団体への協力（骨髄バンク、ピンクリボン運動への寄付） ・地域緑化への貢献（本社公開空地） ・災害復興支援（希望のタネを撒こう）



次世代への貢献（学校での授業）

イ SDGs（持続可能な開発目標 目標9（イノベーション）、11（都市）、15（陸上資源））への取組

公園協会

グループ代表では、2017年12月のエコプロ※1への出展を契機に、いち早く公園の管理運営とSDGsの親和性に着目し、段階的に様々な取組を進めてきました。

※1 東京ビッグサイトで開催される環境配慮サービス等に関する展示会



外務省 HP リンクを承認されたジャパンロゴマー

ステップ1 2018年～ SDGs宣言、職員の意識醸成	ステップ2 2019年～ 利用者や県民への普及	ステップ3 2022年～ 都市公園での取組加速	公園から 持続可能な社会の実現へ
SDGs宣言 5月 公園管理運営の取組をSDGsと紐づけ宣言を公表、外務省WEBページのリンク認証 意識醸成 12月 県と共にエコプロ2018出展、内閣府の「地方創生SDGs官民連携フォーラム」への参画や「SDGsアワード」への応募等を通じて職員の意識醸成	第1期「かながわSDGsパートナー」登録 公園での普及活動 SDGs達成に向けた取組方針を 公園ごとに作成 、園内に掲示等、SDGsの意義を利用者に周知 地域等での普及活動 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村への出張講座や県職員対象の研修会での発表等各方面への周知 ・県やSDGsの先進的な取組を進めている企業、大学、地域団体の協力を得て、七沢森林公園で「SDGsフェス」を開催 等々 	「SDGs積立資産」等を活用した実践 再生可能エネルギーの活用や持続可能な地域づくり、生物多様性の保全等の取組を「SDGs推進事業積立資産」等※2も活用しパートナーシップにより公園で取組促進	

※2 グループ代表が、公園の管理運営でのSDGs推進に取り組むため、2017年度～2021年度に積み立て、2022年度以降の活動に充てる資金。SDGs推進事業積立資産（積立金46,350千円）は事業展開に、SDGs推進資産取得積立資産（13,300千円）は機器類の購入に充当



強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

災害時の公園のポテンシャルの向上：大規模災害等を想定した防災機能向上、樹林地の維持管理による災害防止と軽減
再生可能エネルギーの積極的な活用：再生可能エネルギーを活用した電力確保の促進、発生材の園内活用

11 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
誰もが安全安心に楽しめる公園管理：障がい者、子育て世代、高齢者、外国人等への対応、地域と連携した事故防止のための取組

地域での普及活動実績
「親子で学ぶ SDGs 入門」
 からの依頼による親子向け SDGs 学習講座。グループ代表がコーディネート役となり、公園で活動する市民団体によるプログラムの体験、一人一人が「SDGs」を紹介
 2020年9月開催

15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対応、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
生物多様性に配慮した維持管理：希少生物の保護、外来種防除、公園の環境特性に合わせた生態系保全
環境教育の推進：観察会等の開催、市民団体等との連携・活動活性化

石勝エクステリア

石勝エクステリアによる緑の創造は、グリーンインフラ整備、生物多様性の保全に配慮した緑化、専用機械による樹木移植工法の実践、屋上・壁面緑化などの導入、ユニバーサルデザイン、植栽廃棄物の堆肥化、チップ化、間伐材の有効活用、公民連携の実施(PPP)、機械の活用による環境保全技術の開発、自然環境調査地域コミュニティの形成、女性雇用率30%以上となっています。こうした事業を通して技術革新、循環型社会の実現、多様な主体のパートナーシップにより住み続けられるまちづくりを目指します。我々が展開する緑の取り組みから、SDGsの各ターゲットに対して関連性を見出し、統合的なアプローチを行う事で、相乗的な目標達成へ貢献できるものと考えています。三ツ池公園においては自然や生物多様性の保全、公園を核とした持続性のあるまちづくり、地域コミュニティの形成などの課題解決に臨みます。

本公園における具体的な取組

公園の適切な管理運営による機能の発現とそのプロセスでの地域連携		
地域のふれあいと健康づくりとしての場の開放 (運動施設の適切な運営、広場等の地域に開かれた有効活用)	男女共同参画、障がい者雇用の促進等	
	自然環境を活用した環境学習等の開催	
屋上緑化、壁面緑化の持続的管理、光熱水費等の省エネ	E S Gに取り組む企業からの物品等の買入れ、グリーン購入等	
生物多様性保全、樹林地の適切な植生管理、土砂災害等の防止	地域とのパートナーシップによる公園運営	

SDGs 推進事業積立資産の活用

「三ツ池公園桜樹等再生委員会」の運営や桜の更新、樹林地管理、地域連携を促進する「HANATOMO プロジェクト」、ユニバーサルサービスを促進するピクトグラム掲示、電気自動車導入、防災備蓄等をグループ代表の SDGs 推移事業に位置付け、資産を活用します。

【令和4年度実施計画】
 ・「三ツ池公園桜樹等再生委員会」の運営、桜の更新、樹林地管理、「HANATOMO プロジェクト」の準備、ピクトグラム掲示、電気自動車導入、防災備蓄、おむつ替え台の増設については、グループ代表の SDGs 積立資産を活用して実施します。

計画書 14 「事故・不祥事への対応、個人情報保護」

(1) 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに重大な事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況

ア 募集開始の日から起算して過去3年間に重大な事故または不祥事の有無
無し

イ 事故等があった場合の再発防止策構築状況

事故等があった場合は、次のとおり迅速、的確に対応し、再発防止の徹底を図ります。

グループ代表の「事故防止対策会議の実施要領」に基づき、本公園に[]を設置し、事故原因の究明、事故防止対策の検討を行い、本部に報告するとともに全職員に周知／重要な事故等については、グループ代表の[]に基づき、本部に「事故対策委員会を設置し、事故等にかかる対応策、原因の究明、再発防止、職員に対する事故等の防止の啓発等について協議／グループ代表の役員、全ての所属長が出席する「事故・不祥事防止会議」において周知・共有／事故・不祥事等が発生した場合は「事故・不祥事等に関する報告書」により、速やかに県に報告（指定期間開始までに連絡網を県に報告）

(2) 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況

ア 個人情報保護のための方針・体制

グループ代表では、公園利用者からの信頼を得るためには、利用者等の個人情報を適切に管理することが必要不可欠であるとの認識のもと、「個人情報保護方針」を公表し、公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程（以下「個人情報保護規程」という。）をはじめ諸規程を整備し、個人情報の適正な保護に取り組んでいます。

【神奈川県公園協会個人情報保護方針（抜粋）】

1. 法令・規範の遵守

個人情報保護に関する法律、県個人情報条例及び協会個人情報保護規程などの法令・規範を遵守する。

2. 個人情報の適正な管理及び研修

職員から個人情報管理者を指名するとともに、公園ごとに個人情報責任者・取扱従事者を置き、必要かつ適正な措置を講ずる。／すべての職員に個人情報の取扱いについて研修を行う。

3. 個人情報の利用目的の範囲内での取得

個人情報の取得に当たっては利用目的を明らかにし、本人同意のもと必要な範囲で取得し、取得した個人情報は利用目的の達成に必要な範囲を超えた利用は行わない。

4. 個人情報の安全管理

取得した個人情報は、漏洩、滅失または毀損の防止など安全管理に必要なかつ適正な措置を講ずる。

5. 個人情報の第三者への提供

取得した個人情報の第三者への提供は、利用目的に従った範囲内で適正に行い、本人の承諾を得た場合及び法令による場合を除き個人情報を第三者に提供しない。

6. 個人データの開示及び消去等

保有する個人データについて、本人から開示、訂正、利用停止等の申し出があった場合は適正に対応し、保有の必要性がなくなった個人データは速やかに消去・廃棄する。

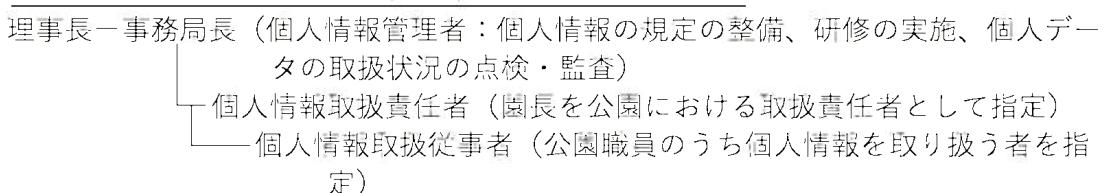
7. 相談窓口の設置

個人情報保護のための組織体制

グループ代表では、「個人情報保護規程」に定められた内容の実効性を確保するため、事務局長を個人情報管理者に指名し、協会が保有する個人情報に関する規定等の整備や研修の実施など必要な措置を講ずることとしています。

また、公園で管理する個人情報を適正に管理するため、園長を個人情報取扱責任者として、公園職員のうち実際に個人情報を取り扱う職員を個人情報取扱従事者に指定することにより管理責任を明確化し、個人情報保護に取り組んでいます。

グループ代表における個人情報保護に関する組織体制



個人情報保護のための諸規程の整備

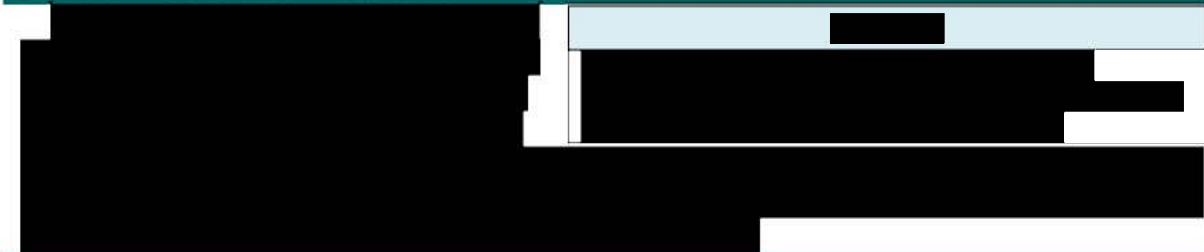
グループ代表では、県の個人情報保護条例及び指定管理者と県が締結する基本協定に基づき、個人情報保護規程を定め、さらに同規程第9条（個人データの適正管理）を受け作成した「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」において具体的な取扱事項を定めるなど、個人情報保護に関する諸規程を整備しています。

マイナンバー制度にかかる役職員及び外部講師等の特定個人情報については、「特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱」を定め、指定された職員が専用機器においてデータ管理を行うなど、厳重に管理しています。

なお、グループ代表のホームページにおいて、個人情報保護方針、個人情報保護規程、特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱を公表しています。

個人情報に関する規程
・個人情報保護方針 ・公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程 ・協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン ・特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱 ・ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

イ 職員に対する教育・研修体制



ウ 個人情報の取扱いの状況

厳格な取扱いの徹底 個人情報等の情報管理に関するチェックリスト等に基づき、厳格な管理を行います。

個人情報に係る資料、個人データの漏洩、盗難防止のため、金庫、鍵付き書庫等で厳重に管理・不要となった個人情報については、紙媒体はシュレッダー、電子媒体は外部メディアの物理的破壊等による復元不可能な状態での確実な削除・廃棄／イベントの写真撮影時等における個人が特定されないよう配慮の徹底／特定個人情報を扱う機器の特定及び作業場所の限定の徹底

個人情報の漏えいが発生した場合の対応 公園で個人情報の漏えいが発生した場合、速やかに個人情報管理者に報告し、個人情報管理者は対象となる方々や関係機関に報告し、二次漏えいの防止措置と、速やかに再発防止策を検討し必要な対策を講じます。

電子データの取扱いに関するセキュリティ強化

不用パソコン、サーバー等の廃棄処理時における「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」に基づき、内蔵ハードディスクの物理的破壊による確実なデータ消去／廃棄物業者に委託する場合、職員立ち合いのもと専用機器を用いたハードディスクの物理的破壊及びデータ復元不可能状態の確認の徹底。マニフェストに基づく産廃処理の確認／県主催「サイバーセキュリティセミナー」の受講や、専門業者への日常的な相談等による積極的な最新セキュリティ対策の情報収集／ウイルス感染や不正アクセス等に備え、被害拡大防止と速やかな復旧を図るため「対応マニュアル」や体制整備／第三者の専門機関による情報システムの安全性の確認履行済み

ソーシャルメディア利用での対応 ソーシャルメディアの活用にあたり、拡散性、双方向性等の特性から個人情報保護への配慮について必要な取組を進めています。

グループ代表「ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」に基づく個人情報の適切な取り扱い／本グループがソーシャルメディア上に個人情報を書き込む場合は事前の本人同意を徹底／投稿者（本グループ以外）が投稿者自身以外の個人情報を書き込んだ場合、協会の権限の範囲内において他人の個人情報記載を控える旨の注意喚起や投稿を削除

情報公開への対応 文書等の情報公開の申し出があった場合は、グループ代表の「情報公開規程」の定めにより、公開の申出に係る文書等に、特定の個人が峻別され、若しくは峻別され得るもの又は特定の個人を峻別することができないが、公開することにより、個人の権利利益を害する恐れのあるものは、公開しないこととしています。